

## 平成24年第3回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月12日(水)	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町政に対する一般質問	6
1番 小杉修一 議員	6
3番 常山知子 議員	13
12番 内海勝男 議員	18
10番 林豊 議員	26
○町長提出議案の報告及び一括上程	37
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	37
・議案第27号 皆野町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第28号 皆野町公の施設における指定管理者の指定について	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第29号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第30号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第31号 町道路線の認定について	
○日程の追加	58
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第32号 平成24年度皆野町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	72
・議案第33号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	73
・議案第34号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○会議時間の延長	75
○認定第1号から認定第4号の説明	75

○延会について .....	8 4
○次会日程の報告 .....	8 4
○延 会 .....	8 4



9月13日(木)

○開 議 .....	8 7
○議事日程の報告 .....	8 7
○認定第1号の質疑、討論、採決 .....	8 7
・認定第1号 平成23年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について	
○認定第2号の質疑、討論、採決 .....	1 1 7
・認定第2号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第3号の質疑、討論、採決 .....	1 1 8
・認定第3号 平成23年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第4号の質疑、討論、採決 .....	1 2 0
・認定第4号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○日程の追加 .....	1 2 1
○請願の審査 .....	1 2 1
○請願第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 2 1
・請願第6号 国に対して埼玉県立大学に医学部新設を求める請願書	
○要望の審査 .....	1 2 3
○要望第1号の上程、討論、採決 .....	1 2 3
・要望第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求 める意見書の採択について	
○日程の追加 .....	1 2 4
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 2 4
・発議第5号 国に対して埼玉県立大学に医学部新設を認めることを求める意見書の提出 について	
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 2 5
・発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求 める意見書の提出について	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について .....	1 2 6
○諸般の報告 .....	1 2 6
○議決事件の字句及び数字等の整理 .....	1 3 0
○閉会について .....	1 3 0
○閉 会 .....	1 3 0

○ 招 集 告 示

皆野町告示第55号

平成24年第3回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年9月6日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成24年9月12日

2 場 所 皆野町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林		豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	議員

不応招議員（なし）

## 平成24年第3回皆野町議会定例会 第1日

平成24年9月12日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

3 番 常 山 知 子 議員

1 2 番 内 海 勝 男 議員

1 0 番 林 豊 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第27号 皆野町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 皆野町公の施設における指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 町道路線の認定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、認定第1号から認定第4号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 會計課長	大塚宏	教育長	山口喜一郎
総務課長	大澤康男	町民生活 課長	吉田明夫
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	四方田勝吉
産業観光 課長	川田稔久	建設課長	小宮健一
教育次長	吉橋守夫	代表 監査委員	田島伸一

事務局職員出席者

事務局長	高橋修	書記	黒澤栄則
------	-----	----	------

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤径子議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより平成24年第3回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） おはようございます。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

例年になく厳しい残暑が続きましたが、朝夕大変涼しくなりました。本日は、第3回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただいて開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。常日ごろより町政進展のためご尽力を賜り、心から敬意を表する次第です。

8月は、ロンドンオリンピックで38個のメダルを獲得した日本選手の大活躍に日本国民は感動に沸きました。また、町を挙げての第44回秩父音頭まつりも、議員各位を初めとする多くの皆様の熱意により、すばらしい祭りとなりましたこと、改めましてお礼を申し上げます。

敬老月であります今月27、28日は、高齢の慶寿の祝いを開催いたします。喜寿、米寿などの7つの慶寿を迎えられる方は、昨年より21名多い512名です。金婚、金剛石婚を迎えられた方は40組であります。議員各位にもご案内申し上げますので、ご臨席を賜り、ともに祝っていただきたいと思っております。

J Aちちぶと連携して進めております道の駅みなものにつきましては、10日の週に国土交通省から登録証が交付されます。本定例会において道の駅関係議案の議決をいただき、来る10月7日のオープンに向けて取り組んでおります。先週7日の上田知事のとことん訪問において、道の駅の施設や事業の案内、説明を行ったところであります。今年度も折り返し月となりましたが、各種事務事業も予定どおり進んでおります。

本定例会において、平成23年度皆野町一般会計歳入歳出決算を初めとする3特別会計歳入歳出決算の認定をお願いしますが、決算審査意見書において田島伸一代表監査委員さん、新井康夫監査委員さんから決算調書等は法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、執行も法令に基づいた適正なもの認められるとの審査意見をいただいております。また、町財政の健全性についても、危険水域と言われる健全化基準を大きく下回る数値で、全ての健全化指標において健全性が認められました。今後も健全な財政運営に努め、楽しく子育てができる町、元気で長生きができる町、快適で安全な生活ができるまちづくりを柱

に取り組んでまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり12件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。



### ◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

5番 大澤 金 作 議員

6番 新 井 達 男 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの7日間といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの7日間と決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。新しい質問席を最初に使わせていただき、恐縮いたします



が、この席から皆野町発展のための大いなる議論が展開されることへの期待を強く自覚いたしまして、一般質問に入らせていただきます。

さて、さきの6月定例議会において、皆野病院前町道に安全のために横断歩道を書いてもらえないかとの質問に対し、公安委員会に認めてもらえないからというような消極的な答弁をいただき、多くの町民の方をがっかりさせてしまい、遺憾の念に感じ入りました。しかしながら、まだ町民のための政策において依然多くの課題がございます。ことし3月策定の第4次皆野町総合振興後期基本計画の冒頭で石木戸町長が、夢をはぐくめる安全で安心な快適なまちづくりと、大変すばらしいことをおっしゃっておられますが、それは一体誰が実行するのでしょうか。町民の身近な安全は、町が積極的に気合いを入れて取り組んで、主導していただきたいと思います。その辺を念頭にお聞きしたいと思います。

まず、質問の1項目は、防犯灯のLED化事業についてであります。防犯灯のLED化事業は、今年度4,071万円の大きな当初予算のもと、緊急雇用創出事業として計画されたものと伺って評価をしておりましたが、指名入札が不調だったとお話をお聞きいたしました。なぜ応札がされなかったのでしょうか。この緊急雇用対策を含む事業の内容及び、それに至った経緯とその後の対応を実直にお聞かせください。

次に、質問の2項目は、通学路安全総点検後の安全の実現についてであります。町におきまして通学路の調査が実施され、24カ所に上る通学路としての危険箇所が指摘され、去る7月18日、建設課長のご案内により、議長同行のもと、産建の全委員でこの危険箇所の現場視察をさせていただきました。安全安心のまちづくりをうたわれている皆野町にあって、純真な子供たちが毎朝毎日決められた道を非常に危険の中で通学をしているという現実改めて驚愕してしまいました。特にこの調査票におけるナンバー23、三沢みずほ区、ナンバー14、大淵区、ナンバー4、親鼻駅前、ナンバー5、6、上の台区においては、大型車両やハイスピードの車により大変な不安が感じられます。

一刻も早い改善対策が望まれますが、①、当該箇所等の安全の実現に対する計画等をお聞かせください。

②、あわせて町長の言われる安全で安心なまちづくりの全般の考えをご本人よりお聞かせ願います。

以上、2項目、3点ほどについてお伺いいたしますが、ぜひとも明快なご返答をよろしくお願いいたします。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） それでは、私から防犯灯LED化更新事業業務委託について申し上げます。

まず、この業務委託ですが、緊急雇用創出基金事業県補助金を利用して行う事業で、町内に約900ある既存の防犯灯をLED化する事業です。この業務委託は、緊急雇用創出基金事業でありますので、事業費の50%以上を新規採用した失業者の人件費として使用しなくてはならないという条件。また、新規採用する失業者は、東日本大震災等の影響による失業者もしくは平成23年3月11日以降離職した失業者という条件があります。町では、業務委託をすべく、去る7月24日に指名競争入札を執行いたしました。平成23、24年度入札参加資格者名簿に登録されている町内の電気工業業者4社、秩父市内の電気工業業者4社を指名いたしました。執行前に全ての業者から、都合によりということで辞退届が提出されましたので、入札中止になりました。この委託事業の特徴は、普通の電気工事と違って、請け負った業者が緊急雇用創出基金事業の条件に合う失業者を募集して工事を行う方法で、なおかつ委託料の50%以上を人件費としなければならないというものなので、特に秩父地域の業者においては失業者の募集と短期雇用への対応が困難であるという理由で辞退したのかもしれませんが、これは推測によるもので、実際の理由はわかりません。

しかし、町としては、昨年度、内容も規模も同じ工事を緊急雇用創出基金事業県補助金を利用して行った自治体もあることから、発注に無理があったとは考えておりません。

そこで、町では改めて指名範囲を熊谷県土事務所管内まで広げ、入札参加資格者名簿に登録されている9社を新たに指名し、8月20日に指名競争入札を執行いたしました。その結果、熊谷市内の株式会社東電工業社が落札し、契約を結びました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員の通告書2項目目、通学路安全総点検後の安全の実現についてのご質問についてお答え申し上げます。

産業建設常任委員会におきまして、通学路の危険箇所24カ所でございますが、現場の視察を実施いたしました。通学路の危険箇所の整備につきましては、町道部については町の道路改良事業で実施をし、県道部については秩父県土整備事務所に要望しているのが現状でございます。また、必要に応じ、秩父警察署公安委員会でございますが、こちらにも要望してございます。なお、具体的には、視察箇所ナンバー4、親鼻駅前のY字路の交差点部でございますが、当箇所は県道下戰場塩貝戸線の県道改良事業としまして、地区民の意向を重視し、秩父県土整備事務所に要望したいと考えています。

次に、ナンバー5及びナンバー6の上の台区についてでございますが、平成22年度より着手いたしました町道皆野4号線の道路改良事業として進めてまいります。現在は工事用の用地の確保のための用地交渉を継続的に進めている状況でございます。

次に、ナンバー14、大淵地内、須藤石油様入り口付近の県道皆野両神荒川線の歩道設置の要望でございますが、同県道改良促進期成同盟会などを通じまして、県道の拡幅改良事業を要望してございます。しかし、現時点では当箇所の具体的な事業化の見込みは立ってございません。

次に、ナンバー23、三沢地内、三沢小学校から秩父側500メートルの狭隘区間の拡幅改良及び歩道の設置でございますが、県道長瀨玉淀自然公園線の改良事業として秩父県土整備事務所へ要望してございます。県としても安全な通学路を目指し、予算獲得へ向けて努力するという回答をいただいております。

今後も通学路の安全対策については、教育委員会などと連携をし、早期な対応を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 1番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づき、お答えします。

ご質問の最後の安全安心のまちづくりの全般的な考え方について申し上げます。安全安心のまちづくりは、大きく分けて、1つ、災害に強い町、2つ目として、健康に安全できる町、快適で安全な生活ができる町を目指したまちづくりに分けられます。まず、1つ目、災害に強いまちづくりには、特に東日本大震災を機に町民、国民の関心が最も高いものとなりました。このようなことから、防災行政無線の整備を24年度、25年度の継続事業として取り組んでおります。また、専用ヘリポートとして金崎へヘリポートを整備し、救命率の向上に努めております。継続して学校施設の耐震工事を進めてきましたが、皆小体育館耐震化工事が完成し、町内小中学校施設は耐震化率100%となりました。安全安心な教育環境とともに、地域の避難所として、また防災拠点としての機能が向上しました。

2つ目として、健康に安心できるまちづくりとして、誰もが元気で長生きができるよう、健診レベルの高い無料住民健診を継続して進めまして、早期発見、早期治療に努めております。また、こども医療費も中学3年生まで拡大し、来る4月からは窓口支払いを廃止し、保護者の負担を軽減し、健康、医療の安心安全の向上を図ってまいります。

3つ目として、快適で安全な生活ができるまちづくりとして、交通の安全、生活の安全の確保として、生活道である町道改良を各地において積極的に進めております。特に皆野地区におきましては、長年拡幅改良工事が滞っていた、いわばあかすの道について、消防車、救急車など救急車両が円滑に通行できる道路改良工事を重点的に取り組んでいます。また、防犯灯約900基を商品電力の極めて少なく、長寿命のLED灯に切りかえまして、防犯の抑止につなげてまいります。

以上のように、災害に強い町、健康に安心できる町、快適で安全な生活ができるまちづくりを総称して、安全安心のまちづくりとして行政運営の土台に据えてまいり、取り組んでまいります。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ありがとうございます。それでは、まずLED化事業について再質問させていただきます。

事業の5割以上を緊急雇用の対策にするという形で、そうしますと電気事業というのは電気交換ではありませんけれども、高いところへ登り、また新しい電気に変えるに、それに伴い多少の配線がえもあろうかと思うのですけれども、それを一般の失業されている方を緊急に連れてこられても、なかなか難しい面があるのではないかという推測をいたしまして、一般の人であれば、そのとき道路のところに街灯があるのだから、交通の整理ですとか、周辺の片づけとか、その辺にどうしてもならざるを得ないのかなという、これも一部推測ではありますが、そういうところになってしまうと、その5割を超えるその方たちの雇用というのに、多くの町の電気事業者もちゅうちょされたのではないかという、臆測よりも私は電気事業者と話をし、そこなのだよという声は聞きました。ですから、計画に無理がなかったと一言で言われると、少し疑問かなという気がしてしまうのですけれども。かなり目的というか、いい考えのもとでなされているので、非常に残念な面があるのですけれども、その辺をうまく考慮できれば、さきの質問でもさせていただきましたけれども、こういう大きな事業はなるべく町内の業者にやってもらおうという、その考えでいきますと、結果熊谷のほうの業者で落ちついたというお話を、これは今お聞きしたのですけれども、ちょっと残念かなという気がします。その辺を含めてどうお考えでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま小杉議員からの再質問でございますけれども、確かに事業費の半分以上を人件費に使うということで、また工事も特殊な電気工事であります。電気をつけるのには、そういう電気の資格を持った方が工事をしなければならぬという場面もあると思いますが、小杉議員が言われるように、会社のほうで使う人については、電気工事の資格を持っていない方については、そういうほかの資格のないことに当たっていただくというようなことで考えていただいて募集していただければと私のほうも思います。ただ、この条件で震災による失業者が一番初めの条件としてうたわれております。その辺の方が雇用できなかった場合には、3月11日以降に失業した方という条件があります。その辺でもなかなか当地ですと該当する方が少なく、人件費に見合うだけの人を集めるのは難しかったのではないかなということで推測されます。

ただ、昨年も先ほど申し上げましたけれども、ほかの町村で本当に数も同じ、条件も同じということで

工事をした町村があります。皆野町がこの工事をするに当たりまして、その町へ行って工事の内容等いろいろご指導いただきました。その結果、設計をしまして、発注したわけでありますので、私としましては無理はなかったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、このLED化事業におきまして最終的に落札者が決まって、工事ができると。落札金額において当初予算を下回ったりした場合、あるいはこのLED化事業が完遂した暁には、今まで管理していた町の多くの街路灯が省エネ化されるわけですから、多少またそこに以降、数年後になるかもしれませんが、予算的な浮きが期待できるのかなと思ひまして、その予算は今まで早く街灯が欲しいと言われていた地区に振り向けていただけるといふ、要望が多分かなり町のあちこちであろうかと思ひますけれども、そこに積極的に早期に取り組むという、そういうお考えをさせていただけないでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） もちろん先ほどから申し上げましているように、安全で安心なまちづくりということからいたしましても、そうした要望等については応えていきたいと考えております。

また、先ほど町内業者の話がちょっと出ましたけれども、基本的には私は全ての事業については町内業者に落札をしていただきたいと、こういう気持ちは常に持っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 了解しました。

それでは、次の通学路の交通安全に関して質問させていただきます。まず、町道4号線、順序をちょっと変わりますけれども、町道4号線については、お聞きするところ、改良工事がバイパス側のほうから着々と進められている感もありますけれども、一番問題なのは県道のほうから入っていく、あそこが長年にわたり、主要な道路でありながら、特に親鼻方面地区から向かいますと大変鋭角なものですから、大変いい道でありながら使いにくいと。なおかつその手前に今自動車屋さんが、中古屋さんがありますけれども、そこから上の台区の公会堂に向かう道もございますけれども、あそこはいかんせん一時停止が急坂だと。入りやすいけれども、その急坂が大きな障害で、今言った親鼻方面地区からの利用は非常に難しいと。あの道はどういうわけか多くの方が利用したい道で、それにかわる親鼻地区のほうから言わせてもらいますと、親鼻駅前からガストがある道の駅にもなりますけれども、あの三沢入りの交差点を目指しますと、あそこがまた二、三台続くと坂道発進になってしまう交差点で、特に女性の方には大変また利用しにくい交差点なわけで、その辺を含めると、この道の改良というのはある程度その意味からも望まれますけれども、そこへ当初で頑張っておられる地元の運送業者さんも頑張っておられるので、そういう道でもありますので、子供が通学するとなると、やはりそれなりの危険があるわけで、特にあその県道にある電柱に機械が張りついていますけれども、あれが民地側に飛び出しています、朝小学生がずっと下から歩いてきますと、あの機械で一たん表に飛び出さなくはいけないと。内側に入ればいいのではないかと考えるけれども、内側は民地です。あの方が遠慮されて塀を立てていらっしやらないのかもしれないけれども、塀を立てば完全に使えない土地のわけなので、その辺も考慮してあの辺の改良が早期になされることを期待しておきます。

続きまして、親鼻駅前の道ですけれども、県道下戰場塩貝戸線と交差しているのは、もう何としてもあれも交差していて主要な道なのですけれども、現況はどうかというと、朝子供たちがどういうわけか向こうの踏切のほうから左側を歩いてやってまいります、県道を。左側を歩いてきて、親鼻駅前を突っ切つて、狭い入りにくいガードレールの内側に入り込んで、そうするとそのところに横断歩道が書かれているので、渡ると。大変ちょっと交通の原則からすると少し反した面もあるのかなと思いますけれども、あの辺の流れでそうせざるを得なくなっているのかもしれないですけれども。我々があそこを見たときに出了た意見の一つとしては、正規に右側を歩いてきてもらって、親鼻駅に行く道を突っ切らないで、右に折れて、そこに横断歩道が書いてもらえれば、そこで県道を渡ってしまえば、親鼻駅に朝7時半ごろあそこへ行くと2本の上下線、親鼻駅を発車する上下線がありますものですから、最近の高校生なんかがそのぐらいの時間にお母さんなんかに駅まで送ってきてもらうのが非常に多いみたいで、そうに乗せてきてもらう人は、多分なかなかうちを出るときから忙しいみたいで、早くしろ、早くしろという雰囲気の中で、かなりのスピードで親鼻駅に向かうと、乗りおくれないように向かうと。そういう危険があるわけで、その辺を含めて、相手が県道であるからということであっても、対策は何かできるのではないかと考えていたすわけでありませう。

そのほか大淵の県道及び三沢の県道においては、もう大型、一般車、びんびん飛ばすところで、その脇を子供たちが歩いていると。純真な子供たちが決められた道を歩いているわけです。決められた道を歩いているわけです。その辺をだから考慮していただいて。実は皆野小学校のところで、ここの隣の役場の前から新しい道が皆野小学校の正門に向けて抜けたと同時に、通学路を変更されたという話を少しお聞きして、それは大変いいことだったと、大変安全性が出たという話をちょっとお聞きしたりもして、このように町としてできる対策というのがあるのではないかと。幾ら県道だからといってお願いだけでも、多分何年も先になってしまう。県道の主の目的は、まず道路拡幅というところから入るのでしょうし、また子供が通学路として通るという考えとまたちょっと違う面で主導されてしまう可能性もあるわけですから、町としてその辺を積極的に取り組んでもらうという考えで、教育長、三沢もかかわっているので、どのようにお考えですか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 通学路の安全問題について、今お話をお聞きしまして、全くそのとおりだなというふうには思いますけれども、通学路の安全については4つほど考えられるのかなというふうにふだん思っています。

1つは、通学路の環境問題、環境面、それから2つ目が安全指導の面、それから3つ目が地域との協同の面、それから4つ目が通学路の指定について、こんなふうになります。通学路環境の面というのが、先ほどからお話に出ているように、道路を広くしたり、歩道をつけたり、横断歩道をつけたり、こういうふうなものが通学路の環境面の安全確保、そんなふうを考えます。したがって、先ほどお話があったように、町道は町のほうの責任でありますけれども、いろいろな問題がやはりあります。県道は特に管轄が県のほうですので、県のほうが主導で仕事を進めています。そこで、県道でも環境面が何とかならないかというお話ですけれども、もしそういういい方法があるのだったら教えていただきたいな、そんなふうに思っています。

そして、安全指導の面は、学校で安全の指導をするのがソフト面ですけれども、これが重要な、そんなふうに思っています。危険を予測し、回避することができる安全指導。信号が青だからといって、渡ってい

るときに横から来ることもあります。というのは、もう心の中で気をつけて渡らなくてはいけないのだというふうなことを子供のうちから身につけられるような指導、こういうふうな教育が必要なのかな、そんなふうに思います。まして先ほどお話があったように、狭い道でも大きな車がびゅんびゅん通る、抜け道に使う。こういうのは交通ルール、マナー、これが落ちている。それをやはり子供たちにマナーは守らなくてはいけないのだよ。そういうふうなことを子供のうちから教えていき、指導していけば、大人になってもやがていけないのだな、そんなふうに思うと思います。

そして、もう一つが、先ほど言った地域との協同ということで、地域の方たちをお願いして、申しわけないのですけれども、お願いして、交通安全の子供たちを見守っていただきたい。それが学校安全ボランティアとか、あるいは長生会とか、区長会とか、それから民生委員さんだとか、いろんな方をお願いしているのがこの環境地域として一緒に子供たちの安全を見守っていく。

最後に、通学路の指定の問題ですけれども、これについてもやはりどの道が一番安全なのかというふうなことを考えていく。通学路の指定についてですけれども、車が通らないところを通れば安全です。しかし、そこには不審者の心配があります。ですから、両方ちょうどよくいくというのは非常に難しいところなので、それだからこそ前もって危険を予知できるような教育をしていく必要があるのかなというふうに私は考えています。

そして、だから県の管轄だ、どこの管轄だということでそのまま放っておくのではなくて、積極的に働きかけて、いろんなところを通して働きかけて、なるべく早い時期に安全のようにしていただきたいな、そんなふうには考えているところです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 考えとしては前向きな答弁をいただき、ぜひ手のつくところから実行していただきたいところでもありますけれども、町長のお話もとにかく快適で安全なまちづくりの3番目に言っていたそのことでありますけれども、結局この児童の交通安全に関しましては、PTAの皆さんが十分要望されているわけでもありますので、学校にまたご挨拶することが多々あると思われるのですけれども、そこで堂々とまた言い切って、それにはやってもらわなくてはならないわけで、何しろそういう考えで臨んでもらわないとならないと思うのですけれども。今教育長が言われた、裏に回るとちょっとまた不審者の心配があるというのもあるのですけれども、そのバランスを早く整えて、何しろ方向を出すというところを急いでもらわないとならないのではないかと考えます。

昨今、皆野町において、そういった手の不審者の話というのもちょっと耳にしましたけれども、その辺の事例はあるのですか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 昨年声をかけられたというのが1件ありました。それから、その前の年には手をつかまれそうになって、一緒に行こうと言われたこともありましたが、機転をきかせて、その子は大きな声を出して逃げたということです。去年1件、おとし1件、そんなふうに私のほうは記憶しています。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） それは大変危ないではないですか。声をかけられて、機転をきかせて何もなかったと、非常に結果はいいのですけれども、解決していないわけですね。その辺の対策というのはされた

のでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 小杉議員、3回目。これがもう3度目になるので。

○1番（小杉修一議員） 難しいですね。でも、これはいい対策があるのだから。余りでは答弁も難しいかもしれないけれども、一応聞きたいということで、もう一回できます、違うことで。

○議長（大澤径子議員） この質問に関してでは、もうこれで再々質問が済んでしまっていますので、終わりになります。今回は特に。

では、教育長。

○教育長（山口喜一郎） では、今の不審者問題についてですけれども、1つあると、すぐ警察、学校に連絡して、よその学校にも全部連絡しています。ただ、警察に連絡した以上、教育委員会で犯人を捕まえるということはちょっと無理です。それから、もう一つは、皆野町内外のところは必ず秩父の教育事務所の支所のほうに連絡をして、そしてそれがその日のうちに教育委員会へ来て、教育委員会から各学校には、どこどこにこういうことがあったから注意してください、子供たちも注意しなさいよというふうな連絡をしている。それが今のところ不審者対策です。

○議長（大澤径子議員） 済みません。小杉議員の質問は終わったので、今の答弁でそれで終了ということになります。

○1番（小杉修一議員） 町長の答弁に対する再質問が残っているかと思うのです。

○議長（大澤径子議員） それでは、今のそこだけ、ではお願いします。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） それでは、町長にご答弁の中で、いい案があったら出してくれと言われたような気がするのですが、さっきの親鼻もそうなのですけれども、あと町道4号線に関しては今進められている計画を私支持しますから、どんどんやっていただいて。これは皆野町における長年道を放置していたという面があるのです。それを着手して、どんどんやると。やらなければ、また次がやりますから。そういうことで、どんどんやる方向で、ぜひよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） そのことに関して、私も積極的に取り組んでおりますが、一番のネックは地権者の理解、これに尽きるわけでございます。どうぞ議員の方々、この4号線にかかわらず、町がこれから計画をする町道の改良工事等につきましては、ぜひご協力をいただきますようお願いもしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

---

○議長（大澤径子議員） それでは、次に3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

1番は、災害防止の森林対策についてです。ことし7月の九州北部を襲った豪雨では、土砂崩れなどのためとうとい命が奪われ、多くの被害を出しました。土砂崩れの原因については、戦後山に杉やヒノキが国の政策として植林されたものの、その後外国からの安い材木に押され、採算が見込めず、放置されてき

た結果だと言われています。こうした災害は、九州に限らず、今度のような大雨が降れば、全国どこでも起こり得る問題だと指摘されています。それは、皆野町でも例外ではないと思います。現に2007年9月の台風9号による土砂の流出被害が発生しています。放置された森林は、崩壊や鉄砲水の発生原因となり、冬の日照不足による道路の凍結など、一部住民から不安の声が聞かれています。いつ起こるかわからない災害に対して、その対策をしっかりとすることは、町の責任ではないでしょうか。

そこで、町長に質問します。この災害防止の森林対策について、昨年高橋富美子議員の一般質問に対する回答で、間伐などを助成する県の補助事業を「広報みなの」などで紹介しているとの答弁をいただいておりますが、町民の利用状況はいかがですか。

2番目として、災害防止を積極的に進めるために、町独自の対策を考えていますか。

次は、2番目の通学路の安全対策について、先ほどから小杉議員も質問されておりましたが、実は登校中の小学生らが巻き込まれる交通事故が相次いだことは、皆さんもご承知のとおりですが、6月の初めに子供を皆野小学校に通わせている母親から、私のところに1通の手紙が届きました。それは、京都亀岡市で登校中の子供の列に軽自動車が入り込んで痛ましい事故。こうした事故が、自分の子供が通学路として親鼻橋信号から皆野小学校へ続く県道皆野両神荒川線でいつ起こるかわからないと、大変心配しています。町は何らかの安全対策を至急とって、子供たちの命を守ってほしいという内容でした。

私は、次の日、親鼻橋から皆野小学校までを登校する子供たちと一緒に歩いてみました。ご存じのように、歩道と車道を区別する白線が引いてあるだけで、ガードレールや縁石はありません。子供たちはいつも帯状の道路の部分、また多くが側溝のふたの上を歩いているのです。途中、特に狭いところ、危険と感じる場所が4カ所もありました。さらに、私は7月18日に、先ほども出ました建設課と産業建設常任委員会の通学路調査に同行させていただき、24カ所に上る通学路の危険箇所を調査しました。今回調査した場所は、町ですぐ改善できるところ、県や警察に要望するところ、学校関係と話し合って改善するところなど、整理して調査しただけで終わらないよう、次に続けていただきたいと思います。8月には、国の通学路の安全対策に関する報告書もまとめられました。私は、通学路の安全対策として、1番、早急な安全対策として、県道皆野両神荒川線における次の2点について、町の考えをお聞きします。

1つは、下原交差点から親鼻橋交差点の信号までの間を、児童の登下校の時間帯は大型車の走行を規制するゾーン対策を行う。

2番として、下原交差点から親鼻橋交差点の信号までの間を、児童の登下校の時間帯は自動車の最高速度を時速30キロに規制するゾーン対策を行う。

大きな2番としては、全ての通学路を点検し、通学路を示すはっきりした標示を設置すること。

以上、質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 3番、常山議員さんから通告がありました質問事項1、災害防止の森林対策についてご回答申し上げます。

森林は、木材の生産という経済的な役割のほかに、崩落をとめる災害防止機能、水源の涵養機能など広域的な役割も担っております。町では、間伐事業や森林に進入した竹を伐採する事業について、その内容を「広報みなの」でお知らせしてまいりました。本町における間伐事業の実績について、秩父広域森林組合に照会しましたところ、平成21年度15.57ヘクタール、所有者は15人です。平成22年度32.87ヘクタール、



所有者は29人。平成23年度30.9ヘクタール、所有者37人。本年度の予定は、現時点では予定なしとのこととございます。また、森林に進入した竹を伐採する里山再生事業の実績を県に照会したところ、平成21年度3.4ヘクタール、所有者は10人、平成22年度7.9ヘクタール、所有者34人、平成23年度3.9ヘクタール、所有者12人、本年度の予定は現在実施箇所を選定中とのこととございます。

次に、災害防止を積極的に進めるために町独自の対策は考えていますかとのことご質問について、町独自の具体的な対策のメニューは今用意はできておりません。引き続き間伐などの森林整備の必要性和助成事業等を活用した森林整備について、「広報みなの」等を通じ、森林所有者に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 3番、常山議員さんからの一般質問通告書のうち、2項目めの通学路の安全対策についてお答えいたします。

1点目、早急の通学路安全対策として、主要地方道皆野両神荒川線の親鼻橋交差点から下原交差点間の児童生徒の登下校時間帯における考えでございますが、常山議員さんにも数回下田野親鼻方面から児童と一緒に通学していただいた上でのことと思っておりますが、道幅が狭く、歩道も整備されていない状況に加え、朝の通学時間帯に自動車が飛ばして走っている。児童のすぐ脇を車が通り過ぎていく。変則的な交差点や見通しの悪いカーブがある。大型車も通行しているなど、いつ事故が起きるかもしれないという不安は大きなものであります。しかし、いざ規制するとなると、迂回したり不便となる。スクールバスや路線バスの運行コースになっている等、賛成できないといったことも予測されます。

また、制限速度を時速30キロに規制する対策につきましては、登校中の小学生らが巻き込まれる交通事故が相次いだことを受け、去る8月8日に文部科学、国土交通、警察の3省庁による小中学生らの通学路の安全対策に関しまとめられた報告書によりますと、自動車の速度が時速30キロを超えると、事故が起きた際の死亡率や重症になる割合が急激に高まると指摘。歩行者を最優先し、自動車の最高速度を時速30キロに規制するゾーン対策の提言がされております。このほか通学だけでなく、地域の方々や一般歩行者もあります。このようなことを踏まえまして、大型車を規制するゾーン対策、速度を30キロに規制するゾーン対策等につきましては、教育委員会だけの問題ではございません。交通対策担当課を主体として、交通関係団体、関係する行政区等との協議、関係機関と調整しながら、ご質問の趣旨に沿った事故を未然に防ぐ対策を進めていく必要があると考えます。

2点目の全ての通学路を点検し、通学路を示すはっきりした標示を設置することとございますが、国神小学校区におきましては、8月中旬に通学路の看板を20カ所に設置していただきました。今後教育委員会といたしまして、小中学校と連携を図りながら、町内の通学路に標示看板の設置を進めてまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、再質問をさせていただきます。

まず、第1番の災害防止の森林対策について、お答えをいただいたのですけれども、補助事業の広報で紹介しているということですのでけれども、私が去年の2月からことしの9月、今月までの町報を1年半調べたのですけれども、去年の2月に間伐材を県でやるから、森林組合でやるので、申し出て下さいという

のは1件ありました。それだけなのですけれども、このくらい、今答えていただいた、こういうふうには21年には15.57、22年には38ヘクタール、23年もというふうには、こういう間伐が進んでいるということなのでしょう。

それと、やはり山の所有者の多くが高齢になっているし、若い人は町に出てしまっている。山を守る人が本当にいないというのがこの町の現状だと思うのです。このままで何もしていなかったら、県だけの補助事業でやっていたのでは、やはり手おくれというのではないですが、これからいつ災害が起こるかわからないようなときのためには、やはり町独自で予算を組んで、ちゃんと計画的に危険な箇所からそういう所有者の方といろいろと連絡をとったり、相談をしたりして、やはり対策をとっていく必要があると思うのです。先ほども言いましたように、県の補助金頼みの森林対策では、本当に不十分ではないか。そういうことが言えるのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 3番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

町での広報の状況ですが、去年の9月から申し上げます。9月に分収造林、分収林の育成について広報を掲載しております。年が明けまして24年の2月、これは森林の所有者の届け出制度について広報でお知らせをしております。7月に山をよみがえらせる仕組みづくりを支援しますという内容のお知らせをしております。それから、今月、9月でございますが、里山平地林再生事業について事業を広報でお知らせをしております。これらについては引き続き、先ほどの答弁のとおり、続けていきたいというふうに考えております。

それから、町独自のメニューは用意をできておりませんが、これらについては常山議員おっしゃるとおり、メニューは考える必要があるかと思っておりますので、皆野町の森林計画等に基づいて、その対策を考えていかなければと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ぜひ今の産業観光課長の答弁のとおり、町でも補助事業に頼らないでやはりやっていっていただきたいと思っております。

町の所有している森林も多くあると聞いているのですけれども、そちらの町のほうでももう山が荒れているのだ、また災害予防など山の整備の必要性は十分認識されていると思います。ぜひ一歩進めていただいて、ことしの予算を見ますと、全然あれなのです。林道の整備というのはよくやられている。そういうふうには予算がついているのですけれども、山林の整備については全然予算がついていないと私は認識しているのですけれども、ぜひ来年度期待しますし、一歩進めていただきたいと。

それから、やはり町長、よく聞いてください。間伐を行って、その間伐材などを利用して新たな事業に取り組む。そして、雇用を生み出す。そうした将来的なことも町として見据えていただいて、やはり森林事業というのを考えていただきたいと思うのです。今いろんな地方でそういうバイオマスだとか、そういう間伐材を切ったやつを使ってバイオマスだとか、いろんなそういう発電だとか、いろんな事業も進められているところもあります。ぜひ町としても近い将来そういうこともぜひ考えていただいて、私はそれを考えていってもらいたいと思ひまして、次の通学路の安全対策に移ります。

ゾーン対策については、この前の国から出された通学路安全対策の報告にも、私全部を読んだわけではないのですけれども、その中で、ああ、これはぜひ町でもやっていただきたいと、30キロの制限速度にす

れば、私も走ってみました。やっぱりこれだったら大きな交通事故にならないかと、そういうことを感じましたし、朝の1時間ですよ。夕方の1時間から1時間半です、子供たちが下校するのは。ですから、そのときぐらいやはりドライバーもしっかりとそういうマナーを持って運転してもらえenと思いますので、ぜひその辺を進めていってほしいと思うのですが、今教育次長が言ったのは、そういうことも含めてやっていくというお答えだったのでしょくか、もう一度聞かせてください。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 3番、常山議員さんからの再質問にお答えいたします。

ただいまの質問のとおり、朝の通学時間帯、歩いてみますと速度を40キロ以上の車がほとんどでございます。それでブレーキを踏んで、児童の安全確保のために徐行していただくという車は本当にわずかです。それで、ほとんどがハンドル操作だけで回避していく。そういったことになると、ハンドル操作を誤った場合、やはり先ほど指摘いただきましたような京都府での大きな事故にもつながるという危険性があると思います。そういったことで、国、3省庁でまとめられた報告書ができていくということになるかと思ひます。ただ、交通安全対策面については、教育委員会のみでなくて、町だとすると担当課がございます。内部で担当課と調整いたしまして、ゾーン対策とか速度規制対策、あわせて協議して進めていけたらと思ひます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ありがとうございます。そういう前向きな回答をいただいてよかったと思ひるのですけれども、それから通学路の標示についても、私も国神に住んでますので、この間国神郵便局の前を通りましたら、しっかりと黄色いあれで通学路というのが見えまして、あれ、これは最近立ててもらったのだなということを知り、早速行動に移していただいたことをお礼申し上げます。

私も本当にこういう手紙をもらってから、この通学路についてすごく考えることがありまして、先ほど言ひました皆野両神荒川線の通学路についても、グリーンベルトを書くことはできないのかとか、通学路の変更はどうかとか、ガードレールはつけられるのかとか、いろいろと地域の皆さんにも話を聞いたり、私自身も考えた末で、先ほどの質問に至ったわけです。ぜひ町でもこれからいろんな方とご相談されるのだと思ひますが、機関と。そういうこともぜひ前向きに進めていっていただきたいと思ひます。

そして、私は今回県道皆野両神荒川線の通学路を中心に質問させていただきましたけれども、ほかの通学路につきましても先ほど小杉議員も質問してありましたが、調査の中で24カ所も危険箇所があつて、改善すべき点がたくさんあります。私もこれからも取り組んでいきたいと思ひますし、第一に大人というか、ドライバー、車を運転している人とか、大人が自動車優先の考え方を転換する。子供の命を守るのだ、そういう考えに立って、通学路の安全についても対策をとっていただきたいと思ひまして、これを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 12番、内海ですが、今議会より一般質問は本席からということで、若干落ちつきがありませんが、始めさせていただきたいというふうに思います。

ことは、9月に入ってから、先ほど町長の冒頭の挨拶の中でもありましたように、大変真夏日が続きまして、厳しい残暑が続いているかというふうに思います。8月の全国の平均気温が過去3番目の猛暑だった、このように言われております。また、夏場の前段におきまして、原発停止による電力不足等が宣伝されましたが、大規模な節電対策なり、また需給逼迫の警報等も出すことなく、ピーク時を乗り越えられた。このような状況にあらうかと思えます。特に電力不足をあおり、大飯原発の3号機、4号機を再稼働しました関西電力でのピークの需要は、8月3日の2,682万キロワットと言われております。当日の関西電力の供給電力は2,992万キロワットということで、この大飯原発の3号機、4号機の2基の発電量というのが236万キロワット、このように言われております。そうしたことから、この大飯原発の再稼働をしなくとも、この関西電力においてもピークを乗り越えられたと、このような結果が出ているようです。また、万が一に備えまして、同日は他の電力会社から約500万キロワットの融通体制をとっていた。このようなことも報道されておりました。この結果は、原発なしでも電力不足は回避できた。このことを証明しておりますし、原発再稼働は、絶対再稼働についてはやめるべきだ。このようなことを冒頭に申し上げさせていただきまして、本題に入りたいというふうに思います。

この皆野町が将来にわたって活力あり、そして持続可能な自治体であり続けることを願い、またこの町の将来を担う児童生徒たちが楽しく生き生きとした学校生活を送り、夢と希望に向かって羽ばたける。そうした環境づくりへの行政運営を願って、2項目について質問をさせていただきたいと思えます。

1項目めの通告にも書いてありますが、人口減少対策についてであります。通告当初は少子化対策についてということでお伺いしようかというふうに考えておったのですが、当町の人口減少をいかにして食い止めるか。このことが大きなテーマであり、こうした質問項目にした経過がございます。第4次の皆野町総合振興計画後期基本計画の皆野町の現状と課題の第1項として、少子高齢化の進行について取り上げております。その中で、「本町では、人口の減少とともに少子高齢化が一層進んでいくものと考えられることから、若者や子育て世帯の定住促進や、元気で長生きのできるまちづくりの取り組みが重要となります」このように書かれております。こうしたことから、人口減少対策としての少子化対策なり、また若者の定住促進対策、そして過疎地域における活性化対策等々含めましてお伺いをしたいというふうに考えております。

我が町の人口は、ことし8月1日現在1万894人であります。これは、20年前、1992年になろうかと思うのですが、当時は1万2,766人ということで、当時より1,872人の減少。10年前より1,400人減少しており、減少傾向に歯どめがかかっておりません。近年では、毎年140人前後が減少していることになろうかと思えます。そして、8年後の2020年、平成32年の人口を9,370人程度というふうに推計が出されてお

ます。この減少傾向というのは、当町に限ったことではありませんし、日本の人口も2008年から人口減少社会に入ったと、このように言われております。そうした傾向は、全国的な減少傾向であるということは言うまでもありませんが、その最大の要因としましては、何といても少子化であり、それに伴う生産人口の急激な減少も深刻な問題となってきたかと思えます。そのことは、町や地域の経済活動の衰退を招き、消費の減退、そして行政の立場から言えば、担税力の低下、何よりも町全体の活力や福祉の充実など、安定した社会生活を営む上でさまざまな支障を来すことになろうかと思えます。

人口減少対策の中心は、何といても少子化対策であり、また若い人たちが地域に定着できる仕事や雇用面も含んだ環境づくりにあるということは言うまでもありません。その具体策の一つは、1組のカップルが1人でも多く安心して子供を産み育てられる。そうした環境づくりにあろうと思えますし、もう一つは若者や若いカップルの定住をどうふやしていくかにあろうかというふうに思えます。当町におきまして、今日まで少子化や人口減少に歯どめをかけ、抑制すると、こういった目的で子育て支援等取り組みを強化してきております。

そこで、1点目としましては、ここ数年の出生者数並びに出生率の推移、また近年の町の人口の推移、そして今日までいろいろと子育て支援等取り組みをしてきております。その成果をどのように総括しているのか、お聞きしたいと思います。

2点目なのですが、近年においては平均して毎年140人前後の人口減少になっているわけですが、その要因といたしますか、原因といたしますか、それを取り除いて、いかに人口減少に歯どめをかけるか。こういったことに対して、新たな施策等ありましたら、町長にお聞きしたいというふうに思えます。

2項目めの教育行政についてであります。滋賀県大津市の中学校で発生しました生徒のいじめによる自殺という事件は、学校はおろか、教育委員会、そして警察までもが問題を隠蔽しようとした事実経過も大きな社会問題になっているかと思えます。また、この事件に関連しまして、埼玉県内在住の高校生なり大学生が関連施設の爆破予告の脅迫状なり、また大津市の教育長を襲撃といたしますか、暴行する。こういった凶悪事件へも発展をしているかと思えます。また、これも氷山の一角だと思うのですが、この事件をきっかけに、ことし7月以降、全国でいじめで暴行を受けたなどとして、少なくとも19件以上の被害届が出されている。このようなことも9月5日の新聞で報道されておりました。そして、本日12日の朝刊でも、昨年、2011年度、全国の小中高校で把握したいじめは、全国で7万231件、1,000人当たりにしまして5件、埼玉県内だけでも1,422件、1,000人当たりにして1.8件、このような報道がされていたかと思えます。調査を実施しました文部科学省は、大変深刻な状況が続いているというようなコメントがされておまして、まだまだ把握についても不十分な地域もあると。そういうことから、各地に相談機関を設置したり、また学校現場にはいじめ等の発見の努力をしていただきたい。このようなことがコメントもされておりました。

そこで、1点目ですが、町内における学校現場での不登校なりいじめの現状について、小中学校別に近年の推移も含めて教えていただきたいというふうに思えます。また、こうした不登校やいじめ等が起こる背景や原因について、教育長としてどのように捉えているのか、1点目はお聞きしたいと思います。

2点目ですが、そうした諸問題が発生しないような教育なり事前対応、充分行ってもらうことは当然なのですが、こうした諸問題に対する対応等について、どのような検討がなされているのか。教育現場におきまして、長年にわたって実践なりご尽力をいただいております教育長でございます。そうした立場も踏まえまして、お考えをお聞きしたいというふうに思えます。また、皆野中学校におけるさわやか相談員、この件に対する相談の件数なり、また活用状況ですか、そういったことがどのようになっているか、

近年等の推移も含めましてお聞きしたいというふうに思います。

以上、大きく2項目についての質問とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づき、お答えします。

1番の人口減少対策についての中での1点目の少子化対策、子育て支援の成果についてお答えします。日本は、人口減少の時代に入り、少子化対策、子育て対策は、高齢者対策とともに国を挙げての大きな課題であります。当町の少子化対策子育て支援制度は、県内でもトップクラスであると自認しております。また、他市町村への先導的な役割を果たしました。幾つか挙げますと、いち早くこども医療費を中学校3年生まで拡充し、今では多くの市町村が拡充しました。出産報償金も少子化対策につながればと期待し、加算、増額しました。学童保育も新たに国神学童保育所を開設し、働く意欲のある保護者の支援をしております。子育て中の母親同士の情報交換の場として、子育て支援センターにきらきらクラブを開設し、心のケアなど精神面の支援を行っております。また、他市町村にはない当町ならではのゼロ歳児に対するミルク、紙おむつの無料配布は大変喜ばれております。

このように多種多様なきめ細かな少子化対策、子育て支援制度により、保護者に対しバックアップをしていますが、出生数はここ数年80人前後と、必ずしも増加しておりません。また、人口も減少しております。昔とは違い、昨今は高学歴、晩婚化も少子化の要因になっているものであります。また、子供の出産等のご夫婦の理念やライフスタイルの範疇であり、行政の支援制度により即出生増加に反映するものではないとも言えます。しかし、当町の各種支援制度により、保護者の金銭的な負担軽減など成果はあったと考えられます。精神面のケア、子育てに対する安心感など、数字にはあらわれない価値ある成果も大きなものです。今後も楽しく子育てができるまちづくりを行政運営の重点施策の一つとして取り組んでまいります。

なお、過去5年間のデータ等については、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 12番、内海議員さんからご質問がありました出生者数、人口の推移等についてご回答いたします。

まず、出生者の数でございますが、1月から12月までに出生した数で、平成19年80人、平成20年79人、平成21年89人、平成22年74人、平成23年84人の出生でございます。総人口の推移です。それぞれ3月末の人口で申し上げます。平成20年1万1,364人、平成21年1万1,267人、平成22年1万1,155人、平成23年1万33人、平成24年1万893人でございます。なお、4年間で471人、平成20年に対しまして4.14%の減少でございます。また、出生率の関係を申し上げます。合計特殊出生率で申し上げます。平成18年1.03、平成19年1.29、平成20年1.31、平成21年1.50、平成22年1.56の出生の率でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 12番、内海勝男議員さんの学校現場における不登校、いじめ等の現状についてお答えいたします。

不登校やいじめは、どちらも生徒指導上の問題ですが、内容が違いますので、それぞれ説明させていただきます。まず、不登校について申し上げます。不登校とは、文部科学省は、児童生徒が何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの、こんなふうに決められています。これに従いますと、皆野町の不登校の児童生徒というのは、昨年度を例にとりますと、小学校はゼロ、中学校は3という状況です。

一般的に不登校に陥る原因としては幾つかありますが、友達とのトラブル、いじめによる不登校、部活動でのトラブル、学校や先生とのトラブル、学業不振による不登校、成績優秀時による脅迫的な不安、成績が下がることです。受験や塾通いなどに疲れてしまう、対人恐怖などの神経症あるいは神経的状态、非行、退学による不登校、家庭のさまざまな問題、家庭の中には両親の不仲とか離婚とかDVとか虐待、親の依存症、親の精神病などが考えられます。また、入試の失敗や不本意入学による挫折感、新しい学校での適応障害、そして最後に青年期に顕在化してくるさまざまな精神障害、失調症とか鬱病とか脅迫精神症などが考えられます。そして、これら一つ一つでなくて、全て複合的に起因しているところが多く見られているようです。不登校の原因というのは、今申し上げましたような原因が考えられますが、一人一人にそれぞれ原因があって、1つではなく、複合的に起因しています。皆野町の3名につきましても、それぞれプライバシーの問題もありますので、複合的な理由というだけ申し上げておきます。ただ、いずれもいじめによる不登校でないことだけは強く申し上げておきます。

不登校の対策としては、組織的かつ機動性のある対応を実現するための校内体制づくり。先ほどさわやか相談員の話もありましたが、含めて、校長から始まって全部の先生方が取り組む。発達段階や時期を捉えた教育相談、家庭訪問の実施、記録の工夫による情報の共有化、スクールカウンセラー、さわやか相談員などの効果的柔軟な活用、連続性に配慮した小中連携、小々連携、学校の実態に即した特殊ある取り組みなど、こんなふうなことが考えられています。

従来の不登校対策は、欠席日数が30日を超える前後から取り組まれることが少なくありませんでした。しかし、不登校を減らすためには、事が起きて対応するという発想では間に合いません。そこで、必要になるのが予防教育的な不登校対策、すなわち未然防止と初期対応、こんなふうなことが考えられます。ただ、未然防止、初期対応の対策をとっても、なお30日を超える児童生徒はいます。その先は、その児童生徒が学校復帰、社会復帰できるように、事後の対応やケアで自立支援を行うことになります。大事なことは、ややもすれば学校は目の前で起きている問題の対応に目を奪われ、事後対応を行うことになりがちです。だからこそ教育委員会といたしましては、各学校に対し、まずは未然防止、次いで初期対応、そして自立支援の順に取り組むべきであるということをはっきり伝え、そうした取り組みの着実な実施を促していきたいというふうに考えております。

次に、いじめについて申し上げます。文部科学省が児童生徒の問題に関する調査で用いるいじめの定義は、2008年、平成18年より該当する子供が一定の人間関係のある者から心理的、物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立つて行うというふうになっています。それ以前は、自分より弱い者に対して、一方的に身体的、心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、こんなふうになっていました。ということは、よりその児童生徒に対して注目をしていかななくてはならないというふうになりました。このような定義から、皆野町において統計上は昨年度は小学校ゼロ、中学校1件でした。この1件については、内容は無視とか仲間

外れるものですが、指導により解決しているようです。

しかし、中学校にいじめがないわけではありません。クラスでいじめの兆候があると、クラス全体で解決しようとする姿勢ができています。それは、担任からの相談を受けたさわやか相談員ができるだけ情報を集め、対応の方法を協議し、毎日報告し合い、支援の方法を関係者全員で一緒に考えていくということになっています。教職員と生徒がみんなで考えるような雰囲気ができつつあります。いじめに対して一人一人に対応することも大切ですが、クラス全員で考える機会をつくり、全員で意見を出し合い、いじめをなくすように努力しているところです。

いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得るということを教育に携わる者は認識しなければならないというふうに言われています。確かにいじめが発生した場合、発見、対応がおくると深刻化することが多くあります。いじめの解決は、早期発見、早期対応が鍵を握っています。教育委員会としていじめに対する取り組みは、1つ、学校の取り組みへの支援と取り組み状況の点検、恒常的支援、個別事象への支援、学校における取り組み状況の点検、2つ目が効果的な教員研修の実施、3つ目が組織体制、相談体制の充実、4つ目が深刻ないじめへの対応、5、家庭への支援、こんなふうなことを考えております。この中で既に実施していること、これから取り組むべきことがあるわけですが、いじめをなくすためには、いじめを早期に発見し、適切に対応していくことで、いじめを長期化、深刻化、複雑化させないことが重要です。いじめを絶対に許さず、いじめられている子供を徹底して守ること。これが大切なことではないかな、そんなふう考えております。

いずれにしても、子供たちが生き生きとして、自分らしさを発揮できる社会をつくるのが我々大人の責務です。現在のような不安定な社会をつくったのは我々大人の責任ではないでしょうか。大人一人一人が責任を感じ、変わらなければならないのかもしれないかもしれません。子供だけを変えることはできません。子供は、大人の生き方、親や教師の姿を見て育つことを私は強く自覚する必要がある、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最初の人口減少の対策についてなのですが、この間石木戸町長が町長に就任したのが平成18年の4月、このような経過があらうかと思います。先ほど町長からもこの間の子育て支援等のそれによる成果というものを答弁いただいたのですが、町長が町長に就任したその年と、前年の17年の出生者数というのが60人台でありました。先ほど担当課長のほうからも答弁がありましたように、平成19年からの5年間というのは80人前後で推移しているかというふうに思います。また、ここ2年ばかりも出生率につきましても全国平均を上回って1.5を超えている。このような状況にあらうかと思います。ただ、現状の人口を維持するには、出生率は2.08以上、このように言われております。そういったことから、確かに出生者数等、昔から比べれば大分少なくなっているわけなのですが、それにしてもこの間の子育て支援等の対策の施策の成果というのが一定程度出ているのではないかなというふうに私も思っております。

今から7年前の2005年、平成17年ですが、当時の議会の総務常任委員会と産業建設常任委員会で合同で少子化対策の先進自治体である長野県の下條村、ここに視察に行った経過がございます。当時の視察のメンバーで現在この議場の中におられるのは、当時議員でありました石木戸町長、そして四方田実議員、また当時総務課長でありました土屋副町長、そして私の4名に現在なっておりますが、大変強いインパクトを受けた。このような印象があるわけなのですが、当時の下條村の出生率は、全国でも有数の2.5を超え



ておりまして、村の人口も年々増加傾向にありました。国勢調査の結果でも、1995年の下條村の人口が4,004人であったようです。その後、10年後の2005年には、それより206人増加して、2010年には1995年より198人ふえ、直近では、これ本当に8月1日の人口のようですが、1995年より106人増加している。そういった全国的に人口が減少傾向にある中であっても、下條村については1995年当時に比べて増加していると、このようなことが言えるかと思えます。昨年度の出生率も1.92、このように聞いております。

この下條村の少子化対策の特徴としまして、若者の定住住宅の促進、これにあったかと思えます。集合住宅なり、また一戸建ての住宅を合わせて当時168戸、村営住宅の建設があったというふうに視察の中で言われておりました。私も以前からこの地域活性化も含めまして、若いカップルを対象にした一定程度グレードを持った、なおかつ家賃等も格安な若者向けの町営住宅の建設、こういったことを提案させてもらった経過もありますが、今後のUターンなり、Iターンなり、また他の町村からも皆野町のほうに受け入れる。そういったことも含めまして、この若者向けの町営住宅建設等検討すべき施策の一つだろうというふうに思っております。数年前になりますが、町内の屈指の企業の独身寮が町外に建設されてしまった。こういった経過もありますが、そうした若い人たちが結婚して、またこの皆野町に住んでもらえるような、そういったことも含めまして、この若者の定住促進施策についてどのような考えをお持ちか。

また、過疎地域においても、若い人たちが本当に生活しやすく、またその地域の中に住みたくくなるような、そういった先ほどの質問に対して、町長のほうからも町道等の整備を図っていきたいということ言われておりますが、道路や上水道を含めまして、そういったインフラ整備も積極的に取り組む課題だというふうに思っております。この点について、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私が議員の当時、たしか一緒に研修にお世話になったのを思い出しておったのですが、確かに下條村というのは飯田市に隣接をしております、飯田市はかなり産業が活発な市であります。そんなことから、そうした定住の村営住宅でしょうか、そういうものを建て、若者を定住させる、あるいは他の自治体から呼び込むというようなことをやっておったかなと、そんなふうに感じております。

先ほど常山議員さんからちょっと話題になりましたけれども、林業の衰退であるとか、あるいは農業の衰退というようなことが、人口減少であるとか、若者が流出していってしまう大きな要因だろうし、また企業誘致条例等も町も整備しておりますけれども、今企業が誘致できるような状況にもなかなかございません。実は、この間隣町の長瀬町長と話す機会があったのですけれども、長瀬町のある有力企業が仕事をいただいております会社から呼び出しがあって、タイに進出してほしいと。その社長は、どんな仕事ももらえるのかと思って喜び勇んで行ったところが、タイへ進出しなかと。そこで即答してほしいと言われたので、今タイに進出できる状況にはないという話をしたら、あすから仕事は打ち切りますという話をされた。泣き泣きタイに進出することにしましたけれども、先々不安でたまらないというような話を伺いました。本当に今外国で安い労働賃金がありますし、日本はご案内のとおり状況でありますので、なかなか人口を増加させるということ、定着させるということは極めて難しい問題でありますけれども、これからは引き続き子育て支援については重要施策の一つとして推進をしてみたいと思っております。

また、この後議案でもお示することになりますけれども、道の駅の開設の問題であるとか、そうしたことによりまして、お年寄りの方々にも働く意欲、生産する意欲も持ってほしいし、若い人たちの中に就農意欲も持っていただければありがたいかなと、こんなふうにも思っております。いずれにいたしましても、極めて難しい問題ですから、今の子育て支援、あるいは元気で長生きができるよう

な、そうしたものを柱に据えまして、真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 若者の定住促進住宅等の関係で以前にも質問した経過があるのですが、その中で町長のほうから、現状は民間アパートもあいている状況だと、このようなご答弁もいただいた経過があるのですが、民間アパートがあいている理由というか、その実態調査というのはきちんとしなくてはいけないかなと思うのです。例えば若者の意向に沿ったグレードとか、また家賃とか、また需給バランスというか、どういった理由で民間アパートがあいているのか。そこを問題にするのであれば、きちんと調査する必要もあろうと思いますし、またある面では町としてそういう町営住宅等を建設することによって、アパート経営等の民業を圧迫すると、そういうことをちゅうちょして答弁で言われているのかどうか、その辺はつきりはしないのですが、いずれにしても雇用状況も年々悪化してきておりまして、非正規労働者が雇用者全体の35%、約1,800万人に迫ろうとしている。このうち年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと言われる労働者が1,000万人を超えると、このような状況にありますし、そういった中で経済的な不安定から結婚したくともできない。こういった非正規労働者の30代の男性の75%が未婚、このような厚生労働省の調査結果も8月末に出されておりました。

また、同調査の重点を置くべき出産、子育ての施策に関しましては、教育費の負担軽減が最も多くて、次に保育所等の充実、そして次が手当など経済的支援の充実、このようになっているようです。主にはこういった要望等は国に対する要望だと思うのですが、民主党政権になりまして、それ以来高校授業料の無償化、これは何とか今維持されているのですが、子ども手当につきましてはこの間自公のばらまき批判によって、民主党も屈して、結局この4月から名称も含めて手当も改悪されていると、このような状況にあらうかと思えます。こういった状況の中でも、自治体としての経済的な支援も含めて、より少子化対策なり、人口減少に歯どめをかける。そういったことからでも、いろいろな施策を打ち出していく必要があらうかと思っています。

民間アパートがあいているということを町長のほうからも以前も言われているのですが、そのことが例えば民業を圧迫すると、こういった配慮のもとで答弁がされているとしたら、別段町営住宅の建設ということにこだわることなく、例えば民間住宅の家賃補助というか、そういったこと等も検討して、定住促進に向けて対策として、施策として考えてもいいのではないかな、このように思っています。この点につきまして、再度質問をしたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 検討に値することかなと思えますので、十分検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そういったことでぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思うのですが、先ほど町長のほうからもこういった人口減少の要因等につきましては答弁の中でも触れられておりますが、確かに産業構造なり、また雇用状況等々、各自治体だけでは解決できない、こういった問題であるということは私も十分認識しております。ただ、当町のやはり人口減少に歯どめをかけて、持続可能な自治体に向けて、道路や特には上水道などのインフラ整備、加えて先ほども定住促進に向けての一つの方策としても提案させていただいたのですが、ぜひ十分検討していただきまして、積極的な取り組みを要望させていただきたいというふうに思えます。

教育行政の関係なのですが、皆野町の学校現場の現状につきまして、教育長のほうから細かく答弁をい

いただきました。大変こういった全国的な問題になっている不登校なりいじめの問題というのが、皆野の学校現場におきましては非常に少ないと、そういったことも答弁いただいていますし、またいじめ等があった場合についても各クラスなり、また全体で対応していく。そういった作風等もつくられているということで、ある面では安心をしております。

ほとんど報道されていないことなのですが、先ほどの大津市の皇子山中学校という学校らしいのですが、この中学校は平成21年、22年度にかけて文部科学省指定の道徳教育実践研究事業の推進校だったと、このように言われております。その研究主題は、みずから光り輝く生徒を求めて、心に響く道徳教育の実践にあったようです。この自殺した生徒が1年生当時に研究事業のまとめの年度にあり、平成23年の2月には最後の公開授業が行われていたようです。その年の10月にいじめを苦にして自殺の事件が起きているということのようです。文科省のこういった指定等を受ける研究をするということになりますと、大変組織づくりから講演会なり、また公開授業なり、そして資料づくり等々、物すごく教員にとっても負担がかかるというふうに言われております。特に道徳教育の場合については、全ての教員がかかわらざるを得ない。そういったことから、先生たちは生徒と触れ合うよりも、市の教員や教育委員会なり、また県の教育委員会等に大変神経を使い、時間もささげる。こういった状況を見て育った生徒たちの中で、こんなむごい事件が起きてしまった。まさに文科省奨励の道徳教育が全く生徒に役立たず、そして事件を隠蔽しようとした学校なり市の教育委員会なりを含めて、大変ナンセンスなことだというふうに私も思いますし、そういった実態も踏まえた批評もされております。また、こうした強権的といったら言葉がちょっと適切かどうか分かりませんが、いずれにしましても上からの教育行政のもとではいじめは起こるべくして起こっている。このような指摘もされております。

少し話が飛びますが、橋下大阪市長が、目標の学力に達しない小中学生の留年方針、留年させるという方針が報道されたかと思うのですが、その後毎日新聞に次のような小学校教諭による投書が載っておりました。若干長くなるのですが、先ほど教育長の答弁の中でも関連するところがありますが、子供は一人一人違うと。優しい子、運動が得意な子、頑張りのある子、まじめに作業する子、それぞれいろんなよさがある。私は、担任になると、友達のよさを認め合い、互いの成長と一緒に喜び合えるクラスづくりに重きを置いている。そうすると、自然と助け合い、認め合い、励まし合い、そして喜びをともにする仲間となる。子供たちから学力よりも大切なことがたくさんあるということを教えられる。このように述べられておりました。こうした指導方針というのが、この方は小学校の先生でありますので、そのまま中学校に通じるというふうなことはどうか分かりませんが、いずれにしましてもこうしたクラスなり学校では、いじめなどはないのではないかとこのように私は想像することができます。そして、この投書の中で最後に、低学力というだけで留年させるといった大阪市の教育現場の未来は、荒れた学校、頭でっかちな子供、管理職に萎縮して詰め込み教育をする教師という像しか浮かばない。このように締めくくっておりました。

全く長くなって申しわけないのですが、またある投書では、いじめ問題を1つの学校、一教師の問題として捉えれば、過ちは繰り返される。全ての先生が40人の子供たちを掌握し、40人の子供たちと心通わせられるとは限らない。恐らくそういう先生は少数であろう。しかし、それを要求しているのが日本の学校制度である。北欧の教育先進国では、1人の教員が掌握できる人数は28人以下、このように統計学から出されているようです。かつ先進国では、教員が一人一人の教育に集中できるように、土曜、日曜は完全に休ませる。このようなことが書かれておりました。そして、日本は多忙と効率を美学としたかわりに大きな代償を払うことになったというふうに、学校制度そのものを問題にした投書も載っておりました。

大変おこがましいことで申しわけないのですが、先ほど教育長のほうからも答弁の中で触れられておりました。問題の対処として重要なことは、いじめの現場を見た場合、すぐに問題の所在を明らかにし、加害者にその行為が相手の心をどれほど傷つけたかを理解できるように話し、悪かったことを心から反省し、謝罪できるよう話を進めること。そして、先ほど教育長も答弁にあったのですが、これをやり抜く力と体制を現場につくっていくことである。このようにも言われております。しかし、近年は大変私どもでは想像もできないようなネットやメール等での陰湿ないじめといたしますか、いじめ自体が表面化しない。そういったいじめ等も多いようです。こういった状況は、皆野町の教育現場では実際どのようになっているのか。この点と、また本来教育が誰しものがやっぱり教育を受ける権利もございますし、楽しくやはり学校で過ごせる。そういったところが学校であるというふうに思っています。

いじめや暴力、またそれが原因で不登校等、そういった問題にならないように、いろいろ要因といたしますか、原因等についても教育長のほうからも答弁をいただいているのですが、その根本原因をやはり取り除いていくと。そういったことも含めまして、先ほどの陰湿ないじめといたしますか、そういった状況も含めまして、実態も含めまして、教育行政を預かる教育長の決意を含めて、最後の質問にさせていただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 残り時間はあと8分を切っておりますので、ご承知おきください。

教育長。

○教育長（山口喜一郎） 先ほど内海議員さんのほうからお話がありまして、不登校の推移というふうなことでしたけれども、これ今不登校の推移ということで申し上げたいと思えます。

ただ、この数字は病気も含めてある、不登校ではなく、長欠という意味ですので、平成22年は小学校ゼロ、中学校9でした。それから、平成23年が小学校ゼロ、中学校8。それから、ことしに入って現在が、小学校ゼロ、それから中学校5です。この中には病気の子が一、二名含まれているということでご承知おきいただければというふうに思えます。それから、さわやか相談員につきましては、いじめ相談はありませんでした。活用につきましては、特に中学校を常駐場所にしまして、その間に1週間に1回ずつは各小学校へ全部回っています。そして、問題のある子供たち、特に長欠ということ、休みだとかいじめだとかではなくて、問題のある子供については記録をとりまして、中学校へつなげていく。そんなふうな仕事をしてくれているところです。

また、今教育についても非常にいろんな問題があります。一番もとは、子供たちが生き生きと、そして自分を出せるような場所をつくってあげるのが一番いいかなというふうに思えます。そして、そのために私は前にも申し上げましたけれども、子供たちの心に夢とふるさと、これを持たせてあげたいなど。そんなふうなことを今考えているところです。

以上です。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。終わります。

---

○議長（大澤径子議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） なれないので、何とも居心地がよくわからないところですが、通告に基づきまし

て大きく3点、それからその後、通告後に関連のことが何点かありますので、その辺の答えられる部分があれば、その点についてもできればお答えいただければなというふうに思っています。

先ほど内海議員の冒頭で原子力発電所の関連、話が出ましたが、きのう国のほうの有識者というのですか、の意見としまして、原子力発電に伴う放射性廃棄物、これは高レベルのものの処理について、従前までは深々度といますか、大変深い地下に何万年というレベルでの貯蔵といますか、を考慮しておったが、地震の多い日本においてはそれは難しいので、白紙に戻すというような話が出ました。原子力発電というのは、当然そういった廃棄物を出すものなのですが、それについてここで公式に処理の方法がないというようなことがはっきりした点がまた大変恐ろしいことだなと感じておるところであります。

日本国内においては、一時西のほうでしたか、1つの自治体が高レベルの放射性廃棄物について受け入れの表明をたしかその当時の首長さんがしたところ、リコールが起こって、首長さんがかわるというようなことが起こったこともあります。現実問題としてどこかで処理しなければいけない。これは日本ではいけないということですから、こういったことを含めると原子力発電、稼働しなくても今までの累積のためである廃棄物については、六ヶ所村はあれは一時所蔵ですから、あそこ以外、またはあそこかもしれないですが、どこかで処理しなければいけないということを考えますと、再稼働を一部してしまったわけですが、果たしてこれからどうなっていくのかなど。いろんな不安がよぎるところではありますが、皆野町につきましては、それらの放射性廃棄物について、また放射性物質についての表立ったことがなく経過しておりますけれども、一部には茶葉に放射性セシウムが出たりしてしまいましたので、今後こういったことが大きなことにならなければいいなと思いつつ、今回の質問をしたいと思えます。

まず、1点目ですが、先ほど来小杉議員、常山議員のお二人からも大きな質問という形でされてきておりますが、通学路に関してのことです。通学路の危険箇所につきましては、県の指導もありまして、また皆野町においては、昨年度においてもう一応実施してあるということで、これは大変よいことだったなと思ったところですが、それにあわせて町道の部分の通学路の危険箇所の調査状況、これについてお聞きしたいと思います。

先ほど来の問題点等数多く挙げられた部分の多くは県道でありまして、残念ながら県道に関しては町としていろいろな形で直接的に手を出すことが不可能な場合が多いわけですが、町道については逆に町が主導になっていることに取り組めるのではないかと思いますので、危険箇所の調査、それから第2点目として現在の改良状況について、計画を含めてどんな状況になっているのかということをお教えいただければというふうに考えています。

現在のというのは、去年の段階で直近の調査というのが行われたと。それ以前にもいろいろな形でPTAであるとか、学校であるとか、教育委員会であるとか、いろいろな形で通学路の危険等に関しては調査をされているのではないかと思いますので、そのうちの町道部、町が直接手が出せるであろうというところについてどのような対策をしたか、または考えているかというふうなことを教えていただきたいと思えます。

多くは県道の場合、いわゆる都市間交通、幹線である場合が多いのですが、町道の場合は町内の生活道、町長がよくこのところ言われている生活道もあります。また、町の中でもいわゆる幹線町道と言われる部分ですか、大きなところで言えば下田野1号線であるとか、大きな幅を持っているところでは皆野病院周辺、皆野中学の裏あたりですね。こういったところについては、道幅は広いのですが、町道であります。これらの箇所、また逆に町道でありながら非常に道幅の狭い、いわゆる大倉通りと言われているところ。これは危険箇所の中にも挙がっていましたが、この夏ですか、改良ということで、舗装の改良を行

ったようですが、現時点ではそれは改良といいますか、通学路の危険を減少させる部分にはなり得ないと考えております。その後、対策について何か計画があるのであれば、教えていただきたいと思っております。

そして、3点目としまして、今後の対策として、教育委員会として、また建設課として、それから町長として、それぞれいろんな思いがあるかと思っておりますので、それぞれの建設課長、それから教育長、町長に、今後の町道における通学路の安全対策について、思いがありましたら語っていただきたいと思っております。

それから、通告にはなかった部分なのですが、ここ二、三日において、自転車に関する事柄が幾つか出ております。この通学路の安全の話をする中で、実は皆野中学は自転車通学をしておりますが、自転車の安全というのが意外と抜け落ちております。これは、一般の方についても同じかと思うのですが、一応皆野中学の、また皆野小学校の自転車の乗り方であるとか、法規であるとか、そういった安全教育についてのどのようなことを実施しておるか。また、町においては、一般に向けてこういったものを考えがあるか、またあったかということがありましたら、差し支えない状態で、通告から外れておりますので、考えなりがあれば、話していただきたいと思っております。

次に、2点目ですが、町道の改良ということで、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、地権者の理解ということがあります。地権者の理解と言えは聞こえはいいのですが、要するに買い取り価格といえますか、買収のお金の問題が絡んできますから、その関係でどうしてもなかなか計画についても表に出にくいのだということが従前からの答弁の中でよく出てくるわけですが、それでははっきりしている部分、例えば建築基準法におけるセットバックの際の価格というのは、多分町内一律で決められているように聞いております。この価格について、どういうふうな考えで、どういう価格であるのかということをお教えいただきたいと思っております。

また、法の範囲といえますか、守備範囲を外れた、例えば4メートル道路の外側の側溝の部分であるとか、こういった部分は逆に法の外に出ていますので、価格については、買収価格についてはある意味では地権者との話し合いというような部分になるかと思うのですが、建設課長のところへこの辺について聞いたところ、町としては一応上の部分ですか、一番上の部分についての縛りといえますか、限界を決めておるといようなことを聞いておりますが、その辺についてオープンにできる。当然オープンにしなければいけない部分でもありますので、差し支えないところで、その内容について教えていただきたいと思っております。

やはり地権者との話し合いの中でということではありますが、こういったお金の問題がまず第一あるのと同時に、先ほど町長が答弁の中で地権者との話をということがありましたが、私が前回以来言っていることはまさにそれなのです。町としてどのような考えで、どういうものをつくるかということが、地権者、それから周辺関係者に全く伝わってこないのです。全く地権者との話し合いだけでは、そういったことの理解というのはなかなか得られない部分があるかと思うのです。その辺について、またその改良の際の方針について変わりがいいかどうかということを一応お聞きしておきたいと思っております。

それから、3点目ですが、金沢小学校、カウントダウンの状態に入って、夏休みも終わりました、地元の方から跡の利用について具体的なことがあるのかなのか。また、具体的なこんなようなのがあるかないか、そういった話が漏れ聞こえてくる昨今です。町長の従前の今までの答弁の中では、福祉目的のものが何かというようなことが聞こえてありましたが、またそれについて雇用かなということもありました。まず第一に、それではどういう福祉目的のものを考えているのか。雇用というのはどれぐらいの雇用を考えているのか。また、具体的に何か話によれば、2件とか3件とか話が来ているようにも聞いてお

ります。具体的に話があるのであれば、件数だけでも構いませんから、事前に話を出していただきたいと思います。

これは、金沢小だけでなく、先日新しい北分署ということで戦場地区に新しい消防署ができましたが、それに伴って、この庁舎に隣接しておったいわゆる皆野分署が建物として消防の建物でなくなって、ここが広域のほうの予算においては壊して更地にするというようになっておりましたが、その方針について変わりはないのか。また、その後の利用について。今のところ具体的な話が聞こえてきませんが、春の議会において私はバスの展開をうまくして、皆野の町営バスが皆野の役場を通らないのはおかしいではないかということで、通れるようにしたらという提案もしましたが、そのほか含めて何か具体的な話が出てきておるのであれば、それについてここで公開していただきたいと、このように思います。

当初分署については、消防団を入れて、その結果、分団のほうの詰所といいますか、特に具体的に言えば皆野駅のバス発着所の部分があくから、あの辺の部分の発着所の大きな面積を使って、皆野駅との連動した再開発ができるのではないかという期待があったのですが、それが一転、そういうことはどうもなさそうだということになって、大変地元のほうではテンションが下がっております。何かそういったことのかわりになるようなものが具体的に、またそれを含めた具体的なよい話があれば、ここで公開をしていただきたいと思います。

最初の質問については以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づきましてお答えします。

1番の町道通学路の危険箇所とその対策についての中の3点目の今後の通学路の危険箇所対策について申し上げます。歩行者の安全確保は、車両の円滑な通行可能な車道と、車両と歩行者を分離する歩道の整備にあります。その効果は、必要性は十分認識できますが、歩道を含んだ幹線町道等の道路改良工事は、その用地確保と住宅等の移転が伴いますので、地権者の深いご理解と長い年月と莫大な予算を要します。このようなことから、毎年各地区で積極的に進めています道路改良工事の中で検討してまいります。なお、通学路の局所的な危険箇所解消につきましては、現状に合わせまして適切に対処してまいります。なお、通学路を含めた交通安全の確保は、交通ルールの厳守と安全マナーにありますので、引き続き交通安全に対する啓発啓蒙活動や交通安全学習に取り組んでまいります。

2番目の町道改良に伴う買収価格については、建築基準法に基づく道路後退は要綱により、一般的な道路改良は固定資産税評価額や買収実績等を参考にし、適正な価格にて買収をしております。ここ数年、地価が下落しておりますので、遜色ない買収価格設定であると認識をしています。

3番目の金沢小学校、消防分署跡地利用についてお答えします。来年3月末をもって閉校します金沢小学校校舎の活用につきましては、安定性、継続性、そして雇用も期待できるような福祉関係施設として活用できればと考えています。既に県内の福祉関係の事業者4団体が校舎等の施設を調査、視察に来ていただいております。旧皆野分署跡地利用について申し上げます。皆野分署は、8月1日から統合され、北分署として戦場地区内に供用開始したことに伴い、旧分署庁舎は広域市町村圏組合において解体されます。跡地につきましては、町営バス路線を一部変更し、役場前にバス停を設置し、町民の利便の向上に資したいと考えております。したがって、分署跡地は町営バスの回転場として365日毎日利用したいと考えています。なお、以前林議員さんからバス回転場としての活用の提案をいただいたこともございました。

その他事項は、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 10番、林議員さんからの一般質問通告書のうち、1項目、町道通学路の危険箇所とその対策のうち、1点目の危険箇所の調査状況についてお答えいたします。

本年5月以降になりますが、昨年度作成した通学路図に基づき、通学路の調査を進めております。そのうち町道通学路の状況は、皆野小学校13カ所、国神小学校5カ所、金沢小学校2カ所、三沢小学校3カ所の合計23カ所を実施しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員の通告書1項目め、町道通学路の危険箇所とその対策についてのご質問のうち、建設課所管事項についてお答え申し上げます。

通学路の危険箇所につきましては、皆野町五校会、これはPTA関係でございます。及び総務課、町教育委員会などの調査により判明した危険箇所について、工事担当課でございます建設課にその対策の依頼がございます。まず、毎年皆野町五校会から通学路の安全確保について要望がございますので、その対応状況について申し上げます。平成20年度以降の危険箇所の改良要望件数は、カーブミラーの設置、転落防止柵の設置、歩道整備などの要望の合計14件です。対応状況でございますが、対応済みの件数は10件、公安委員会との協議中のもの1件、また検討中のものが1件でございます。対応済みの主な箇所としましては、町道下田野1号線親鼻橋付近の拡幅改良及び歩道設置。また、国神115号線のガードレールの設置などがございます。なお、下田野橋及び下田野側の歩道設置要望及び町道皆野94号線、皆野小学校の親鼻側の町道でございますが、そこの秩父鉄道の踏切の拡幅改良要望、これら2件が平成24年度の新規要望として提出されてございます。

その他、通学路の危険箇所整備を兼ねました町道改良状況でございますが、具体例としまして、町道皆野94号線、皆小親鼻側の道路、また町道皆野117号線、本町の角屋様裏の道路でございます。また、町道皆野222号線、これは旧消防署の前からJA皆野の前に出る道路でございます。これらの道路改良を行いまして、現在通学路として有意義に利用されております。今後の対策はどのように考えるかということでございますが、通学路の安全対策は道路改良工事等で対応しているのが現状です。建設課で対応できるものは、スピード感を持って早期に対応することを主眼に置いております。

次に、2項目め、町道改良に伴う土地の買収単価についてお答え申し上げます。まず、建築基準法による道路後退の買収単価でございますが、当町におきましては昭和61年5月16日の都市計画区域決定時より建築基準法による道路後退取り扱い要綱により、その買収単価は当該年度の固定資産税の評価額、これ宅地並みでございます。これの2分の1の額というふうに定めてございます。都市計画区域決定以後、その単価ですつと買収をしてございます。

次に、幅員4メートル以上に道路改良を実施する場合の用地買収単価でございますが、この場合は皆野町土木工事用地買収基準に関する内規によりまして買収単価を決定してございます。その内容は、宅地を基準に地目、これ畑、雑種地などでございます。これらの種目別の判断基準及び宅地を基準とした買収単価の割合、これらを定めたものでございます。宅地の場合、固定資産税評価算定のもととなる鑑定評価額



を基準に算出した額での買収単価となります。また、基本的事項としまして、同一路線内の買収単価は同一単価、また平米当たり3万円、これを上限とするというふうに規定されてございます。現在買収単価は、このような基準により求められた額で決定されており、公平なものであるというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 10番、林議員さんから2点ほど質問をいただきました。

1点目、まず自転車の安全指導についてです。自転車の安全指導につきましては、小学校では交通安全教室といいまして、新年度始まるの間もなく、全校で警察官あるいは交通指導員をお願いして指導しています。その中で学校にもよりますけれども、1、2、3年生は歩行の指導、それから4年生以上が自転車の指導、こんなふうになっています。ただ、さらに詳しく言いますと、国神小学校を例にとりますと、国神小学校は平成19年度より実施しておりますが、4年生全員に自転車免許というふうな制度をとっています。これは、警察官によって講習を受けた後、申請書を警察のほうに送って、後日免許をもらう。こんなふうな制度です。また、中学校では、年度当初は自転車の点検、不良箇所点検、そして各学期ごとに乗り方の指導。常時登校指導において自転車の乗り方の確認、ヘルメットの点検、こんなふうなことをやって、事故の発生を防ぐことにしています。

また、通告にもありました通学路について、ちょっと申し上げさせていただきます。学校用語辞典に通学路とは、各学校が児童生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のためにしている道路をいいます。通学路の決めるに際しては、教職員が必ず実地調査をし、交通量、交通安全施設の整備状況、川、崖、工事現場、踏切など危険箇所の有無、道路の状況、交通規制、いかがわしい広告、看板などの有無などについて警察署、交通安全協会、道路管理者、交通指導員、地域関係者の意見を求めて検討する必要があります。通学路の決定後も個々の通学路について安全確保と教育的環境維持のために常に点検をし、関係者の協力を求めなければいけません。そして、通学路の整備と同時に、児童生徒に対して道路の歩行と横断の仕方、踏切の渡り方、道路標識の理解、雨、風、雪など天候が悪い日の登下校について指導することが大事である。集団登校の是非についても検討する必要があるというふうに書かれています。そして、大事なのは、通学路の法的根拠です。これは、学校保健安全法第27条、学校においては児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び施設の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項についての計画を策定し、これを実施しなければならないというふうに規定しています。通学を含めた学校生活、ここの言葉だけです。さらに、文部科学省、文部省の当時でしたけれども、文部省のときに小学校安全指導の手引きという中で、安全管理に関する事項の一つとして通学路の点検と安全点検、こんなふうなことが記されてきました。

今回の事故がありまして、平成24年5月30日に通学路の交通安全の確保の徹底についての依頼というふうなもので文部科学省から通知がありましたけれども、この中にまず1、安全な通学路の設定と定期的な点検を実施し、通学路における要注意箇所等を把握し、周知徹底する。2、幼児、児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備する。3、登下校のルートや時間などに関する警察との情報を共有する。4、通学安全マップの作成等を通じた指導を行うとともに、万一の場合に対応するための指導を行う。5、不

審者等に対する情報を共有するというふうに通学路の安全については紹介がされています。したがって、これに従っているのが現状です。教育委員会としても、今後とも交通安全教育及び地域や学校の実情に応じて、通学路における子供たちの安心安全が確保できますように、関係機関と連携により通学路の安全点検及び安全対策を講じていく。このような考えであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、1項目から再質問をさせていただきたいと思います。

まず、町道の通学路の危険箇所についての調査等については、定期的にかなりやっているという実態がわかりましたので、いいのですが、その対応についていまいち何かもう少し、これは学校教育委員会サイド以上に町のほうで情報をくみ上げて対策しておってもよかったのではないかなというふう感じたところであります。今教育長が言われた通学路の安全と、また先ほどの答弁の中で言われた4項目について、いわゆる現状の認識、それからその安全指導、これについては自転車の指導なんかも入るかと思えます。思った以上に私はびっくりしたのは、先ほどの答弁の中で自転車の指導をかなりの、時間がちょっとわからないので、何とも言えないところはあるにはあるのですけれども、我々といいますか、私なんかが育った時代も同じぐらい、もしくは今の話の感じではそれ以上に機会、教育をする機会があるのかなというふう感じたところではありますが、実態として特に小学校、中学校、高校と上のほうにいくに従って、何か遵法姿勢といいますか、法にいわゆる日本全国的にも問題になっている自転車の暴走であるとか、暴走と言わないまでも無謀な自転車が目立ってきているように思います。なぜそうになってしまうのかなというふうなこともありますし、また歩行者でありながらも、いわゆるヘッドホンステレオ的なものをつけたままで歩く。どういうところか知りませんが、さる世界からでは、ヘッドホンステレオをつけて歩いているやつはカモだと。どういうことか大体想像つくかと思えます。そういうふう言われているようです。都会での話ですし、都会でなければもっとカモになってしまうというふう思うのですが、その辺の話は全然知らないのかなというふう思うと、全く日本というのは安全ばけしているなというふう思わざるを得ません。そこまで立ち入るのがいいのか悪いのかわかりませんが、少なくともそういった危険がある。

また、自転車においては、これはもう交通機関で原動機付自転車ではないにしても、そういうカテゴリーがあるように、人間と違いましてスピードも自分で思っている以上に出ますし、その中で1つの情報源である聴覚を殺しながら運転するというのは、まあ、何とも恐ろしいことなのですけれども、なれてしまっていると大丈夫なのですかね。その辺の指導をもちろん小中学生でやる子はいないと思えますけれども、現実に例えば実習のようなことがあればやらせてみて、どんなに恐ろしいかということ、もちろん安全を確保した上でですけれども、体験させるなりをすることが、上のほうの年齢になってもそれが非常に大きく効果を上げることがあるかと思えますので、それらもちよっと検討していただきたいなと思えます。

また、私自身が実は自転車好きでして、最近全然乗っていないこともあるのですが、どちらかといえば歩行者というよりも自転車の交通安全というほうに目がいくと、いわゆる歩道というのが実に恐ろしい場所なのです。というのは、歩道と車道を遮断するブロックであるとかガードレール、これがあると自転車は車道なのです。こんなの当たり前だと思ったら、最近これで「ええっ」という人が多かったというのはびっくりしましたが、自転車は普通車道を通るのですが、何かあったときに逃げるのに歩道に逃げます。

ところが、当町におければいわゆるバイパスと言われる140号ですね。あそこを走っていると、歩道に逃げられないのですね、街路樹がありますから。ガードレールがあるとももちろん逃げられません。もう完全に道路行政の中で自転車というのが、施行というか、法をつくるほうでも、また実際に道をつくるほうの立場からも消えているのですよ。昨今やっと自転車レーンなんていう話がちょこちょこ出ますけれども。日本において自転車道というのは結構昔からあるのですが、車がとめてあったり、人が歩いたり、バイクが走ったり、ひどいときには車が走ったりもしているので、必ずしも自転車が安全なところではありません。そんなことをするよりも、逃げられる道にしてほしい。これは、歩行者においてもガードレールがないと危ないというふうに言う方も少なからずいるのですが、ガードレールで守れる範囲なんていうのは本当にたかが知れているのです。車という1トンを超えるような鉄のかたまりがガードレールにぶつかれば、あっという間にガードレールは壊れてしまうのです。ブロックについてもそうです。簡単に乗り上げて、また乗り越えていってしまうのです。そうなった車というのは、壊れたりするともう後に戻れない。そういった危険というのは全然考えていない。町道においてはそういったことまで実は考えていただきたいなと思ひまして、安易な歩道設置ということ、また歩道設置の中にはブロックですね、ああいったものを設置することをちょっと考えていただきたいと思ひます。最近ですと、白いラインのところにてこぼこのちょっとした段差があって、それに乗っかるとタイヤに音がだだだとして、これは端に寄り過ぎたなというふうな工夫があるようですから、ああいったものを利用するであるとか、いろんな工夫をしていただきたいと思ひます。

また、先ほど出てきた中で、例えばゾーン、いろんなゾーンであるとか、グリーンベルト、グリーンラインですか、これらはどの程度まで町として今年度中にやる予定なり、やる思いがあるか、教えていただきたいと思ひます。これは、先日小杉議員がこだわった皆野病院の近辺ですね。あそこは皆野病院利用者ばかりでない。通学路の一部でもあるし、非常にそういう意味では通学する小中学生の危険な部分でもあります。それについて対策をするということを言われましたが、その道路のペイントについて。また、そのペイントがどの程度まで町道において町でやるということが許されるのか。わかっているようであれば、教えていただきたいと思ひます。まず、そこをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） ただいまの規制ゾーンあるいはグリーンベルトの関係でございますが、私のほうから答弁を申し上げていいのかどうか感じるころもでございますけれども、ことしの春以降、秩父警察署、交通関係の規制をするところに伺ひまして、相談いたしました。そのところ、グリーンベルトにつきましては、特に先ほどから出ています親鼻橋から下原交差点、あるいは大浜の山下レストラン等の間の県道等につきましては、グリーンベルトを設けると車が走る部分が狭くなる。そういった関係から、グリーンベルトについては設定は難しいという話をいただいております。

なお、先ほどの大型車等の規制とか、あるいは30キロの規制をするゾーンにつきましては、今後交通安全対策担当課あるいは関係課等と協議いたしまして、関係機関と相談してまいりたいと思ひます。よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、町道関係で今年度グリーンベルトを設置する箇所でございます。現在町道皆野1号線、皆野病院さんのすぐ前の道路でございます。親鼻の踏切から県道までの間にグリーンベルトを設置する計画でござ

ざいます。このグリーンベルトは、両側に設置をいたします。この路線につきましてはセンターラインが入ってございまして、2車線の道路でございまして、比較的楽にこのグリーンベルトが設置することができました。この楽にというのは、警察との協議においてでございます。ただ、一般的な幅員5メートル程度の町道におきますと、やはりグリーンベルトを設置するスペースが今の段階ではなかなかないということでございますので、またそれらについては今後検討をしていきたいということでございます。

また、ライン、外側線でございますが、今年度ももう数百メートル引いてございます。これらはセンターライン、また外側線、これらが消えかかってよく見えないと。歩行者等の歩く場合でも車との境がわからない。そのような状況の場所においては、幅員が狭い道路でございまして、それらの外側線の引きかえを今年度も積極的にやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の件についての事柄ですが、いわゆる外側線という言い方なのですね。歩道ではないのですね。その辺の認識がやっぱり一般的な、我々を含めた一般町民との違いかなという部分もあるかと思えます。

また、先ほどこれも教育長が言われた安全指導、それから地域、地域ということですね。危険箇所のある地域をお願いをして、いろんな見守りであるとかを含めてだと思っておりますが、やっていただくなり、また具体的にこうこうという指示でなくても、そういったものを含めてだと思っておりますが、これらの一つの具体的な形として出てきているのが、朝の通学班と一緒に旗を出したり、一緒に歩いてきたりしてくれるボランティアの方がいるかと思っております。ここで町長にお願いしたいのですが、いろいろそばで見ている方たちも結構いるわけで、そういったボランティアの方たちが毎日欠かさずやっていることに対して、何か表彰なりしてもいいのではないかと。規定によれば、それが無いからしょうがないというようなことを言われたという町民もいるようなのですけれども、なければならぬ新たに、こんなを言っただけですが、感謝状1枚出すだけでもいいのではないかと思っておりますので、そういったものを検討していただきたいと思っておりますし、またそういったことで地元といいますか、その地域の方との触れ合いといいますか、この結びつきができれば、危険な状態のままである時点でも何らかのいろんな形での協力が得られるし、また先ほど町長が言われたいわゆる地権者、またその地域の人たちの改良の有用性であるとか、そういったものへ意識がいくかと思っております。こういうことからの積み上げがないと、いきなり改良する、拡幅する、幾らだと言われても、それはなかなかすすくとはいえないのだけれども、毎回そういうことがつなげていけば、すぐに拡幅や何かの際の町の方針についても理解を示しやすくなるのではないかとということがありますので、その辺検討をお願いしたいと思います。あれ、終わってしまった。

○議長（大澤径子議員） 15分まで。あと15分です。

○10番（林 豊議員） 15分まで、済みません、ではおつき合いをお願いします。

そういったこともやることによって、地域との結びつきが生まれることは決して悪いことではないと思っておりますので、お願いをしたいと思いますと同時に、実は数年前から総務課や教育委員会に、この間も言って突っ返されてしまったのですけれども、4時、5時の時報の際に、そろそろ中学生が部活を終えて帰りますというようなコメントを入れてもらえるといいな。これは、実はさる町民から、別の地域でやっている。車で行き来するときにそういうのを聞こえると、ああ、それでは気をつけなくてはなと思うのだ。これは大してお金がかかることではないし、職員が一言言えば済むのだから、やったらどうだと、皆野も

やったらどうだというふうに言われたもので、何度か言っています。だめよと言われた1つの原因としましては、先ほど来出ているいわゆる変質者対策と申しますか、そっちの方面でこれから出てきますよと何も教えなくてもいいのではないかというようなことを言われたのですけれども、そういう確かに人もいるでしょう。でも、それに倍するどころか、それに10倍するかもしれません。地域の人たちは、ああ、そうかと思う人たちのほうが多いのではないかと思いますし、また車で走っている人たちもやっぱり先ほどたった朝晩の1時間足らずの時間だからというのですけれども、その1時間が大変な時間で、それ以外だったら別にゆっくりでもいいのだけれども、朝の5分、10分が大変なのだという部分もある。それと同じように夕方の5分、10分が大変な部分なので、そういうときにただ時報が何時、ああ、危ない、もう間に合わないというときに、その後に関から学校の生徒が帰る時間ですから気をつけてくださいと言われれば、はっと我に返る部分もあるかと思うのです。ですから、そういったことももう一度検討していただきたいなど、これは要望をしておきたいと思えます。

また、これは総務課になるのか、ちょっと私勘違いしたかもしれませんが、先ほど来の道路標示の例えばとまれとか、そういった部分がかすれて見えなくなっている箇所というのは結構多いのです。これは通学路に関してもそうですし、そうでなくても。そういった部分の町道部であれば、言われればすぐにでもできるのではないかなと思えますので、できるのであれば、答弁としてそれはできるよと。できないのであれば、検討していただきたいということを要望しておきたいと思えます。

町長においても、生活道路としての町道、確かにそのとおりですけれども、それ以外にそういったものは細かい場所だけではありません。大きなところもあります。先ほど答弁の中でも、簡単にはできない。それはそのとおりだと思います。だけれども、私は10年近く議員をさせていただいていますが、その最初のころに都市計で道をつくったらどうかと言ったときに、当時の副町長がそれをするのは大変なことだと、お金も時間もかかると。5年、10年はかかると言ったのですけれども、5年、10年たったのです。そのときにやっておいて手をかけておいてくれれば、何か形になったかもしれない。秩父市においても、他町においても、これは何回も言っていますけれども、種がまいてあれば、いつにか芽を出すこともあるのです。ところが、全く種がない。現状においては、都市計画の道路の関係は断念したということですから。そちらのほうの種はもうまけないのです。だけれども、何らかの形で種をまいておけば、時期が来れば出てくることもあるのです。それをやっていなければ、ああ、時期だと思っても、そのときにはもう遅いということになりかねません。難しい事業だと思います。だけれども、それに手をかけることがやはり首長の責任であるかと。後に俺がやるよという人も先ほどいたようですが、そんなことでなく、現段階で手をかけておいて、また現職の時点でやり終える可能性だってできないことではないと思えますので、それら頑張ってもらってやっていただきたいということを要望して、この町道関係については終わらして、さあ、忙しいですね。

第2点目ですが、先ほど建設課長の答弁を確認します。雑駁に言ってしまっているかどうかあれなのですが、要するに基準法のいわゆるセットバックと申しますか、あれについては、固定資産税掛ける2分の1だと。ケース、ケースによって多少の上下はあるにしても、大体そんなものだと。それから、それ以外の部分についてはいろいろ勘案するけれども、最高として平米当たり3万円以下だと。この2点の理解でよろしいかどうか、ちょっと町長を含めてご答弁いただきたいのですが。

○議長（大澤徑子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 林議員さんの再質問にお答え申し上げます。

セットバックの場合に、固定資産の額の2分の1ではなく、固定資産税を出す評価の額の2分の1でございます。ですから、固定資産の税額というのはかなり低い額でございますので、評価の額はそれに比べると相当高いと。

〔「評価額」と言う人あり〕

○建設課長（小宮健一） はい。あとはおっしゃるとおりでございます。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） わかりました。それでは、この2点目については以上で結構です。

3点目の金沢小学校及び消防署分署跡地についてですが、ありがとうございます。やっとなんていいますか、やっぱり町営バスが役場を通らないというのはおかしな話で、それがやっとなんてやら石木戸町長の在任中に実現するというので、これまた歴史に名前が載ってしまうということで、大変ありがとうございます。これは大変いいことだと思います。バスの利用については、私の委員会ではなくて別の委員会でいろんな形で今検討に入っているようですが、現状何かバスのエアコンのぐあいが悪くて、金沢線ですか、どちらか、代替がやっているようですけれども、あのくらいのバスでもいいのかなんてふと思ったり。また、もっと小さくしなければいけないかなと思ったり。バスについてはいろんな意見があるし、実際に乗客数もどんとハイキングのお客さんが突然出てきたりと、安定しないところがあるので、なかなか難しいかと思いますが、路線として町の役場を通るということになれば、また新たにどの程度の需要というか、乗客増になるかわかりませんが、利用者が出てくるのではないかと。便利になったと言われるのではないかと思いますので、大変いいことであるなと思っております。ありがとうございました。

また、金沢小学校についてですけれども、雇用の関係もありますけれども、余りどんと来るような雇用があるとも思えません。また、福祉関係といいますけれども、ピンキリで、いろんないいのもあれば、ちょっと怪しげなものもある。そういったこともあります。それから、忘れてはいけないのは、金沢地元の人たちの要望もあるはずで。そういったことを勘案して、地元の部分もよく話を聞いて、また私的な意見で言えば、せっかくこの春、春といっても2月でしたか、人形サミットということで、秩父におけるいわゆる人形的なものが注目された部分でもあり、またそういったものについては新たに何かつくろうと言えような時期ではありませんから、ちょうど地元でもありますし、あれをそういったものに利用することも一考に入れていただきたいなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（大澤徑子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどは林議員とも長いおつき合いをさせていただいておりますけれども、初めて褒められたような感じがいたしております。

金沢小学校の問題でございますけれども、先ほど答弁の中でも触れましたが、福祉施設等に活用してもらえればということで、今まで4施設から視察等もしていただいております。人形関係の活用ということになりますと、あれだけのものを地元で管理、活用していくというようなことは大変だと思います。そんな関係もありますので、そのことにつきましてはまた地元とも話し合いをさせていただきますけれども、集落センターのようなものもあるわけですから、そういうところの活用のほうがベターかなというふうにも思っております。ただ、特別養護法人ホームにつきましては、残念ながら秩父地域は満床というか、ベッドがいっぱいということ、許可がおりないというような話も漏れ伝わってきております。いずれにいたしましても、活用していただくその施設がどの程度の雇用ができるかというようなことになりますので、私のほうからできる限り雇用してもらいたいという要望はしますけれども、人数についてはそこを活

用していただくところに委ねなければかなと、こう思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 毎度ありがたく、ご答弁については感謝申し上げているのですけれども、なかなかシャイなものですから、表に出しておりませんが、大変今回の場合は自分で言ったからですけれども、よかったかなと思っております。

それから、今の件なのですけれども、確かに町長が危惧される部分もあるかと思っておりますけれども、あの道というのはご存じというか、私などが言うまでもなく、秩父地域から群馬方面へ抜ける一つの要衝にもなっているわけです。あそこをうまく利用する。駐車場の部分もある程度ありますから、それこそ某所の道の駅以上に、大きさはそれほど駐車場等もとれないかもしれませんが、ある意味では道の駅的な要素を含めたことをやれば、それ以上に何といても道路のそばですから、観光等の面から見ても非常に有力な施設になり得る可能性を持っているかと、このように従前より思っておりましたので、ぜひとも地元及び観光関係とのさらなる検討をお願いして、質問を終わります。

皆さん、15分ばかり、どうもありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時15分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第27号から議案第34号まで、認定第1号から認定第4号までの12件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



### ◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第27号 皆野町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について

てを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第27号 皆野町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

ちちぶ農業協同組合のご協力をいただき、皆野農産物直売所に道の駅みなのを登録することができましたので、道の駅みなのを公の施設として設置管理するものであります。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 議案第27号 皆野町道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、議案の説明を申し上げます。

ちちぶ農業協同組合が経営する皆野農産物直売所に道の駅の登録要件となる施設を整備し、これを町が無償で借り受け、道の駅として管理するものです。

まず、第1条で、本条は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるとしております。

第2条で、道の駅は道路利用者の利便性の向上と地域情報の発信、地域商品の販売などを通じ、観光振興及び地域の活性化を図るために設置するとしております。

第3条で、名称は道の駅みなのとし、皆野町大字皆野3236番地35に位置するとしております。

第4条で、道の駅は情報提供施設、駐車場、公衆便所で構成するとしております。

第5条で、道の駅の管理を町長は指定管理者を指定して行わせることができるとし、第6条で指定管理者が行う業務を道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務、道路利用者の利便性の向上に関する業務、観光情報、地域情報の発信に関する業務、その他道の駅の運営に関して町長が必要と認める業務としております。

第7条以降は、一般的な事項を規定しております。

附則第1項で、この条例は平成24年10月1日から施行するとし、第2項で施行前であっても、第5条の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な行為は行うことができるとしております。

以上で議案第27号に関する説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 道の駅について、何点か質問したいと思います。

まず、この道の駅みななのなのですが、これがいつオープンになるか、またいつオープンにすると決めたのか。それから、今の産業観光課長の説明だと、この道の駅みななのの特徴というのは何も見えてこないのですが、何が売り物で、どんな特色があるのか。まず、その点をお聞きしたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。



○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

オープン、開設につきましては、10月7日をオープンとしたいと思います。なぜ決めたのかということにつきまして……

〔「なぜじゃない。いつ」と言う人あり〕

○産業観光課長（川田稔久） これは、時期でよろしいわけですね。

〔「時期でも日にちで。議事録でもあれば、議事録の日でもいいし」と言う人あり〕

○産業観光課長（川田稔久） いつ決めたかといいますと、日にちについては定かではありませんが、農協、それから商工会、それから観光協会、この4団体で協議会を設置しておりますが、その協議会の中でオープンの日を決めたものでございます。

それから、特色についてでございますが、当道の駅からは、例えば長瀬方面へ向かいますと、親鼻橋の下の河原におりれば川での川遊び、それからジオの学習の聖地として知られておりますジオパークに認定をされました紅簾石片岩等があり、1年を通じて学習なり勉強ができる地域。それから、また地域には近くには長瀬の宝登山、それから裏山に美の山等、四季を通じて楽しめる観光資源に囲まれているというのが特色でございます。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 観光課長もご存じというか、重々承知しているだろうし、町長、関係者も十分わかっているとは思いますが、観光資源の少ない皆野町にとって、この道の駅というものは非常にある意味貴重な観光資源の一つになるかと思えます。

先ほど観光課長のほうに売り物は何かと聞いたのですが、大分全国数が道の駅も多くなりまして、例えばこの140号かいわいにおいてもかなりの数が、一々挙げるのも面倒くさいから挙げませんけれども、それぞれの町村1つぐらいずつ持つような事態になっています。一時の温泉施設みたいなもので、本当にそれぞれが持っているようになっていきますし、またそれだけ出てきますと、評判のいいところ悪いところ、そういった部分で淘汰されるような場所も現実にあるように聞いております。そんな中で、今のような課長の言われたような事柄というのは、別に道の駅でなくても、この場所を、あの場所を考えれば、当然あることです。道の駅としてあそこへ行かなければいけない、どうしても行きたいのだというようなものが売り物です。それがどうかというのを聞いたのですが、どうもそういったものが実は見えてきません。

また、駐車場ですが、駐車場について、これもちょっと後でこのことについては一応お答えをいただきたいと思うのですが、あの駐車場に例えば朝9時ぐらいまでに置いて、1日、3時、4時まで置いておけるのか。恐らく難しいのではないかと思うのですが、そういったことも考えているのかとか。とにかく一番言いたいのは、ちょっと答えに窮した部分があったみたいですが、10月7日というと本当にあと1カ月足らずです。多くの人たち、議員の多くは、道の駅、10月7日にもうすぐオープンなのだねと。道の駅の話は去年から話として聞いていますし、6月に申請をするということから、わかってはいたけれども、10月7日にもうオープンするのだというのは、いささかちょっと中身の検討が少ないのではないかと。内容については、町のある意味口を出す範疇ではないのかもしれませんが、指定管理者がやることだということなのかもしれませんが、皆野町が主導で動いて、道の駅みなものというものをつくる以上は、やはり後々まで発展していってほしい。そういったものをつくってほしいと思うわけですから、もう

少し中身についての検討があってもよかったのではないかな、そのように思いますし、現実町の中ではそういう声はかなりあります。何であそこにああいうものがという話が、それをそういったことを言う人までも、ああ、なるほどこれはこういうことでできたのかと、こういういいものができたのかというように説得ができるほどの材料が若干足りないのではないかなと感じているのですが、もしそういった材料があるのであれば、教えてください。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 道の駅に駐車をして、そこで半日なり1日なり遊んでいってもらうのだという捉え方は少し違うかなと。あそこは観光情報の発信という場所になるわけでありまして、例えば三沢方面に行けばこういう魅力ある場所がありますよとか、あるいは日野沢に行けばこうだよと、国神、金沢、今の時期ならこういう箇所がありますよというような情報を知らせてやる場所。

そしてまた、10月の7日のなぜしたかということでもありますけれども、もちろん今は情報館はかなりでき上がってきましたけれども、まだ駐車、あるいは入り口の進入道路、あるいはそうしたものがまだ工事中であります。そうしたようなことを勘案し、そしてまた長瀬町にある自然史の博物館ですか、これが10月の6日にオープンという予定でございます。そんな関係から、長瀬町、そして皆野町、あの近辺の先ほど課長が言われたように、ジオパークの、あるいはまた川遊びの、あるいはライン下りの、そういうようなことからして、一体的にそのころにオープンができればと。そしてまた、JAからは農産物のいわゆる秋の収穫期にも入る。いろんなことを考えたときに、この時期が一番ベターだと。こういうようなことになりましての10月7日のオープンということになります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 大変ありがとうございます。そういう答えが実は一番欲しかったところで、確かに自然の博物館が10月上旬、6日ですか、オープンに合わせたということは、大変意義あることなのかなとは思いますが、内容としてそれに見合うかなという部分があります。それから、町長言われたように、本来的に言えば、道の駅の機能はその駐車場はそこへ置いて滞在して云々ということではないことははっきりしているのですが、現実はそのようなものではありません。そこが一番困ったところであるのと、それからもう一つは夜の安全性の問題。そのところがちょっと検討がまだ若干不足なのではないかなと私は感じているところがあります。その辺のところまでがきちんと配慮ができていますか。また、そういったときの場合この条例を見ますと、何か起こった場合の責任に対して町が責任を負うのか、それとも指定管理者が責任を負うのか、はっきりしない部分があるかと思うので、それが無いこの条例案はちょっとまずいのではないかなと思っておるのですが、それについていかがですか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

夜間の警備等につきましては、これからの農協との、指定管理者を指定する農協との協議事項になってまいりますので、その中で協議をしてみたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） この条例の内容をちょっとまた確認したいのですが、既存にある農協さんのあの建物を含めて、無償で町が借り受けて運営管理するという解釈でよろしいのでしょうか。そのほか

あるのですけれども、まずこの点、よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） そのとおりです。既存の建物、そのうちトイレ、それから情報発信施設となります案内所、それから駐車場、道の駅の登録として必要な施設のみ無償で借り受けてということでございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、それを借り受けて道の駅としてやっていかれるわけですが、今駐車場とか急ピッチでやられていますけれども、先日上田知事が訪問されたみたいですが、そのとき何かご指導なりはあったのでしょうかということがまず1点。

それと、何度もあれなので、言うのですけれども、あそこがにぎやかに運営されたとき、管理上やはり駐車場から出るほうの車が信号寄りに出ると、必ずそこに並んでいる車がありますから、交通がちょっと乱れると。そうすると、せめて出るほうに関しては、三沢寄りのほうに誘導するような考えはあるでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答え申し上げます。

三沢側に誘導するということは今は考えておりませんが、これから道の駅が開設をしまして、交通の流れがどういうふうになるかを確認、見きわめて、対応していきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 上田知事は、平成17年のときにあの直売所に立ち寄られまして、そしてその折にここを道の駅にしてほしいという直売所のいわゆる生産者の声があったそうですけれども、あの知事、大変秩父地域においでになりますと、あそこでの買い物は楽しみにしておるようで、毎回あそこで買い物して帰るといこともおっしゃってございました。期待をしていますから、立派なすばらしい道の駅にしてほしい、立派な直売所にしてほしいと、特産品の開発等も一生懸命取り組んでほしいということをおっしゃってられました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 済みません、もう一つ。そうしまして、あそこが運営されて、情報発信の場にぜひともするのだというそのお考えのもと、その情報発信のシステムなり、スタッフなりはどのような感じで整っていかれますか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

案内のためだけに特定の人員を配置する必要はございません。そこで働いております、例えばレジをする人ですとかということでも可能だということでございますので、たまたま隣接する農協の農産物直売所の職員の方がおられますので、この方に案内については対応していただくよう協議をしてみたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） ちょっと確認したいのですが、この条例の第2条、これについては地域情報発信、地場商品の販売などを通じということで、皆野町道の駅を設置すると、これが第2条です。それから、第

4条、これが道の駅の構成要件という話ですけども、情報提供施設、駐車場、公衆便所ということになっております。私ちょっとわからないので、教えてもらいたいのですが、そうしますと第2条では、地場商品の販売などを通じというふうにうたっておりますが、第4条では情報提供施設ということで、その辺の構成要件と道の駅を設置するのとどのような違いがあるのでしょうか。それが1つ。

それから、指定管理者、これが皆野町農協ということになるわけですが、こちらとの具体的な契約というものが出てくると思うのですけれども、その中にはいろいろもっと細かい内容のものが出てくると思いますが、例えば金銭の支払い等に関しては、もう決定しているものはあるのでしょうか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

条例の第2条で言うております地場商品の販売などを通じてとありますが、第4条ではその販売の項目がないということかと思えます。通常の道の駅の管理といたしましては、販売はいたしません。しかし、道の駅のイベントとして、年に何回行かうかわかりませんが、そのようなイベントの場合には駐車場を利用して販売することもございますので、第2条にこのような文言を入れさせていただいたものです。

次に、協定の中で金銭的なものを入れていくものがあるかということですが、これについては想定はしておりません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうすると、今既存の農協の販売施設、これは全く道の駅とは関係なしという考え方でいいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 道の駅の登録には含まれておりませんが、道の駅のエリアには含まれるというふうに解釈をしておりますので、全く関係がないとは言い切れない施設というふうに考えております。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうしますと、その商品の販売、これはあくまでもここにうたってあるのは、道の駅としてできること、これをうたってあるわけですね。それからもう一つ、全く金銭のやりとりはないとのことですけども、管理業務とかその辺で、全くこれも金銭のやりとりとかそういうことはないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 管理業務になりますと、次の指定管理者の指定の要件になると思うのですが、その指定管理者の指定の決裁をいただいた後に、農協さんと協定について締結をしていく関係がございますので、その中で協議をさせていただくことになります。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうしますと、先ほどは金銭的な項目はないということですが、10月7日オープンということになりますと、もう詰めておかななくてはならない。具体的に金額は幾らでとか、そこまでは決められなかったかもしれませんが、金銭的な事項は先ほどないと言いましたが、全くないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久）　　ごさいません。

○議長（大澤径子議員）　他に質疑はございますか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員）　質問と要望なのですけれども、質問で今さっき課長さんが言った観光情報の発信の場所ということで、人員は配置しない。だけれども、農協の職員の方がいらっしゃるときに、その人たちに対応してもらおうということだったと思うのですけれども、では農協の職員、今あそこでレジをやっている方たち、交代で出勤していろいろやっていますけれど、これから道の駅となるとすごく忙しい。人もいっぱい来るだろうし、レジも大変込むだろうと思う。そういうときに、こういう情報の発信、観光情報の発信をお客さんに対応できるのかどうか。それは、町として職員を、例えばパートみたいな形で何時から何時までは置くとか、そういう対応をしなくて、全て農協に任せる。そうすると、農協は、では今の人たちで対応してもらおうのだと。では、仕事の合間にやってもらうのだと。そういうことになるのでしょうか。それが質問です。

それと、もう一つ要望は、私もすごく道の駅というのは大好きで、旅行なんかも車で行って道の駅にとめて、その道の駅で駐車してそこで寝て、次の朝起きて、また違う場所へ行くというように、よく道の駅を利用するのですけれど、本当にいろんな場所が特色があって、楽しみなのですが、やはり先ほど林議員も言いましたように、あの道の駅みなのに行ったらこんなものが買えるとか、こういうものが見えるのだよという、やっぱり本当に特色ある道の駅にしていかないと、だんだんあきられてしまって、通り過ぎてしまうような感じもありますので、ぜひ商工会とか協議会の中で、本当にまちおこしにもなると思うのですね、一つには。やっぱり町の特色を生かしたものを、産業というか、そういう物づくりとか、そういうものも含めて、ぜひ特色ある道の駅にしてほしいと思います。ということで要望なのですが、質問のほうをお願いします。

○議長（大澤径子議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久）　お答えをいたします。

情報提供施設については、職員を専属で配置をする必要はございません。先ほど申し上げたとおりです。情報発信、観光案内といたしますと、パンフレットを置いて、来るお客様への案内ということもできます。それから、職員の方に案内をしていただく想定といたしましては、尋ねられたときといいましょうか、そのときに対応していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員）　3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員）　でも、それでは、はい、そのパンフレットを見てくださいでは、やっぱり不親切ではないのでしょうか。やっぱりある程度の期間でもいいですから、対応する人を置いて、尋ねなくてもパンフレットをちょっと見ているような人に、どうですか、どういうところへ行きたいのですかみたいな、こっちから声をかけるような感じで、こういういいところがあるのですよ、ここへ行ってみたらどうですかという積極的な観光案内をする必要もあるのではないかと私は思いますが、ぜひその点、答えはいいですから、ぜひその点、これからの協議の中で検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員）　他に質疑はございますか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） いろいろ意見も出されているのですが、今後のことも含めてちょっと意見を申し上げたいと思うのですが、この道の駅は町にとっても長年の大きな課題だったというふうに思います。今回設置場所も皆野農産物直売所を中心とした場所で、道の駅として登録の許可がおりたということなのですが、いずれにしましても落ちつくところに落ちついたかなという感がしております。この間、ここ二、三年だと思うのですが、特にご尽力をいただきました関係者の皆さんには、私からも感謝を申し上げたいというふうに思っています。また、これからはこの設置といえますか、目的になろうかと思うのですが、第2条に明記されております目的に向かって、より多くの車といえますか、道路利用者、そして観光客にこの道の駅に立ち寄っていただきまして、皆野町の観光振興なり、また地域活性化の拠点として発展することを願っております。

こういった施設も含めてなのですが、常々石木戸町長におかれましては最少の経費で最大の効果と、こういったことを持論としての間言われてきております。今回の道の駅の整備についても必要最小限の整備にとどめているのかなという、そういった感もございます。そういったことから、今後の町長からも情報を知らせる情報発信基地というようなことも言われております。そういったことも含めまして、大変観光案内所といえますか、情報提供施設ですか、ここに付きましてももう既に板張りで、大変落ちつきのある施設として整備がされてきております。その場所に例えば観光のパンフレットとか、そういったことを置くということで恐らく検討されていると思うのですが、ほかの道の駅等にも行ってみますと、よくビデオコーナーといえますか、その土地の例えば皆野町であれば皆野町の四季折々の観光宣伝を兼ねたビデオコーナー等も設けているところが多々ございます。そういったことも整備できれば、あえて観光案内人といえますか、そういったのを即設置しなくても、そういったことで肩がわりと言ったらおかしいですが、観光案内等も図れるのではないかなというふうに思います。

そういったことを含めまして、今回私もこの間この問題につきましては何が何でも登録をして、道の駅として登録をして、登録できることによって宣伝効果が非常に上がるのではないかとということも申し上げてきておりますので、今回登録が許可になったということございます。ぜひ今後のまだまだ皆さんからも出されているような面で整備を図っていく課題があると思いますので、ビデオコーナーを含めて、町長のこれからのこの道の駅の整備に関して意見等ありましたら、ご意見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今内海議員さんから提言というか、お話をいただきました。そうしたことも確かに必要ですし、そうしたコーナーも設けられればと思います。また、他におきましても提言等があるようでしたら寄せていただければありがたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、議案第27号に対する反対討論を許します。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。正直なところ、大変複雑な気持ちではあるので、その辺をまず

皆様にもお察しいただきたいということから始めたいと思いますが、この道の駅、先ほど質疑の中でも言ったとおり、大変に観光資源の少ない皆野において、非常によい武器になるというふうに考えておりますから、設置そのものについて反対するわけではありませんが、ただいま先ほど内海議員からの提言が出たように、余りにも拙速過ぎるというか、10月、あと1カ月足らずのうちにオープンするという中で、今さらのようにこういうものがあつたらいいのではないか、ああいうものがあつたらいいのではないかというが出るようでは、検討が足りないのではないかと。内海議員が言われるように、道の駅の看板を上げることは非常に大きな情報発信になりますから、大変宣伝効果が大きいと思います。ただ、それはよい宣伝もあれば、悪い宣伝もあるのです。大変ただいま現実がネット社会でありまして、先ほど常山議員が言われるように、道の駅を回るということを実際に趣味にされるような方も少なからずおられるようですが、いいことと同時に悪いこと、これも間違いなく発信されるのです。

道の駅、最初にできたころは、本当にこれは何だ、ただの駐車場ではないかというようなものがあり、一時のバブル期には大変豪華なものがあり。数少ないうち、沿線の数少ないうち、三富だとか大変繁盛したところがあつたけれども、幾つかできてくる中で淘汰されて、今は本当に閑散としてしまっている部分もあるわけです。後から出てきた皆野が、さて、ではどんなに売り物があるのだろう。道の駅ちぶとどう違うのだろうというような期待を持っている人たちも多いと思うのですが、それに果たして応えられるようなものができているのかということに大変疑問を感じます。

現実議案を否決して、もう少し考えて、何か売り物をつくってから、3カ月後、半年後にオープンするのであっても決して遅くないと思いますので、議員の皆さんにはその辺をよくお考えいただきまして、否決されるようお願いをいたしまして、終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 本議案に賛成の討論をしたいと思います。

この道の駅の設置につきましては、先ほども質問のときに話させていただきましたが、大変長年の課題でございまして、今からさかのぼれば16年前、平成8年度の道のオアシス計画にスタートしたかというふうに思います。今はそれこそ広域消防の北分署の建設される場所がそのオアシスの予定地であつたわけですが、当時総事業費約12億円ぐらいの道のオアシスといいますか、道の駅の構想としてあつたかと思えます。ただ、実際皆野長瀬インターの昇降客が意外と少なかったという関係もございまして、この計画は頓挫しました。その場所につきましては、ご存じのように、名称も皆野オアシス花の公園、このような形で2年前まで存続しておつたかと思えます。

また、先ほど町長のほうから答弁の中にもありましたように、平成17年の当時の上田知事のときとん訪問のときに、やはり皆野農産物直売所、ここを視察していただきまして、当時のJAの幹部なり町当局なり、また農協直売所の直売部会の役員等との懇談会の中で、ぜひここを道の駅として整備をしていただきたい。このような要望も出されまして、その後町とJAとの何回か折衝もありましたが、途中で中断したと、そんなような経過もございました。ここ2年ぐらい前から大変急速に道の駅の登録に向けての機運が強まりまして、場所についてもあそこの場所で今日の状況に至つたかというふうに思っています。

また、既に9月10日に道の駅としての登録も許可になったということもございまして、確かに林議員や他の議員からも要望等も出されておりますが、今後の道の駅として整備していく、そういった課題も多々あるかと思えます。当面今日まで石木戸町長の言われる最少の経費で最大の効果を生めるように、地域の

観光振興、また地域活性化の拠点として、今後もそういったことも含めて整備促進していく。そういうようなことも意見として述べさせていただきまして、本議案に賛成の討論とさせていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤径子議員） 起立多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第28号 皆野町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第28号 皆野町公の施設における指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

道の駅みななの設置目的を効果的に達成するため、道の駅みなのが登録された皆野農産物直売所を運営するちちぶ農業協同組合を指定管理者に指定し、施設の管理を行わせるものです。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 議案第28号 皆野町公の施設における指定管理者の指定について、議案の説明を申し上げます。

先ほど可決いただきました皆野町道の駅の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき、道の駅みななの指定管理者にちちぶ農業協同組合を指定し、平成24年10月1日から平成34年9月30日までの10年間、管理業務をお願いするものです。

以上、簡単ですが、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 先ほど27号の道の駅のほうが可決されましたので、この28号のほうについてですが、やるからにはやっぱりいいものをやらなければいけないので、そういった提言を含めて幾つか質疑を



させていただきたいと思いますが、先ほどの賛成討論の中で言われた件については幾つか疑義があるところなので、オアシス計画と、それから今回の道の駅にはとても継続性があるとも思えませんので、その辺のことは一言加えておいていただきたいなと思います。今回の道の駅の関係については数年前から始まったことであって、その前の前町長のときの道の駅の関係と、やはり直接的なつながりはないと考えております。別にだからどうだということではありませんし、やるからにはやはりいいものにしなければいけないなということを考えておりますので、その辺について。

実は、道の駅ができそうだという話の中でいろいろな提言があると。先ほど内海議員が言われたビデオといいますが、テレビでの案内なんかどうかと。そういったことの提言をするいい機会でもあろうと思いますので、従前から言っていて、まさかこれがいまだに担当部署に伝わっていなかったのかとがっかりするところなのですが、昨年皆野町観光協会のほうには県のほうから電動自転車の割り振りが1台ありまして、秩父と長瀬で電動自転車のいわゆる貸し出しが大変好評であるということから、そういったことがあったように聞いております。ところが、それが皆野の場合はどこでやるのかということがなかなかはっきりしませんで、結局それが決まらないうちに、要はその自転車1台分が他町のほうに譲られるような形になってしまったというように聞いております。その折に、私今回道の駅ができるのであれば、道の駅にこの自転車の貸し出し所を設ける。これは、こうすることがあの位置を生かす、自転車を利用すれば、それこそ先ほど課長が言われたとおりの範囲は全部簡単にカバーできる場所でもありますし、非常に好評であろうと。当初、これに関しては駅の近辺というものを考えたのですが、意外と駅の近辺というのは場所もないし、また意外に利用者も少なそうだ。皆野においては、この道の駅が一番だろうということで、それなりに道の駅でJAがやるということであると、後になってからこれがオープンした後で自転車を貸し出してくれるようお願いしてもなかなか難しいであろうから、オープンするときからできるようにお願いしてきたつもりではあるのですが、それについて産業観光課長、どのようなお考えをお持ちですか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをいたします。

電動自転車の件については私も承知をしておりましたが、その1台がどういうふうに戻ってくるのかということまではっきりとした話は伝わってきておりませんでしたので、今回の協議の中では電動自転車の貸し出しについてはテーブルに上がっておりません。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） というわけで、話が届かなかったようですが、町長をお願いをしたいと思います。自転車において観光地を回るというのは非常に意味ある利点があります。また、皆野において皆野の道の駅からですと、長瀬はもちろん、皆野全域を移動することが可能になりますので、ぜひともこれから恐らく指定管理者のJAちづぶ、ここの協議の中でこういったものを取り上げていただきたいと思いますので、お願いをいたしたいと思います。

それから、もう一点、指定管理者の管理前後の条例の中にも取り上げられていたようなないような部分があるのですが、夜の管理について、これはどのようになるのか。協議することになるかと思うのですが、JAのほうで直接なかなかいろんなことができないというのが現実になるかと思うのですが、できるのであればそうしていただきたいし、もしそうでないとするならば、民間の警備会社であるとか、そういったものをお願いすることになるかと思いますが、もしそうなった場合の費用について、JAと協議して、費用が発生した場合でも、そういったことができるようお願いをしたいと思いますが、その点、

町長、どういふふうに考えますか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） その点について、私からお答えします。

10月7日にオープンするわけですが、いろいろこれから育てていくという部分もございます。道の駅は先進地域も大変多くございます。今の件も含めて、JAと協議したいと思っております。特に観光は、見る、食べる、遊ぶかと思っております。るるぶ。そういうことで、その3点についても多くの方が気軽に訪れ、特産品や文化に触れて、また新たな交流の場と観光の拠点となるように育てていきたいと思っております。いずれにいたしましても、今後JAとも含めて協議します。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 済みません。もう一点だけ要望をさせていただきます。

せっかくつくる施設でもありますから、いろんな運営について最低でも3カ月に1回、できれば月1ぐらいで、町と、それから観光協会、商工会、JA、それらの実態の報告といいますか、話し合いをして、24時間きれいなトイレで、いつ行ってもあそこはきれいだと言われるような管理をして、苦情みたいなものが出ないようにしていただきたいと要望しまして、終わります。

ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 指定管理者をちちぶ農業協同組合さんにされるということは、もうこれは自然な成り行きで、この方にしっかりとやってもらうということになるのだと思うのですけれども、それを皆野町が指定する以上、皆野町にある程度の、当初あそこが道の駅として開業になったときにいろんな意見が来たとき、皆野町が当然それをまず受けて、それを指導なり伝えるということになっていくのかと思っておりますけれども、この農業協同組合さんは農産物とか非常に上手に売るのが得意とされているようでありますけれども、ちょっと感想を申し上げますと、きょうのお昼にあそこのレストランで日がわり定食を実はいただいたのですけれども、あそこのレストランに行く前のだっと広いところが全部舗装、打ちかえのために全部剥がしてありまして、砂利が敷かれている現状で、その砂利も今は再生コンクリート、コンクリートをぶっかいたやつ、ごつごつしていますけれども、それが一面に敷かれていて、左側でそば打ちを見せるための施設を大工さんがつくっていると。右横であそこにひさしを大きくかけるのだというので、1メートル50から真四角の大きな穴を掘られていると、右側で。手前には、1つ看板がレストラン営業中とあると。それ以外の、要するに私が言いたいのは、バリケード一つない状態でそれが行われていると。そうすると、その辺は多分工事関係のことなので、大変苦手な部分なのでしょうけれども、こういうふうにご得意、苦手な部分が出るので、例えば駐車場なんかに関しては、管理が苦手な部類になるかもしれない。だから、もう先手先手で予想される、先ほど言わせてもらったのですけれども、三沢側からの出入りを検討されるとか、そういったところは多分私の感想だと余り得意ではないと思われるので、大いに町として責任がある部分でもあるので、やってもらいたいと。

ちなみに、話のついでなのですが、きょうはあのお店は20卓ぐらいありますけれども、満席です、その状態で。満席で、車いすの方が五、六人いましたよ、車いすの方が。改めて普通なら、我々の経験だと、コンパネをだっと敷き詰めると、その両側にカラーコーンを置いて、手すりを誘導路でこしらえると

いう発想になってしまうのですけれども、あのごつごつしたところをあの方々は、介助者がいますから、いて、とにかく満杯でした。ですから、これから大いに発展することが期待されますので、ぜひとも町としても指導を怠らないように。農協さんは苦手な部分があるのだということをよく認識していただいたほうが、もしかしたらいいのかもしれない。意見です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第29号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第29号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、特別休暇の取得事由の拡大等の改正にあわせ、字句の修正を行うものです。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第29号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明を申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行うもので、白血病等の有効な治療法である移植療法のドナーとなる場合に取得可能な特別休暇について、骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも休暇を取得できるようにするものです。その他、あわせて字句の修正を行うものです。

変更の内容説明を議案の次のページにあります新旧対照表によりご説明いたします。2枚おめくりください。まず、第13条第2項第2号は、皆野町職員衛生管理規程の次に、皆野町職員衛生管理規程の規程番

号が入っておりませんでしたので、「平成4年皆野町規程第5号」を加えるものです。

1枚おめくりください。上段の第14条第2項第16号は、「第15条」を「次条」と表記の仕方を変えるものです。

中段の20号では、先ほど説明いたしました特別休暇の範囲の拡大をうたうもので、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改めるものです。

一番下の附則第2条第8項は、附則が項立てになっていることから、「前各号」を「前各項」に改めるものです。

それでは、条例の改正文をごらんください。附則の規定でございますが、この条例は公布の日から施行とするものです。

以上で議案第29号に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第30号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第30号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されたことに伴い、皆野町税条例の一部を改正するものです。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 四方田勝吉登壇〕

○税務課長（四方田勝吉） 議案第30号 皆野町税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日に公布、施行されました。この法律は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うものでございます。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございます。新旧対照表をお開きください。附則に1条を加えて、附則第25条としまして、内容は平成26年度から平成35年度までに限り、個人町民税の均等割額を500円加算し、年額3,500円とするものでございます。なお、埼玉県におきましては、既に埼玉県税条例の一部を改正して、個人県民税の均等割額を500円加算して、年額1,500円としております。

以上で議案第30号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） この税額を500円、住民税の税額を500円上げることによる財源により、この復興のためのどのような予算に充てられる予定でしょうか。また、この500円個人において上げることにより、どのぐらいの増収が見込めるでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 1番、小杉議員さんのご質問にお答え申し上げます。

この500円、均等割の税額500円を引き上げるといってございしますが、この引き上げをした500円分を東日本大震災の復興に使うものではありません。これは先ほど申し上げましたとおり、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源とするものでございます。なお、幾ら増額になるかというご質問かと思いますが、平成24年度均等割の課税者数は約5,400人おります。これに500円を掛けますと、年間約270万円の増収となります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、町における防災のための施策というのはどのようなものが具体的に見込まれるでしょうか。また、これは26年と書いてありますが、25年からでなくてよろしいのですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） お答え申し上げます。

適用期間は平成26年度からでございます。間違いありません。なお、財源事由等につきましては、財政担当であります総務課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 町で充てますこの財源を充てる内容でございますけれども、町で緊急防災減災事業債という起債を借りまして、平成24年度には皆野小学校の体育館の耐震補強工事を現在行っております。それから、また同じ起債で防災行政無線の整備工事も現在行っております。また、来年度には、庁舎の非常電源整備についての事業を予定しております。これら起債を起こしてお金を借りるわけでございますけ

れども、その元利償還金、交付税で算入される以外の一般財源分がございますけれども、その一般財源分にこの財源を充てるということで考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、個人においては一言で言って増税になるわけですがけれども、この増税しか今言った償還等に充てる資金は見つからなかったわけでありますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまの質問ですけれども、そういうことではございません。今回の増税によって財源が確保されるために、その使い道を本来であれば一般財源、本来というか、一般財源で行いますけれども、その中に含めてそれを使わせていただくということでございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、この増税は何でかんで必要なのかなという疑問が湧いてしまうのですけれども、いかがですか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） お答え申し上げます。

先ほどご説明いたしました、これは法律で標準税率の引き上げの制定でございます。標準税率と申しますと、地方公共団体が課税する場合に通常よるべき税率ということでございまして、通常標準税率に倣うのが通例でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま標準税率の話が出たのですけれども、例えばこれを増税しないで標準の税率未満で課税した、今までどおり課税した場合ですと、こういう影響があります。地方債への影響がまず出ます。地方債を起債する手続、今は県知事による同意で地方債を貸していただいているわけですが、これが標準税率未満でこのままで増額しないでいった場合には許可制になります。となりますと、起債をするたびに県のほうへそれをクリアするだけの説明をして、許可をしてもらうという条件が出てまいります。また、普通交付税にも影響があります。普通交付税につきましては、標準税率で課税したものとみなされますので、町としてはこの分が増収になったということで見ますので、その分が普通交付税がもらえなくなるということが出てきます。そういう影響が出てきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） やむなしということで了解いたしました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 小杉議員からも突っ込んだ質問で、その中での答弁で私もある程度理解できたのですが、もともとは昨年臨時国会、秋の臨時国会の第3次補正予算に関連して、災害の復興債、恐らく11兆5,500億円ぐらい起債するというので、これに関連した復興財源法が11月30日に成立したと。その関連での地方税の改正といいますが、それに伴う町民税の改正の制定だというふうに理解するのですが、この復興財源法による増税規模は、総額約10兆7,000億円というふうに言われております。所得税については2013年ということですから、来年の1月から25年間、税額一律2.1%増税で、25年間で約7兆5,000億

円。法人税については、ことしの4月から実効税率を5%引き下げて、なおかつ3年間のみ税額10%の増税で、この3年間で約2兆4,000億円の税収で、今議題となっています住民税については2014年ということですから、平成26年ですか、6月から10年間、均等割部分に一律1,000円ということですね。先ほど税務課長のほうから説明の中で、既に県民税については1,000円を1,500円に改正というか、増額したということで、県民税とこの町民税のそれぞれ500円、合わせて一律1,000円の増税ということだと思のですが、これで約10年間で6,000億円というふうに試算されているようです。もう一点が住民税の来年1月から10年間、退職金に係る10%の減税措置を廃止すると。これによって、約1,700億円の税収が確保されるということだと思われています。

先ほど総務課長のほうからも答弁の中で、例えば皆野町でこの税条例の改正をしなかった場合、どういった支障が出ますということだと思われていますが、あえてこういった形で、本来なら国税の部分で災害復興債の税源を賄うような形で、所得税なり法人税なり、そういった国税の部分で対処するのならばわかるのですが、何で地方税のところまで枠をはめるのかという、その理由というのはちょっと理解できないのです。税収分については、県なり各自治体でそれは使えるということなのですが、あえてこういう形をとらなくてもよろしいと思えますし、何かその辺がどういう絡みで地方税を改正しなくてはならないのか。その辺、私どもにわかりやすく説明していただけたらと思われています。

○議長（大澤徑子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

東日本大震災復興基本法という法律がございます。この中でまず国の責務というのがございまして、ちょっと読み上げさせてもらいますけれども、国は基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針を定め、これに基づき東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定めるその他の措置を講ずる責務を有するとあります。続きまして、地方団体の責務という条項がございます。地方公共団体は、基本理念にのっとり、かつ東日本大震災復興基本法を踏まえ、計画的かつ総合的に東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有すると規定されております。この東日本大震災復興基本法に基づき、地方税におきましても10年間の期限つきの増税となったと理解しております。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） この場でこんなことを言っても仕方ないのではないかなと思われていますが、いずれにしても所得税なり、また地方税なりを増税すると。他方、どさくさに紛れてという言葉が適当かどうかかわからないのですが、法人税については5%引き下げるわけですね。確かに頑張ろう日本とかきずなとか、また支え合いとか、そういうことが口酸っぱく宣伝されているわけなのですが、この非常事態と言われる非常事態に対する災害復興に至っても、先ほど言いましたように、所得税や地方税が増税して、他方大企業なり財界からの法人税については減税すると。このような不公平なことが平然と行われている。これは事実だというふうに思っています。ちなみに、この法人税5%引き下げないで、据え置くだけで年間1兆2,000億円の税収が確保されるというふうに言われております。10年間であれば当然12兆円ということですから、この法人税を据え置くだけで、所得税なり地方税を増税しなくても、この災害復興債の財源は賄えるということがはっきり言えるかというふうに思っています。コメントは要らないのですが、そういったこの災害という非常事態においてもこのような不公平なことが平然と行われているという、そういった事実だけを明らかにさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、議案第30号に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。反対の討論を行います。

ただいま小杉議員、それから内海議員の質問でもその答弁ですごく明らかになったのは、国が一方的に決めて、そして地方の財政にペナルティーをかけて、地方債では許可制になるとか、こういうことを決めなかったら普通交付税はもらえなくなるとか、そういうおどかしをやって、国は私たち住民に本当に増税を押しつけるのだなということがよくわかりました。そして、この増税は、震災があった地方でもこういう増税が行われるということがあります。そして、第一の本当に一番の反対の理由は、東日本大震災からの復興を図ることを理由にして、個人住民税の均等割、これは所得が少ない、本当に低所得者にも増税を押しつけることになり、私はこの条例には反対いたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 討論ということまでいきませんが、賛成という立場で申し上げます。

確かに増税、税金はただのほうが、ないほうがいい。ましてや今でも大変なところを増税ということでもあります。そういうことでもありますけれども、いろいろ参酌しながら国としてそういうことの負担をお願いするというので、地方に来ているわけでもあります。私どももそういうところで協力しないといけないのだろうということで、全くそれがいいこととか賛成ということではありませんけれども、やむを得ないということで、賛成の立場で意見申し上げます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤径子議員） 起立多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。





◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第31号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第31号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回認定の議決をお願いいたします路線は、大字皆野地内の2路線でございます。本件は、道の駅みなのの設置に伴い、その進入路を新たに町道として認定し、管理していきたいというものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 議案第31号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

認定路線は、戦場、土京区内の2路線でございます。議案書を1枚めくっていただきたいと思います。整理番号1230、路線名町道皆野230号線でございます。起点、大字皆野字鳶沢3236番13番地先。重要な経過地、大字皆野字鳶沢3236番64地先。終点、大字皆野字鳶沢3236番41地先でございます。

続きまして、整理番号1231、路線名町道皆野231号線でございます。起点、大字皆野字鳶沢3236番35地先。重要な経過地、大字皆野字鳶沢3236番64地先。終点、大字皆野字鳶沢3236番67地先でございます。

場所でございますが、次のページに参考図がございますので、ごらんいただきたいと思います。赤の着色が認定路線でございまして、縦方向に見まして図の左側、国道140号線の側の路線が町道皆野230号線、三沢側、図の右側でございますが、この路線が町道皆野231号線でございます。各路線の起点は、丸印、終点は矢印で示した箇所でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） この町道の認定路線の現在の状況、地権者等教えてください。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） ご質問にお答え申し上げます。

現在のこの道路の状況でございますが、町のほうに町道認定をする関係で、町道認定、特に現道をする場合は全て寄附で扱うことになってございます。現在この道路につきましては、寄附の採納願が提出されて、町のほうではその受領については決定をしております。ですから、今現在のこの土地の所有者はちちぶ農業協同組合でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 確認しますが、これ全部赤い線を入っているところ、要するに奥のここはヤオヨシさんでしたか、の出入りにもこれ使っているかと思うのですが、そこまでの道が全部JAさんのものというふうに考えてというか、そういうわけですね。今回恐らく道の駅の関係で、これを町道認定ということかなと思うのですが、そういうことでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） お答え申し上げます。

今回町道認定をする路線は、この図面で赤く塗った場所のみでございます。奥にも道路部があるとは思いますが、今回この道の駅の関連で町の町道として扱う必要があると。要はこの道の駅の関係で公共性がある道路につきまして、町道の認定をしたいという意味から、この2カ所になってございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） この地図をごらんいただきますと、先ほど言われていた、話題になっていた道がまさにこれなのですけれども、先ほど自分も発言しましたけれども、先見性を持ってやっていてもらいたいという観点から一言申し上げたいのですけれども、ここがこの繁盛とともにバイパスに向かって車が渋滞する場面が、今でも渋滞しますから考えられます。そうすると、この町道231号線から地図でいくと上、正観寺のほうへ向かっていい道が開通しております。それで、親鼻方面に向かう人は、余り渋滞するところを抜け道に使いまして、左に折れてトンネルを通ると。トンネルを通った先が、線路と三沢県道の間が極端に狭いけれども、今でもここがその抜け道として利用されているわけですけれども、その先験的な見方をさせてもらおうと、ここの渋滞が発生したとき、今言っているこの場所に影響が出るのではないかという私見を持っているのですけれども、その辺を将来改良、将来というよりも、近いうち改良されるようなお考えはしていただけていないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） ご質問にお答え申し上げます。

この図面で正観寺でございますが、これの国道140号と県道のこの図で言う右側、この部分については現在町道改良済みでございます。そうしますと、おっしゃるところで残るのが、秩父鉄道さんと並行している箇所でございます。この道路につきましては、改良計画、具体的に出たことはないのですけれども、ちょっと鉄道さんとの間の距離が大変狭いというので、その改良計画の計画を立てることが過去ネックになってきたかというふうに記憶してございます。この場でこの道路、特に鉄道さんとの関係がございましたので、お約束することはできませんが、この地区、建設課のほうでも今改良計画をいろいろ進めている地区でございますので、またその折に触れまして考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そのようなことが当然予想されますので、そうなった暁にはぜひその線はやっていただきたいと。鉄道さんと境界をはっきりできれば、そこに擁壁を立てれば、道はかなり広がる余地があるわけですから、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） この町道認定について確認いたします。

今現在はまだ認定されておりませんので、地権者たるJAさんの土地だということで、今現在この道そのものは工事しておりますかおりませんか。それを確認いたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） ご質問にお答え申し上げます。

現在この道路、町としましては道路工事の施工はしておりません。町道認定をするに当たりまして、先ほど申し上げましたとおり、寄附を受けます。当建設課のほうの意見としまして、舗装関係とか傷んでいるものを全て直してほしいということを条件に掲げてございますので、農協さんのほうで今現在その工事を実施しているところではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうしますと、今現在工事しているというお話もあるようですが、それは農協さんのほうの費用で負担すると。まだ町道認定されていませんからね。今後町道認定されたということになりますと、当然町の費用で行うということ。この認識でよろしいですね。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。町道認定された以降の工事につきまして、町のほうで工事費を支出するというところで結構でございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） その点を曖昧にしないで、ぜひ受け渡しのちょうど時点になりますので、今現在やっている農協のほうの工事費、それと今度新たにやる町の工事費、これとしっかりと区分して、確認した上で工事等行っていただきたいと、そのように思います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 認定するというところで、2路線になっているわけなのですが、先ほど寄附を受けて認定するのだという話がありましたけれども、230号の終点と231の終点との間を認定して、1路線でもいいような感じがするのですけれども、それをお聞きしたいのが1つと、供用開始の期日を教えてください。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） お答え申し上げます。

2番の宮前議員さんのおっしゃるとおり、認定をする場合にこれは当然続いても、それはそれで結構だと思います。ただ、今回この現地の状況を考えますと、今回道の駅の進入路として使うと。そのほかには、ちょうど現地に住宅等も一切ございません。建設課のほうもその辺は考えてみたこともございますが、この道の駅の進入路の協議の中において、道路については道の駅の敷地内を通らないほうが、有効に今後使えたり、今後の利用等もできるのではないかというふうなことで、このようになったというふうに聞いてございます。

それと、もう一つの質問でございますが、今回町道認定をいたします。そうすると、当然今後道路台帳をつくりまして、供用開始の告示、あと道路台帳の図面、それらを全部整備いたします。これについては、この認定後、速やかにやりたいと。遅くとも来年までにはそういうふうな測量関係の、ですから図面の作成等まで含めて全て終わりにしたいというふうに考えています。

○議長（大澤径子議員） 2番、宮前司議員。

○2番(宮前 司議員) 図面をつくってからというお話なのですが、供用開始するという事は、実際車が通っていいですよということなので、10月7日にオープンをするということなので、それ前にできていないと法律的にはおかしいのだと思いますけれども、それが1つと、駐車場が終わった段階よりも上までこれは道路を認定するという事で解釈はよろしいのですか。

○議長(大澤径子議員) 建設課長。

○建設課長(小宮健一) 町道の認定の位置につきましては、この図面でいきますと上がヤオヨシさんだと思います。ちちぶ農協組合さんとヤオヨシさんの地境まで認定をするということでございます。

○議長(大澤径子議員) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



### ◎日程の追加

○議長(大澤径子議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第32号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤径子議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時10分

○議長(大澤径子議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、議案第32号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第32号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,020万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,745万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、交付額の決定に伴う普通交付税の増、決算確定による前年度繰越金の増、公共施設整備基金繰入金及び地域福祉基金繰入金の皆減を計上いたしました。歳出では、主なものとして、介護保険特別会計繰出金精算金や道の駅施設案内看板設置工事費の追加、また町営住宅抛出しリフォーム工事費や道路維持補修工事費の増を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第32号 平成24年度皆野町一般会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算の補正となっております。水色の仕切りから次が歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをごらんください。歳入から主なものについてご説明申し上げます。款9地方特例交付金及び款10地方交付税は、それぞれ交付額が決定したことによる補正でございます。なお、本年度の普通交付税の交付額は13億8,103万4,000円となりました。

中ほど款12分担金及び負担金、項1負担金、目4商工費負担金236万2,000円の追加は、本年10月にオープンする道の駅みななの案内標識の設置工事費に係る負担金です。これは、道の駅の開設により、農産物直売所等へ来訪者の増加が見込まれるちちぶ農業協同組合に対し、負担をお願いするものでございます。

次の款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金485万3,000円の追加は、高齢者の見守り事業に係る補助金で、10分の10の補助率で交付されるものでございます。

同じ項、目4労働費県補助金、緊急雇用創出基金県補助金375万6,000円の追加は、行政手続制度に関する標準処理機関等の設定業務を追加実施するため、交付されるものでございます。

次の4ページをお開きください。2段目、款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金9万9,000円の追加は、埼玉信用組合様から地域貢献定期預金に係るご寄附の申し出があったため、ありがたく頂戴するものでございます。

同じ項、目2教育費寄附金5万円の追加は、東京都の押元様からふるさと納税としてご寄附をいただきましたので、ありがたく頂戴するものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金並びに目2地域福祉基金繰入金は、今

回の補正の歳入歳出差引額の調整のため、減額するものでございます。

次の款19繰越金、前年度繰越金4,549万4,000円の追加は、平成23年度の決算が確定したことにより、補正するものでございます。

一番下、款20諸収入、項3貸付金元利収入、目1育英奨学基金貸付金元利収入は、2世帯3名の奨学金借り受け者から繰り上げ納付があったため、追加するものでございます。

6ページからが歳出になります。6ページをお開きください。各項目にございます職員手当等の補正は、手当の支給要件等に異動があったために補正するものでございます。

中ほどの款2総務費、項1総務管理費、目6交通安全対策費、節12役務費、諸手数料は193万2,000円の追加です。これは、現在進めている防犯灯のLED化更新事業に必要な東京電力に対する更新手数料です。緊急雇用創出基金県補助金の対象外となるため、当該費目に計上したものでございます。

同じページ一番下、目8電子計算費、節19負担金、補助金及び交付金124万2,000円の追加は、現在県の町村会で進めている電算システムの共同化に係る協議会の負担金でございます。

飛んで8ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節11需用費、消耗品費256万2,000円並びに節18備品購入費229万2,000円の追加は、歳入でもご説明いたしました高齢者の見守り事業に係る補助金を充当して実施する事業費の補正でございます。

同じ目、節28繰出金2,854万7,000円の追加は、平成23年度の介護保険特別会計への繰出金の不足額を精算するものでございます。

同じページ一番下、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費306万8,000円の追加は、予防接種実施規則の改正に伴い、ポリオの予防接種に使用するワクチンが変更になったことにより、不足する経費を補正するものでございます。

次の9ページをごらんください。上段の目3環境衛生費、節19負担金、補助金及び交付金、太陽光発電設備設置費補助金は200万円の追加補正でございます。当初予算と同額を追加し、本年度の補助金総額を400万円といたしました。

2段目、項2清掃費、目1清掃総務費104万9,000円の追加は、本年度から皆野・長瀬上下水道組合で進めている市町村設置型の浄化槽整備事業に係る負担金で、長瀬町と折半して負担するものでございます。

次の款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、緊急雇用創出基金事業委託料375万6,000円は、歳入でもご説明いたしましたが、行政手続制度に係る標準処理機関等の設定等を緊急雇用創出事業として委託する経費の補正でございます。

次に、10ページをお開きください。2段目、款7商工費、項1商工費、目3観光費、節15工事請負費は577万5,000円の追加です。これは、日野沢の観光トイレ建設予定地の周辺設備撤去工事及び道の駅みななの施設案内板5カ所の設置工事費を追加するものでございます。

同じページ一番下、款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費450万円の追加は、次の11ページになりますが、町道2路線の補修工事費の補正でございます。

11ページ、項5住宅費、目1住宅管理費、修繕料650万1,000円の追加は、町営住宅の抛出しリフォーム経費の補正で、3戸分のリフォームを見込んでおります。

次の款9消防費、項1消防費、目3消防施設費96万9,000円の追加は、消防団の再編事業として第3分団の新詰所用地の購入費を計上したものでございます。

14ページから17ページまでが給与費明細書になります。

以上、簡単ではございますが、平成24年度一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。ページ数を言ってお願いたします。

○10番（林 豊議員） 歳出のほうについて幾つかお聞きしたいと思います。

まず、8ページ、高齢者見守りシステム機器購入費とありますが、どんなもので、どのような数の導入をして、現状で同じようなものをどれぐらいの人が使っていて、今後ふやす必要があるのかどうか、お願いします。

それから、ふれあい館関係で、音響機器リース料と、それと次のページ、10ページ、製氷器購入費28万4,000円とあるのですが、この製氷器というのはどこで使うものなのでしょうか。ふれあい館のお風呂では、余り製氷器は必要ではないかなと思うのですが、これはなぜ町の費用で買うのか、どこで使うのか、教えてください。

それから、同じページの商工費の中の道の駅の施設案内看板5カ所ということですが、1カ所当たり同じ金額であれば、それぞれ1カ所当たりの金額と、それから場所について教えてください。

同じページ、8の土木費、土木管理費の中の公用車購入費とありますが、これ幾らの車を買って、どのような用途で使うのか。

以上、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 8ページの目3老人福祉費、節18備品購入費の高齢者見守りシステム機器購入費229万2,000円の内容につきましてご説明を申し上げます。

これは、主には今まで導入しておりません。新たに導入するものですけれども、パソコンを2台購入いたします。それに付随して、いわゆる災害時の要支援者のデータを入力しまして、地図データであるとか、それから主にはそういった地図の中で災害時の援護者の役に立つようにということで考えております。パソコンのライセンス及びゼンリンの住宅地図を想定していただけたらと思いますけれども、そういった地図の設定費、それからウイルス等の設定費、それらを含めまして機器を購入してまいりたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをいたします。

9ページの款6項2目3節14使用料及び賃借料、音響機器リース料でございますが、これは休憩室に設置をしてありますカラオケの通信会社の変更に伴います月額増加により、7万6,000円を追加したものでございます。

次に、10ページ、18備品購入費、製氷器購入費でございますが、使用する場所は休憩室、それから食堂で使用する氷をつくる製氷器が壊れたものです。修理不能なため、購入するため、28万4,000円を追加したものでございます。

同じく10ページの款7項1目3節15工事請負費、道の駅みな施設の案内看板設置工事ですが、5基設置をいたします。4基については1基100万円でございます。残る1基については50万円、合計消費税込みで472万5,000円を追加したものでございます。

以上です。

〔「場所」と言う人あり〕

○産業観光課長（川田稔久） 失礼をいたしました。

設置場所ですが、国道140号の上り線、これは株式会社権田商会様の事務所の付近でございます。もう一つ、140号下り線、長瀨駅前郵便局、鳥居の手前といいたいまいしょうか、長瀨役場方面にございますが、その下り車線に1基。それから、皆野寄居バイパス下り車線、寄居風布インターチェンジ、同じく皆野寄居バイパス下り車線、皆野長瀨インター付近、それともう一基が県道下戰場塩貝戸線、道の駅みなの脇に設置をするものでございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、10ページ、8の1の1、18備品購入費でございますが、今年度建設課のほうでフィットシャトルという自動車を購入してございます。重立った用途は測量業務、あと現場管理用の車でございます。購入金額は140万8,000円、当初予算が165万円でしたから、その差額24万2,000円を減したいというものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼いたしました。

高齢者見守りの数でございますけれども、先ほどパソコンの数を申し上げましたが、対象者といたしましては高齢者全般、特にひとり暮らしの高齢者、あるいは二人暮らし高齢者のみの世帯、それから障害者、その他要援護者を想定しております。それらを地図上に表示をできるシステムを含めまして、災害時の要援護者に役立てるというものでございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林ですが、今の見守りシステムの内容について非常にわからないのですけれども、単に地図上にここにいるよというだけだったら、別にパソコンで管理する必要もないなと思うのですけれども。例えばそれで重度といいますか、どの程度の障害であるとか、そういったことがわかるのか、要するに今現状生存確認ができるであるとか、そういった機能というのはないのですか。また、人数、どれぐらいまで処理ができる、また想定しているのか。それを再度質問したいと思います。

それから、公用車の件は了解しました。

それから、道の駅の看板についてですが、看板ということで、これ申しわけない。全く別の関連で申しわけないのですが、ちょっと午前中をお願いをし忘れたので、全く別の関連で、ただ単純に看板ということで関連でお聞きしていただきたいのですが、交通安全の関係の看板を通学路やなんかの看板をつけてもらったということで、それは非常にありがたいことなのですが、つける際に多少気をつけてください。非常に脇から出るときに死角になってしまうことが少なからずありますので、その辺看板をつけるときに、もちろん気をつけているのだと思いますが、設置するとき、またある程度期間を見て、この状況も見ていただけるとありがたいと思います。全く別件で申しわけないですが、それお願いします。

道の駅の看板については、場所についても大体了解しました。なかなかいいところにつけているなというところで感じております。

それで、残ったのがふれあい館の関係なのですが、ちょっとはつきりしないのですね。製水器28万円、これ決して安い金額ではないのです。今の課長の答弁の中で最初に休憩室でということが非常に不信。休



憩室で氷をというのが、提供するのに28万円ものものをかけるのか。むしろその後の要するに厨房設備として入れたのだと言われたほうが非常にわかりがよいのですが、しかしながら前回は取り上げたのですけれども、現状においては町のほうの関連の施設にはなっていないわけですから、そうすると厨房で使う氷の世話まで町でやっているのかと。少なくとも今の答弁の中では使っていない、使わないというのではなくて、そちらにも使うというふうに感じられましたので、その辺はつきりさせてください。もしもそうであるならば、そうであるならばというのは、厨房のところでも少しでも使うのであれば、それはやめたほうがいいでしょうし、とにかくその辺はつきりさせてください。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

予算的には28万4,000円を計上させていただきましたが、この金額のものずばり買うという意味ではございません。この金額の範囲内でできるだけ安価なもので対応していきたいと思っております。それと、食堂でも使うのではないかという話ですが、食堂でも使いますけれども、食堂を利用しない方でもお風呂から上がってきて、冷たい水を1杯飲んで帰る。その水をペットボトルに入れて帰るといってお客さんがおりますので、この方たちのために設置をするものでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 費用についての問題ではないと思っておりますので、幾らだから許せというのではないし、その辺の線引きはしっかりしていないとまずいと思うのです。先ほどのカラオケ施設にしても休憩室ということです。では、休憩室というのは、要するにお風呂施設のものなのか、それとも貸している食堂のほうのものなのか。その時々によって、きょうはこっち、あしたはこっちと変わるのには不信です。おかしいです。28万円というのは大きいかわからないけれども、少なくとも24万円という1年間の要するに賃借料以上のお金をもって買うのは非常におかしいと思っております。確かに言われるように、お風呂を上がった人が水を飲んでという話はわからないでもないですけれども、どこの風呂屋へ行ってもただで氷をもらえるというようなところはそうはないと思っておりますし、そこまでしてあげる必要はないと私は思います。少なくとも二十数万円かけて製氷器を置くお風呂施設をつくるほど、皆野のふれあい館は営業的にうまくいっているとは思えませんから。それがもうかっているよと、もうどんどんお客が来て黒字だといっているのであれば、そこまでサービスする必要があると思っておりますけれども、決してそういうことではないし、今回のこれからやる決算書を見ても、どう頑張っても大きな赤字をしょうわけですから、それでいながらそういうことをやっているのはおかしいと思う。ましてや、それが貸しているところへ使うというようなことであれば、なおおかしいと思っております。答弁は要りません。答弁はなかなか厳しいと思っておりますので、その辺について、町長はこういうことについてどう考えますか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 観光組合にその施設をお願いしているわけですが、そのときから製氷器、冷蔵庫、そうした設備は町で設置したものを使っていただいております。そんな関係もありまして、今回製氷器がいわゆる機能不全になってきたというようなこと。今課長から答弁されましたように、お客さんが冷たい水が欲しい、あるいは冷たい水を持って帰りたい、あるいは食堂でも食堂をやっていく以上、こういう暑い時期ですから、食中毒など起こしては困るわけですから、そうしたことについても町として安価なものを設置したいと、こういうことでございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） これで最後にしますけれども、そこがおかしいと言っているのです。ちゃんと線引きしなければ。貸したものと、それから自分の持っているものをちゃんと区別をしなければおかしいでしょう。だって、28万円と、年間に24万円で貸しているところに28万円のものを預けるといのはどうかしていますよ。それは確かに共用ができますから、今のような言いわけはできますけれども、使用する内容から、頻度から考えたら、圧倒的に食堂のほうが使うわけですから。それを今のように変な言いわけじみたことを言うのはおかしいと思う。冷水が必要なら冷水器だってあるわけだし、氷を使う必要はないので。共用できるからというのではおかしいのですよ。共用できる部分というのがあったとしても、別に分けなければいけないものは分けなければいけない。両方が必要なら両方買えばいい。もちろん町の使うところは町が買えばいいし、業者が使うのは業者が買えばいい。それだけの話です。それができなくて、何で24万円も安い金額で、立ち上がりといってももう足かけ3年やっているわけでしょう。どうかしていますよ。答弁要りません。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今の討論を聞かせてもらって、1つだけちょっと知りたいので。この製氷器はどこに置かれているのでしょうか。そのほかまだあるのですけれども、まずその簡単な質問なので、よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをいたします。

厨房の中でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 了解いたしました。厨房の中となると、さっきの冷たい水を持って帰りたい人の氷というのは、ちょっと遠くなるかなという気がしてしまうのですけれども。ここはそんなところの疑問で。

この11ページの款8土木費におきまして、道路維持のところにある町道皆野66号線、町道日野沢71号線、これで450万円ほど計上されていますけれども、この内訳をよろしくお願ひしたいのと、款9消防費の中で第3分団詰所用地購入費のこの用地のご説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員のご質問にお答え申し上げます。

11ページでございます。10ページから11ページにかけての8の2の2、15工事請負費でございますが、まず町道皆野66号線、これは親鼻地内の舗装工事でございます。これに対する舗装工事の費用と。あと日野沢71号線、これは立沢地内の立沢の公会堂のすぐ前の擁壁の工事でございます。これちょっと単独の金額を申し上げますと、ほぼ町の設計額イコールになってしまいますので、ちょっと控えさせていただきます。両方合わせて450万円ということでございます。なお、申し上げますと、日野沢71号線のほうは単独、今回の補正のみの工事ではなく、当初にもこの路線はのってございます。当初の要望の段階で概算をはじいておりますが、それに対する不足分の要求でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 1番、小杉議員さんからのご質問の中の11ページの消防費の中、第3分団新詰所

用地購入費でございますけれども、これは今消防団の再編について町でも進めているわけでございますけれども、第3分団、日野沢でございますが、その統合に向けた詰所を建設するためのものがございます。日野沢の詰所を日野沢小学校の手前に、元農協の日野沢支所がございましたけれども、そのところを予定しております。町の持ち分と現在秩父温泉株式会社が所有しております土地がその候補地の中にあるので、秩父温泉から土地を購入して、そこへ詰所を建設する予定でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 8ページ、目3節18、先ほども林議員さんからでしたか、ちょっと質問がございました。パソコン2台、その他購入ということであります。高齢者の見守り事業ということで、その機器の購入ということでもありますけれども、社会福祉協議会でもひとり暮らしの高齢者の見守り事業ということとずっと長年やっております。先ほどそのシステムの利用はし切れない、もったいないというような話もちょうとありました。社協との連携がこの辺の利用するのにどのくらいあるのか、されているのか、あるいは今後しないでもったいないなと思ったわけですが、その辺のところ現状どうなのか、これからどうなのか、一緒にシステムの利用ができるのか、その辺のところをお聞きします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは、主には災害時における高齢者の見守りマップシステムの整備でございます。おっしゃるように、社会福祉協議会とは既にさまざまな連携をとりまして、高齢者の見守りを実施しておりますけれども、そういった対象の方を入力いたしまして、いざ何かあった場合に、どこにどういった避難誘導をするかというようなことから、既存のパソコンでなく、持ち運びができるというノートパソコンを整備するという目的もございますので、おっしゃるように、連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） それほど知っているということではないのですが、同じような福祉事業を社会福祉協議会のほうと分担してやっておるわけですね。ぜひこういうシステム、大きい金をかけての機器の購入。特に本当にそれが使い切れるかというようなことをぜひさらに連携しながら、大いに利用していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 私は、2点ちょっと聞きたいのですが、6ページ、款2総務費、目7企画費、節13委託料、み～な着ぐるみ改良委託料、この件に関して、み～なの客体に関しては、昨年私一般質問で12月だったか、たしか記憶しているのですが、これどういうふうに変更するのか、お聞きしたいのですが。

それから、もう一つ、今キャラクターとして皆野町のパンフレット以外に他の業者さんがいろいろとパンフレットをつくっていますけれども、その業者さんが何件ぐらいキャラクターを許可を得て使用しているのか、ちょっとお聞かせいただきたいことと、それからもう一つ、9ページ、款4衛生費、目3環境衛生費ですか、節19負担金、補助及び交付金、その中の太陽光発電設備設置費補助金とありますけれども、

これ要望にもなると思うのですけれども、環境というか、CO<sub>2</sub>削減の意味もあると思うのですけれども、環境問題を考えると、今若い夫婦の家庭というのはまきストーブとかペレットストーブ、それを入れている家庭が非常に多くなっています。それに対する森林を利用した再生整備にもかかわるとは思うのですけれども、その再生エネルギーをうまく使った暖房費に関しては、今後補助とかということはないのでしょうか。既にもうペレットストーブに関しては、県のほうから半額補助ということで、登録すれば半額補助で買うことができます。町においてはどうなのか、ちょっとその点お聞かせいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 6番、新井議員さんのご質問でございますけれども、まずみ～なの着ぐるみの改良委託料でございますけれども、み～なの着ぐるみをつくりましてから1年以上たちましたけれども、使っていく間で帯の位置が低いですとか、襟の縁がないとか、このデザインにより近くするため、また今後着るために着やすくするために、今ある2つある着ぐるみをちょっと改良というのですか、着やすくしたいと、そういうことでございます。

それから、キャラクターの許可の件数については調べてから答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 6番、新井議員からご質問がありましたまきストーブ等に係る再生エネルギーにつきましての補助ですが、現在のところその辺の検討はしてございません。今後県の補助等を参考にしまして、どのように活用できるか、検討してまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） それでは、み～なの件に関しては後でということ。

環境衛生費の補助、太陽光発電の設備ということで、そっちの補助金の関係ですけれども、ペレットストーブ、これまきストーブですね、今元気村ですか、秩父市でやっている元気村、あれも恐らくペレットを使った発電をやっているのではないかなというふうに私思っております。今現在そのペレットも私も実際使ってみて、今まで飯能のほうの業者、そちらでペレットを紹介していただき、私の家も使いました。ところが、ペレットの場合、パークなのです。皮が専門です。皮が専門で、火力はほとんどないような状態です。とにかく、あといわゆる木質部の場合はほとんど石油ストーブと同じぐらいの火力があります。ですから、これが先ほど森林整備ということいろいろと常山議員さんのほうから、今後の森林をうまく整備できないものかといった質問がありましたけれども、私としてもこれからできたらそういう間伐材をそのまま山に捨てるのではなくて、それを再利用して、こういうふうなエネルギーにかえて変換できれば、環境にもよいし、いいまちづくりができるのではないかなというふうに私自身思っておりますので、ぜひまきストーブとかペレットストーブ、補助金のほうができるようでしたら、ぜひ要望して、質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まず、歳入のほうからお聞きします。

歳入の3番、地方交付税、これに関しまして先ほど平成24年度地方交付税が確定したということでございますが、今国ではまだ特例公債法案ですか、これは審議されていないという中において、各自治体とも

交付税が入ってこないと非常に自治体の運営に支障を来すというような話ですが、現実問題として今地方交付税は当皆野町には幾らぐらい入ってきているのかと、それから町の運営に関しまして支障を来すということになるのはいつごろなのかと、その2点をお聞きいたします。

続いて、歳出のほうです。歳出に関しましては10ページ目、商工費、この中の観光費で、先ほど工事請負費、道の駅みなとの関係で看板5基ということですが、1基が100万円で残り4基が50万円と。この1基は、恐らく下戦場にインターにつくるものなのか、どこにつくるものなのか、よくわかりませんが、100万円はどこにつけて……

〔「100万が4基、50万が1基」と言う人あり〕

○7番（新井康夫議員） そうか、そうか。それも含めて確認いたします。私は、100万円が1基で、4基が各50万円というふうに聞いたのですが、一番大きい100万円はどこにつけるのか、また大きさはどのくらいなのか、教えてください。その逆で、4基100万円と1基50万円ということであれば、4基のほうの大きい看板の大きさ、これを教えていただきたいと思います。

それから、11ページ、土木費、住宅管理費、これで650万円、修繕費ふえておりますが、これは町営住宅の修繕費と聞きましたが、具体的にどこの住宅の修繕費か、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 7番、新井議員さんのご質問の地方交付税の関係でございますけれども、先ほどの特例債、特例公債の法案の関係でございますけれども、一時は法案を通っていないということで、9月分が入が危ぶまれたわけでございますけれども、町村の分につきましては先日連絡がありまして、9月の10日に入ることになったというか、入りましたので、特別それがおくれてどうのこうのという影響はございません。金額については、はっきり細かくまではわかりませんが、3億4,000万円ぐらいだったと記憶しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをいたします。

道の駅の看板ですが、5基町で設置をいたします。そのうちの1基について50万円。この1基は、県道下戦場塩貝戸線の既設の看板に添架するもので、板だけ添架をいたします。板の大きさが1メートル60の2メートルでございます。残りの4基について、1基当たり100万円でございます。この100万円の看板の内容ですが、6メートル60の円柱のポールに高さ92センチ、幅2メートル80の板を設置するものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 7番、新井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

11ページ、8の5の1住宅費でございますが、その11需用費、修繕料の内容でございます。まず、場所は今回金崎団地、下大浜団地、大浜団地各1戸、合計3戸分のリフォームでございます。このリフォームは、住宅の内装のリフォームでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうしますと、まず地方交付税、これに関しましては9月分、例年どおり10日に入ったということで、今後の予定も財務大臣も地方自治体、特に中小に関しましては迷惑をかけないような形にしていきたいというようなこともっておりますので、当皆野町も今の話でいきますと例年どおり資金運用ができるというようなことになるのかなと。それで安心いたしました。

それから、もう一つのほうの看板であります、大きいもの、これが4基ということです。それから、下戦場ですか、これが小さいもの1基ということで、今後これをふやす予定があるのかどうか、その辺も先ほど聞けばよかったのですが、もう少し広げる必要があるかどうか、それをもう一度確認したいと思います。

それから、住宅の関係、私15軒分と言いましたが、3戸分ということで確認できました。ありがとうございました。

それでは、1つだけ、看板の関係、今のところはこの5基ですか、考えておりますけれども、あとその次の展開として何か考えているか、それをお聞かせください。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

ただいま申し上げましたのは、補正予算の説明上、町が設置する看板についてのみご説明をさせていただきました。このほかに県で設置をしていただく看板についてご説明を申し上げます。県が設置を予定しております施設案内看板は、国道140号、三沢入り口交差点の上下線の既存看板への架設、それから県道下戦場塩貝戸線、皆野長瀨インター入り口交差点の既存標識への標示、もう一点、道の駅みなみの三沢側入り口に道の駅の入り口を示す標識を設置していただきます。なお、これら町が設置する案内看板、それから県に設置をいただく案内看板、これらの反応を見て、次の展開については考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 3点ばかり質問させていただきたいと思っております。

最初に、9ページ目の目1労働諸費の13委託料、総務課長のほうから説明をいただいたのですが、もう少しこの緊急用創出基金事業の委託料の内容について、もう少し詳しく説明をいただきたいというふうに思っております。

それと、10ページの、もう何人の方からも道の駅の看板の関係で質問がされているのですが、県のほうでも何基でしょうか、3基でしょうか、4基でしょうか、今答弁いただいた、ちょっとあれなのですが、これについては道の駅の周辺というふうに理解するのですが、もう一度、設置場所。関連しまして、140号の三沢入り口の交差点、名称が三沢入り口というふうな名称になっているかと思うのですが、これをどんな形で、簡単にいかどうか分からないのですが、道の駅みなみの入り口とか、そういった信号機の名称自体を変更することは可能かどうか、その点についてです。

あわせて、ここで工事請負費ということで日野沢の観光トイレの周辺整備撤去工事ということで若浜とあるのですが、先ほどの看板の工事費が約450万円ということですから、それを引きますと約120万円ぐらいの工事費になるかと思うのですが、この若浜のどの辺なのか。また、こういった整備のための撤去工事というのは具体的にどのような工事なのか、お聞きしたいと思います。

それと、11ページになるのですが、目3の道路新設改良費の中で物件補償金として建設残土ストックヤードについて、(小前)というふうになっているのです。小前のどの辺の場所なのか。また、今まではこのストックヤードというのは下田野ですか、そこにストックヤードといえますか、残土の置き場があったと思うのですが、下田野についてはどのようになるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長(大澤径子議員) 総務課長。

○総務課長(大澤康男) 12番、内海議員さんからのまず1番目のご質問でございますけれども、9ページの緊急雇用創出基金事業委託料でございますけれども、これは行政手続制度に係る標準処理機関等を設定するものでございまして、今町の行政手続条例の中に5条です。審査基準、申請により求められ、許認可等をするかどうか、その条例等に定めるに従って判断するために必要とされる基準を定めるものということになっておりますが、現在皆野町の条例規則の中で処理機関及び基準が定められておりません。それで、この緊急雇用創出基金事業を使いまして、現在の皆野町の例規を、そういう該当するものを洗い出していただきまして、その洗い出したものについて基準、それから審査基準、それから標準処理機関、処理基準を整備して、データベース化して、一覧表、それからまた個票の作成というものを行うものでございます。

洗い出しをするわけですが、今皆野町の条例規則、583件ございます。それを全ての内容を見て、該当するかどうか、それについて洗い出しをするわけですが、これにつきましては専門的な知識がないとできないこと、それから多くの時間を費やすということで、業者に委託いたしまして、この業務をしてもらうわけですが、LEDと同じ形で緊急雇用の創出基金を使いますので、業者に委託しますが、やはりこれについてもその事業費の半分以上を人件費に使ってくださいということになります。業者のほうで採用していただいて、この事務をしてもらうということになります。こういう専門の内容ですので、それに詳しい人でないとなかなか難しいと思うのでございますけれども、その作業をしてもらうこととなります。一応依頼することになりますけれども、今町の条例等をいろいろ改正、また整備とかしてもらってあります会社がありますが、そこへお願いする予定で考えております。

以上です。

○議長(大澤径子議員) 産業観光課長。

○産業観光課長(川田稔久) お答えをいたします。

県が設置を予定しております道の駅みなもの案内看板ですが、内海議員おっしゃるとおり、道の駅周辺でございます。位置は、国道140号三沢入り口交差点、上下線の既存標識への架設、それに県道下戰場塩貝戸線、皆野長瀬インター入り口交差点の既存標識への標示でございます。残りが道の駅みなもの三沢入り口側に標識を新しく設置するものでございます。

2点目として、国道140号の三沢入り口交差点の名前の標示の変更でございますが、信号機の設置につきましては警察、三沢入り口という標示につきましては道路管理者が設置をしておりますので、この道路管理者と協議をしていきたいというふうに考えております。

それから、予算書10ページの款7項1目3節15工事請負費、日野沢観光トイレ周辺整備撤去工事(若浜)とございますが、位置につきましては旧日野沢小学校のグラウンド内を予定しております。工事の内容でございますが、新しいトイレをつくるに当たりまして、グラウンド内にあります井戸、それから井戸の水をくみ上げます給水タンク、それからポンプ室を撤去する必要が生じたので、105万円を追加させていただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 12番、内海議員のご質問にお答え申し上げます。

11ページ、8の2の3、22の補償でございます。まず、物件補償金でございますが、現在建設工事には残土処理という問題がついて回ります。この問題は、工事を実施するにおきまして避けては通れない、また費用もかかる重大な問題でございます。当町におきまして、現在下田野、谷草のストック場でございますが、ストック場を確保してございます。その現状といいますと、もうほぼ満杯。失礼いたしました。ほぼ満杯というか、もう満杯でございます。それで、このストック場、その谷草のストック場のかわりをどうにかしないといけないということで見つけたのが、この小前のストック場でございます。場所のほうは、林道小前線から天神峠でございます。町道日野沢の12号線という路線でございますが、林道から約100メートル入ったところの右側のくぼ地でございます。泥の量は数万立米、かなり入るくぼ地でございます。また、下田野のほうを今後どのようにするかということでございますが、現在いっばいで、この泥を他の場所に搬入する場所が見つからない場合には、もう返還しかない。また、他の場所が見つかりまして、泥のほうを動かすことができるようでしたら、大変場所のいいストック場でございますので、できるだけ利用をしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 緊急雇用の創出の委託料の関係なのですが、できる限り町の作業員とかそういった直接的に雇用するのであれば、その効果というのは目に見えてわかると思うのですが、こういった委託事業の場合、午前中も小杉議員からも指摘されていますが、ぜひ趣旨に合った形でそういった業務が遂行できるように、ぜひ監視といいますか、見守って、ぜひそういったことをきちんと適用できるようにお願いしたいと思います。

もう一つなのですが、ストックヤードの関係なのですが、私がこんなことを言うのもどうかとは思いますが、実際残土を運ぶ業者さん等の利便性といいますか、そういったことを考えた場合、場所的にどうなのかなというのはちょっと私も疑問な点があるのですが、それらについては別段問題ないとかどうか。また違う、もう少し業者にとっても利便的なところがないのかどうか、その辺は検討されたのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、確かに日野沢ですと、この町なかからはかなりの距離がございます。ただ、町で実施しております道路工事、これは町内、山間部も含めましてかなり満遍なく実施をしてございますので、ある程度泥を搬入するに当たりまして、日野沢のほうに近いというような現場もございます。ただ、全体的にはやはり平地の町の中心部にあれば、それにこしたことはございません。ただ、現在泥を盛れるような場所が、実際町なかではなかなか見つけづらい、また見つからない状況でございます。当建設課のほうとしまして、日野沢に1つ見つけたので、もうこれでいいというふうには考えておりません。また、必要に応じまして、もっと利便性のいいところも積極的に今後ストックヤードとして確保していきたいというふうを考えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほど新井議員さんからご質問のあったみ～なの許可の関係なのですけれども、資料が届きましたので。

使用承認を要する申請については、今のところ3件でございます。それから、承認を要さない申請、これは6件でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、議案第32号に対する反対討論を許します。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。先ほど質問しましたふれあい館に関する今回のこの補正予算、額は全体から見れば大した額ではありませんが、どう考えてもこの支出に関しては納得がいきません。

全体として、補正予算にしる、予算にしても、全体の部分を考えれば、1点だけで否決にするのは大変心苦しい部分もあるので、毎度毎度見送ることが多かったのですけれども、今回のことに関して言うならば、公平公正を常日ごろ言われている町長のやることとしては、大変おかしなことである。ましてや、先ほどの質問の中で答えた答弁の中でも、あえてその内容がわかりにくくなるような答弁をしているというところから考えても大変不信です。

李下に冠を正さず、瓜田にくつを納れずと。為政者としては、疑われるようなことをしてはいけないというのは、当然町長もご存じかと思えます。実際にやられていることに、このふれあい館の関係にしても、先日も元の我々の先輩議員である、町長もよくご存じの方から、今何やっているのだと。議員が一緒になってやっているような事業に町が絡んで金の出し入れをするなんて、どうかしているというふうに言われました。確かにそういう部分がないことはないの、何も言い返すことはできませんでしたが、そろそろ目を覚ましたほうがいいのではないかと思います。

確かにこういう事業をやることは、地元にとっては大変有意義なことかもしれません。けれども、やはり公平公正の部分でやっていったのでないと、ましてや町長の地元の地区です。もっときちんとやっていかないと、他の住民から本当にあきれ返られて、見放されてしまいます。

この1点の件をもって、私は今回の補正予算、議案第32号に反対をいたしたいと思えます。同様に考えるような議員諸君の決起をお願いいたしまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤径子議員） 起立多数です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、議案第33号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第33号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成23年度からの繰越金が確定したことによる補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,535万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,535万3,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） それでは、議案第33号 皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度の繰越金の確定により、計上したものでございます。水色の仕切りからの後ろが予算の説明書であります。事項別明細になっておりますので、これに従ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。まず、歳入でございますが、款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金8,535万3,000円の追加は、平成23年度からの繰越金を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費89万3,000円の追加の主なものは、職員の人事異動に伴う人件費の追加でございます。

款9基金積立金、項1基金積立金、目1支払基金積立金3,000万円を追加するものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金2,619万5,000円の追加は、平成23年度の実績により、療養給付費等を返還するため計上したものでございます。

5ページをお願いします。款12予備費2,826万5,000円を追加するものでございます。

6ページから給与費明細となっております。

以上、簡単でございますが、議案第33号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、議案第34号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第34号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成23年度決算及び保険給付費等の精算による補正、並びに国、県支出県の交付決定によります補正が主なものでございます。

歳入においては、国、県等支出金の減額及び繰入金、繰越金の追加、歳出においては基金積立金、国、県等支出金、返還金の追加が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に4,173万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,373万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第34号 平成24年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。さらに、1枚おめくりをいただきまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございしますが、款3国庫支出金、目1介護給付費負担金748万2,000円の減額、次の目1調整交付金107万3,000円の追加は、国庫支出金の現年度分交付決定を受けたことによるものでございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金248万5,000円の追加は、節2過年度分274万8,000円の追加が主なものでございまして、23年度の事業費確定によります追加交付を受け入れるものでございます。

次に、款5県支出金、目1介護給付費負担金535万6,000円の減額計上でございます。主なものは、現年度県負担金の交付決定による減額でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は1,278万2,000円の追加計上、及びそ

の下、目4その他一般会計繰入金1,839万7,000円の追加計上は、いずれも過年度分の事業費が確定したことにより、追加繰り入れになるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページ、款10繰越金2,014万2,000円の追加は、23年度決算によります繰越金の追加でございます。

続きまして、下のページ、歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費31万8,000円の減額は、人事異動に伴う調整でございます。

その下、款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費及び次の款3地域支援事業費、目1二次予防事業費は、いずれも補正額はございませんが、国、県支出金等が交付決定されたことによりまして、財源内訳を補正するものでございます。

次に、款4基金積立金でございますが、これら歳入歳出の差引額のうち3,300万円をこの後の介護給付費の財源とするため、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして6ページ、款6諸支出金、目2償還金885万5,000円の追加は、節23償還金利子及び割引料で、説明欄にございますように、平成23年度の精算によります返還金でございます。介護給付費に係る国庫支出金57万5,000円の返還金の計上と、同じく県支出金の返還金185万6,000円、支払基金交付金の返還金155万5,000円、一般会計返還金263万3,000円の計上でございます。また、地域支援事業に係る国、県の精算によります返還金をそれぞれ計上したものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第34号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時34分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎会議時間の延長

○議長（大澤径子議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

---

○議長（大澤径子議員） これから平成23年度皆野町一般会計及び特別会計の決算認定について4議案をご審議いただきますが、田島代表監査委員に出席していただいておりますので、ご承知願います。



### ◎認定第1号から認定第4号の説明

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、認定第1号 平成23年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、追加日程第5、認定第2号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第6、認定第3号 平成23年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、追加日程第7、認定第4号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、認定第1号から認定第4号まで一括して町長に提案理由の説明と、あわせて主要な施策の成果についての報告を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 認定第1号から認定第4号までの4議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度の決算認定に係る議案でございます。認定第1号は一般会計、認定第2号から認定第4号までは特別会計でございます。地方自治法の規定により、監査委員の意見を添えて提出いたしました。

決算の認定をいただくに当たり、田島伸一代表監査委員にご出席をいただいております。

主要な施策の成果報告書をあわせてご配付いたしましたので、ご参照いただき、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 会計管理者に認定第1号から認定第4号までの説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 大塚 宏登壇〕

○会計管理者兼会計課長（大塚 宏） 認定第1号から認定第4号までの4議案について内容のご説明を申し上げます。

初めに、認定第1号 平成23年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

決算書の1ページをごらんください。一般会計の歳入決算額は41億2,334万7,836円、歳出決算額は39億6,916万3,519円、歳入歳出差引残額は1億5,418万4,317円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源額は繰越明許費繰越額の4,869万円、これは皆野小学校屋内運動場耐震補強工事に係る繰り越すべき財源額でございます。よって、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額

は1億549万4,317円でございます。

14ページをお開きください。14ページ、事項別明細書は左右見開きの2ページで1つでございます。説明は、左ページは款、項、目、節の欄、右ページは収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに右側の備考欄を主に説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。最上段の款1町税、収入済額11億920万3,172円、前年度に比べて1億9,931万2,451円、15.2%の減でございます。これは、平成22年度は大口滞納者の固定資産税が収納されましたので、これに比較して23年度は大幅減となっております。不納欠損額は1,210万1,670円、内訳は町民税個人が13人、固定資産税個人16人、法人2社、軽自動車税9人の延べ40件に対して欠損処分を行っております。なお、不納欠損額のうち、先ほどの大口滞納者の分で法令上滞納処分ができなかった約800万円が含まれております。収入未済額は7,101万8,459円、固定資産税が65%、個人町民税が31%を占めております。

次に、最下段、下へ移りまして、款2地方譲与税、収入済額は4,463万9,041円、前年度に比べて119万975円、2.6%の減でございます。

16ページに移ります。16ページの下段、款6地方消費税交付金、収入済額1億41万4,000円、前年度に比べて318万円、3.1%の減でございます。

18ページに移ります。18ページ中段下、款10地方交付税、収入済額は15億2,552万9,000円。内訳は、備考欄のとおり、普通交付税は13億5,664万7,000円、前年度に比べて7,038万9,000円、5.5%の増でございます。特別交付税は1億6,888万2,000円、前年度に比べて1,554万6,000円、10.1%の増でございます。

次に、最下段に移りまして、款12分担金及び負担金、収入済額7,886万1,180円、前年度に比べて291万5,891円、3.8%の増でございます。不納欠損額46万6,600円、収入未済額は147万19円でございます。

続いて、20ページに移ります。20ページの中段、款13使用料及び手数料、収入済額は7,284万301円、前年度に比べて204万1,617円、2.7%の減、収入未済額824万505円でございます。

22ページをごらんください。22ページの下段、下でございます。款14国庫支出金、収入済額3億6,916万9,844円。国庫支出金の主なものは、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金として、内容は24ページに移りまして、24ページの最上段になります。節1の備考欄、障害者自立支援給付費国庫負担金7,114万197円と、その下、節3の備考欄、保育所運営費国庫負担金4,205万840円と、その下、節4の備考欄、子ども手当国庫負担金1億4,461万9,664円でございます。続いて、中段下、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1の備考欄、狭あい道路整備等促進事業国庫補助金1,201万7,000円、それにその下、目5教育費国庫補助金、節1の備考欄の2行目、安全・安心な学校づくり交付金2,943万1,000円、一番最下段、目7総務費国庫補助金、内容は次の26ページに移りまして、26ページの最上段になります。節1の備考欄、きめ細かな交付金の3,154万1,000円と、住民生活に光をそそぐ交付金1,843万6,000円でございます。

続きまして、中段、款15県支出金、収入済額2億7,878万2,972円。主なものは、項1県負担金、目2民生費県負担金、節1の備考欄、障害者自立支援給付費県負担金3,557万98円、続いて節3の備考欄、保育所運営費県負担金2,102万5,420円、さらに28ページに移りまして、28ページの上段、項2県補助金、目1総務費県補助金、節2の備考欄、市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金1,070万円、それに目2民生費県補助金、節3の備考欄5行目、ふるさと創造資金県補助金2,500万円、30ページに移りまして、上段になります。目4労働費県補助金、節1の備考欄、緊急雇用創出基金県補助金の1,484万5,087円、それに中段、項3県委託金、目1総務費県委託金、節2の備考欄、個人県民税徴収取扱県委託金1,833万2,465円でございます。

32ページに移ります。32ページ中段、款16財産収入、収入済額1,261万1,956円。財産収入の主なものは、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1の備考欄の土地貸付収入779万4,477円でございます。

34ページに移ります。34ページの中段の下、款19繰越金、収入済額1億305万8,412円。前年度一般会計の繰越金は9,977万6,301円でしたが、前年度に廃止されました老人保健特別会計の余剰金328万2,111円がこの中に含まれておりますので、総額で1億305万8,412円となっております。

次に、その下、款20諸収入、収入済額6,167万4,098円。主なものは、36ページに移りまして、36ページの中段になります。項5雑入、目1雑入、節3の備考欄、市町村振興協会交付金1,887万6,000円ほかでございます。

38ページに移ります。38ページ中段、款21町債、収入済額3億1,080万円。このうち項1目1辺地債3,050万円は、町道、林道整備事業などの普通建設事業の財源として、目2の教育債6,830万円は節1備考欄のとおり、小中学校空調設備設置工事、皆野中学校体育館耐震補強改修事業の財源として、目3臨時財政対策債2億1,200万円は交付税の借りかえ分として、それぞれ借り入れたものでございます。

以上の結果、歳入決算額は41億2,334万7,836円、前年度に比ばまして1億3,640万8,131円、3.2%の減でございます。

次に、40ページの歳出に移ります。40ページ、歳出の説明は、左のページは款、項、目、節を、右のページは支出済額と、さらに右側の備考欄を主に説明を申し上げます。

一番上、款1議会費8,121万4,398円。議会の活動費及び事務局費が主なものでございます。

次に、一番下、款2総務費5億597万2,034円。これは全般的な管理事務、財務管理等に要したもので、主なものは項1総務管理費、目1一般管理費の1億3,977万3,546円。内容は、42ページに移りまして、42ページの上段にあります節2の備考欄、特別職、一般職の給料合計で3,596万6,400円、その下、節3の備考欄、特別職、一般職の職員手当合計で1,993万1,586円、下段に移りまして節19の備考欄、1行目、县市町村総合事務組合退職手当一般負担金4,404万4,476円でございます。

続いて、44ページに移ります。44ページの中段の上、目2文書広報費1,451万8,143円。主に「広報みな」の印刷代に要したもので、節11の備考欄、印刷製本費498万6,000円でございます。

46ページに移ります。46ページの中段の上、目4財産管理費8,420万7,532円。主に庁舎等の維持管理に要したもので、節11の備考欄3行目、光熱水費1,019万7,001円、節14の備考欄の2行目、役場庁舎・文化会館等土地借上料671万6,133円、その下の節15の工事費5,269万6,140円は、役場庁舎空調設備更新工事ほか4件の工事費でございます。

48ページに移ります。48ページは、中段、目7企画費4,498万551円。内容は、さらに50ページに移りまして、50ページの上段、節14の備考欄、持家住宅用地賃借料が1,056万1,795円、節19の備考欄の1行目、ちちぶ定住自立圏人材育成分野負担金が700万円、下から3行目、民間路線バスに対する地域乗合バス路線確保対策補助金741万4,000円でございます。

次に、中段でございます。目8の電子計算費1,950万7,449円。主に電算システム等の使用料及び委託料に要したもので、節13の委託料は、備考欄のとおり、電算システムの保守委託料ほか7件の409万7,635円と、節14の使用料及び賃借料は備考欄のハード機器レンタル料ほか3件の1,362万5,256円でございます。

次に、下段の項2徴税费1億61万3,621円。主に賦課徴収に係る業務委託に要したもので、内容は52ページに移りまして、52ページの中段、目2の賦課徴収費4,801万8,625円、これは節13の備考欄4行目、税・収納システムアウトソーシング1,251万781円、一番下の行、固定資産現況調査業務委託料1,050万円、

その下、節14の備考欄、電算システム使用料734万2,020円でございます。

54ページに移ります。54ページの上段は、項3目1戸籍住民基本台帳費3,536万4,317円。主に戸籍住民票の管理と発行に要したもので、節13委託料は備考欄6行目の住基法改正に伴うシステム改修委託料ほか8件で1,230万5,320円、その下、節14使用料及び賃借料は、備考欄4行目の戸籍システムハードウェア使用料ほか8件で619万1,850円でございます。

次に、下段の項4選挙費950万7,885円。内容は、56ページに移りまして、56ページの中段上、主に7月に執行されました県知事選挙に係るもので、目2の県知事選挙費の節1報酬と節3職員手当等の合計354万4,197円でございます。

少し飛びまして、60ページ、60ページの上段でございます。項7運行管理費3,200万257円。主に町営バスの運行委託に要したもので、目1町営バス運行費、節13の備考欄、運行业務委託料2,686万8,514円でございます。

次に、その下、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費2億7,299万9,723円は、人件費、報償費、各負担金に要したものでございます。主な内容は62ページに移ります。62ページの下段、節19の備考欄、上から12行目、障害者自立支援給付事業負担金1億3,779万771円と、64ページに移りまして、64ページの上段の節20、上から3行目、重度心身障害者医療費2,942万8,711円などでございます。

次に、中段の目3老人福祉費1億2,970万563円。主に事業の委託料、各負担金及び特別会計への繰り出しに要したもので、節8の備考欄、長寿祝金900万円、節13の備考欄、老人保護措置費委託料645万7,102円、節28の備考欄、介護保険特別会計繰出金1億540万6,000円でございます。

次に、その下、下段、目4国保・年金事務費1億6,042万4,495円。主に人件費と医療給付費負担金及び特別会計への繰出金でございます。内容は、66ページに移ります。66ページの上段、節19の備考欄、後期高齢者医療療養給付費負担金8,116万3,960円と、節28繰出金5,605万1,497円は、国保特別会計と後期高齢者特別会計への繰出金でございます。

中段に移りまして、目5老人福祉センター費1,263万1,174円は、長生荘の維持管理に要した経費で、主に節13の備考欄、老人福祉センター管理運営業務委託料469万1,609円でございます。

次に、下段の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費3億1,578万820円。主に事業の委託料、各負担金及び扶助費に要したもので、内容は68ページに移ります。68ページの中段になります。節13の備考欄1行目、保育所入所児童運営費委託料1億4,070万3,260円と、5行目の放課後児童健全育成事業委託料1,296万7,200円、それに節15の工事請負費5,904万5,490円は、み～な子ども公園造成工事ほか7件の工事費として、さらに節20の備考欄、こどもの医療費2,633万1,960円などでございます。

次に、下段に移りまして、目2児童措置費1億9,154万6,468円。これは子ども手当に係るもので、内容は70ページに移ります。70ページの中段の上、節20備考欄、子ども手当1億8,642万3,000円でございます。

次に、中段の款4衛生費、項1保健衛生費1億4,571万2,579円。主に負担金、予防、環境衛生及び母子の健康に要したもので、目1保健衛生総務費、節19の備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金2,000万円と、72ページに移りまして、72ページは上段、予防費の中段の節13の備考欄2行目と5行目、予防接種委託料1,750万9,403円と住民健診委託料1,748万899円、それに74ページに移りまして、74ページの下の方、下段になります。目4母子保健費、節13の備考欄、妊婦健康診査委託料721万1,980円、その下、節20の備考欄、子育て応援事業給付費294万4,388円でございます。

76ページに移ります。76ページ上段の項2清掃費1億4,316万1,000円。これは、目2塵かき処理費、節



19の備考欄のとおり、広域市町村圏組合清掃費負担金8,651万円と、目3し尿処理費、節19の備考欄、皆野・長瀬上下水道組合し尿処理負担金5,221万7,000円でございます。

次に、項3上水道費5,091万6,516円、これは節19の備考欄のとおり、組合への元利償還負担金と高料金対策に対する補助金でございます。

次に、その下、款5労働費1,620万9,554円。主に緊急雇用事業に要したもので、項1目1労働諸費、節7の備考欄、直接雇用事業、これは4事業の作業員賃金1,157万5,038円でございます。

続いて、一番下、款6農林水産業費、内容は78ページに移ります。78ページの上段です。項1農業費5,118万8,181円。主に農業委員会の活動及び農業振興に要したものでございます。

続いて、80ページへ移ります。80ページの中段、目3農業振興費、節14の備考欄、わく・ワクセンター用地等土地借上料239万8,274円、節19の備考欄、下から2行目、県営中山間総合整備事業負担金650万円でございます。

次に、82ページに移ります。82ページ上段、項2林業費6,337万3,254円。主に水と緑のふれあい館の運営管理と林道整備に要したもので、目2の水と緑のふれあい館管理費は、節7の備考欄、賃金266万8,365円と電気水道料ほか施設管理に要しました節11需用費の合計1,127万7,972円、さらに84ページに移りまして、84ページの中段になります。目3林道整備費、節15の工事請負費3,790万3,950円は、林道浦山線林道開設工事ほか9本の工事費でございます。

86ページに移ります。86ページの上段、款7商工費5,702万1,186円、主に商工振興と観光に係る補助金等に要したもので、中段の目2商工振興費は、節19の備考欄の2行目、商工会補助金700万円と、一番下の行、公庫資金借入の利子補給金244万5,402円、さらに目3観光費、これは88ページに移りまして、88ページの中段上になります。節15の備考欄、工事請負費1,406万2,119円は、万福寺観光トイレ建設工事ほか6件の工事請負費、それに節19の備考欄、秩父音頭まつり補助金400万円でございます。

次に、中段の款8土木費、項1土木管理費3,028万8,164円は、主に人件費、積算システム等の使用料に要したものでございます。

90ページに移ります。90ページの中段、道路橋りょう費2億3,261万9,575円。主に町道等の新設改良と維持管理に要したものでございます。内容は、下段の目2道路維持費、内容は92ページに移りまして、92ページの上段、節15工事請負費1,705万5,150円は、町道三沢11号線道路補修工事費ほか18件の工事請負費、それに中段の目3道路新設改良費として節15工事請負費1億996万6,500円は、町道三沢91号線道路改良工事ほか17本の工事費と、節17の土地購入費4,351万5,411円でございます。

その下の項3河川費1,266万750円、これは節15の工事請負費1,234万2,750円、田野沢川河川改修工事ほか4本の工事請負費でございます。

続いて、最下段の項4都市計画費1億8,648万4,197円。主な内容は、94ページに移りまして、94ページ中段の上、これは主に目2公共下水道費、節19の備考欄、皆野・長瀬上下水道組合公共下水道負担金1億8,306万5,000円と目3公園費、節14の備考欄、皆野スポーツ公園土地借上料139万1,568円でございます。

その下、項5住宅費4,889万6,144円。これは、町営住宅6団地の管理に要した経費で、節11の備考欄、修繕料2,135万7,790円は、町営住宅の屋根修繕2件と中規模リフォーム7戸の修繕、節15の備考欄、工事請負費2,097万9,000円は、町営住宅の外壁工事2件でございます。

次に、最下段の款9消防費、項1消防費、内容は96ページに移ります。96ページ上段になります。目1常備消防費1億7,161万2,000円は、広域市町村圏組合消防費負担金でございます。目2非常備消防費

2,936万909円は、消防団員への各種手当などで、節1報酬1,007万6,200円と節8報償費の616万6,834円でございます。

98ページに移ります。98ページ中段は、款10教育費、項1教育総務費8,479万629円。主に教育委員会の活動及び事務局費に要したものでございます。

100ページに移ります。100ページの最下段、一番下でございます。項2小学校費1億1,108万2,721円。小学校4校の管理に要したもので、内容は102ページに移りまして、102ページの中段、小学校の電気、水道料など施設管理に要しました目1学校管理費、節11の4校分の需用費2,199万4,305円と、節13の備考欄1行目、皆野小学校屋内運動場耐震補強改修工事設計業務委託409万5,000円、さらに104ページに移ります。104ページの上段、節14の備考欄、上から2行目と3行目、小学校用地土地借上料535万9,343円、それにコンピューター機材借上料584万3,880円、節15の工事請負費4,702万3,962円は、皆野小学校教室用空調設備設置工事ほか8件の工事請負費でございます。

中段下の項3中学校費1億841万4,902円、目1学校管理費、内容は106ページに移りまして、106ページの上段の中学校の電気、水道料など施設管理に要しました節11需用費697万6,233円と、節15工事請負費7,394万3,000円は、屋内運動場耐震補強改修工事ほか2件の工事請負費でございます。

110ページに移ります。110ページは中段の下、項5社会教育費6,421万9,274円。主に文化財保護、各種会館等の管理運営に要したもので、内容は114ページに移ります。114ページの中段の文化財保護費、節13の備考欄1行目、発掘調査報告書作成業務委託料390万2,850円と、目4総合センター費、この内容は116ページに移りまして、116ページの中段の下、節15工事請負費868万1,400円は、総合センター排水管接続工事ほか2件の工事請負費でございます。

118ページに移りまして、118ページは中段、項6保健体育費1億5,482万5,510円。主に給食センター、温水プール及び柔剣道場の管理運営に要したもので、目1保健体育総務費は、最下段の節14の備考欄1行目、町民運動公園用地土地借上料423万1,230円と、120ページに移りまして、120ページ上段、節15の工事請負費414万7,500円は、スポーツ公園テニスコート張りかえ改修工事、それからその下、目2学校給食費の節11の備考欄の一番下、賄材料費4,326万8,650円と、124ページに移りまして、124ページの中段、目4柔剣道場・学童保育所複合施設費、節15の工事請負費1,795万5,000円は、柔剣道場冷暖房設備工事でございます。

その下の項7目1の育英奨学資金費636万円は、19人に対する貸付金でございます。

126ページに移ります。126ページ中段、款12公債費2億9,707万7,438円は、政府資金ほか7件の長期債借り入れ先に対する元金及び利子の償還でございます。

次に、最下段、款13諸支出金1億6,493万3,082円。内容は128ページに移りまして、128ページの上段、項2基金費1億6,493万3,082円は、目2の減債基金費、節25の備考欄、減債基金積立金1億6,238万6,000円ほか備考欄にありますとおり、それぞれの基金への条例規定分、積み立て分、利子分の積み立てでございます。

以上の結果、歳出決算額は39億6,916万3,519円、前年度に比べ1億9,081万6,147円、4.6%の減でございます。

続きまして131ページ、国民健康保険特別会計に移ります。131ページをごらんください。認定第2号平成23年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は12億9,630万6,110円、歳出決算額は11億8,181万4,480円、歳入歳出差し引き残額は1億

1,449万1,630円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、歳入歳出差し引き残額から翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は1億1,449万1,630円でございます。

142ページの事項別明細に移ります。142ページは歳入でございます。上段の款1国民健康保険税、収入済額は2億1,542万6,929円、前年度に比べて244万2,236円、1.1%の減でございます。不納欠損額は148万6,450円、収入未済額は4,840万9,166円でございます。

次に、一番下、最下段の款4国庫支出金、収入済額3億4,157万8,449円。主なものは、144ページに移りまして、144ページの上段、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1の備考欄、療養給付費負担金1億7,090万9,355円と、その下、節3の備考欄、後期高齢者支援金4,807万3,011円、さらにその下、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1の備考欄の一番上、普通財政調整交付金5,368万6,000円でございます。

146ページへ移ります。146ページの中段上、款7県支出金、収入済額6,911万1,155円。主なものは、項2県補助金、目2県財政調整交付金、節1の備考欄、県財政調整交付金6,418万2,000円でございます。

続いて、款8共同事業交付金、収入済額1億6,630万9,667円、これは項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、節1の備考欄、高額医療費共同事業交付金5,216万420円と、目2の保険財政共同安定化事業交付金、節1の備考欄、保険財政共同安定化事業交付金1億1,414万9,247円でございます。

148ページに移ります。148ページの上段、款10繰入金、収入済額4,931万9,263円。これは、保険基盤の安定化等を図るため、既定の負担割合に基づき繰り入れたもので、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1の一般会計繰入金2,931万9,263円と、項2基金繰入金、目1支払基金繰入金、節1の支払基金繰入金2,000万円でございます。

その下、款11繰越金、収入済額9,567万3,198円。これは、平成22年度からの繰越金でございます。

150ページに移ります。150ページ、以上の結果、歳入決算額は12億9,630万6,110円、前年度に比べまして5,676万7,215円、4.6%の増でございます。

次に、152ページの歳出に移ります。152ページ歳出、款1総務費1,474万1,408円、主に人件費及び電算処理の委託料に要したものでございます。

154ページに移ります。154ページの中段、款2保険給付費8億1,699万5,632円。主に被保険者の療養給付費と出産育児一時金に要したもので、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節19の備考欄、一般被保険者療養給付費6億3,429万8,970円と、少し下、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節19の備考欄、一般被保険者高額療養費9,237万1,091円、さらに156ページに移ります。156ページの中段、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、節19の備考欄、出産育児一時金は9件分の372万円でございます。

下段に移りまして、款3後期高齢者支援金等1億5,617万5,398円は、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、節19の備考欄、後期高齢者支援金1億5,616万465円でございます。

158ページに移りまして、158ページの中段下、款6介護納付金7,219万2,167円は、項1目1介護納付金、節19の備考欄、介護納付金7,219万2,167円でございます。

次に、その下、款7共同事業拠出金1億837万6,679円、これは国保連合会への拠出金で、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金、節19の備考欄、高額医療費拠出金1,575万2,623円と、一番下、次のページにまたがりませんが、目2保険財政共同安定化事業拠出金、160ページの一番上で続きがございます。節19の備考欄、保険財政共同安定化事業拠出金9,262万3,647円でございます。

続いて、その下、款8保健事業費、支出済額1,114万9,404円。主なものは、項1目1特定健診事業費、節13の備考欄、特定健診委託料458万4,411円、項2保健事業費、目1疾病予防費、節13の備考欄、生活習慣病予防健診委託料414万円は、人間ドック138名分でございます。

162ページに移ります。162ページ、以上の結果、歳出決算額は11億8,181万4,480円、前年度に比べまして3,794万8,783円、3.3%の増でございます。

続いて、165ページ、介護保険特別会計に移ります。

165ページをごらんください。認定第3号 平成23年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は8億7,488万6,192円、歳出決算額は8億5,365万2,851円、歳入歳出差引残額は2,123万3,341円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は2,123万3,341円でございます。

174ページの事項別明細に移ります。174ページは歳入でございます。上段の款1保険料、収入済額1億4,272万4,100円。これは、65歳以上の方に係る保険料で、前年度に比べまして14万630円、0.1%の増、収入未済額は412万6,367円でございます。

次に、中段の款3国庫支出金、収入済額2億291万433円。主なものは、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1の備考欄、現年度分の1億4,236万1,740円と、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1の備考欄、普通調整交付金5,187万2,000円でございます。

次に、最下段の款4支払基金交付金、収入済額2億4,030万6,741円と、176ページに移りまして、176ページの中段の上、款5県支出金、収入済額1億2,025万4,362円。款3の国庫支出金から款5県支出金までは、規定の負担割合に基づき交付されたものでございます。

続いて、款8繰入金、収入済額1億2,245万463円は、項1一般会計繰入金の1億540万6,000円と、178ページに移りまして、178ページの中段の上、項2の基金繰入金1,704万4,463円でございます。

180ページに移りまして、180ページの款10繰越金、収入済額4,615万2,332円。これは、平成22年度からの繰越金でございます。

以上の結果、歳入決算額は8億7,488万6,192円、前年度に比べまして1,435万9,770円、1.6%の減でございます。

182ページの歳出に移ります。182ページは歳出でございます。款1総務費3,718万8,674円。主に人件費と負担金に要したもので、項1総務管理費、目1一般管理費の給料、職員手当等の人件費、計1,383万6,754円と、184ページに移りまして、184ページの上段、項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金、節19の備考欄、認定審査会共同設置負担金の668万7,000円でございます。

続いて、その下、款2保険給付費7億9,690万4,304円。これは、各種介護サービスの給付費でございます。項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節19の備考欄、居宅介護サービス給付費2億7,147万4,860円、これは317人がサービスを受けております。目3の地域密着型介護サービス給付費、節19の備考欄、地域密着型介護サービス給付費9,181万6,479円、これは通称グループホームに係るサービスが主なものとなっております。目5施設介護サービス費、節19の備考欄、施設介護サービス費2億9,403万2,864円、これは108人がサービスを受けております。

186ページに移りまして、186ページの上段、目9居宅介護サービス計画給付費、節19の備考欄、居宅介護サービス計画給付費3,319万5,332円と、その下、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス

給付費、節19の備考欄、介護予防サービス給付費4,932万5,571円でございます。

190ページに移ります。190ページの上段、款3地域支援事業費792万7,847円。主に事業の委託料に要しましたもので、項1介護予防事業の目1二次予防事業、節13の委託料とその下、目2一次予防事業費、節13の委託料の合計635万3,565円でございます。

続いて、192ページに移ります。192ページの中段下、款6諸支出金1,163万1,515円。平成22年度において交付を受けた補助金交付金等が超過交付となったことから、返還いたしたものでございます。

194ページに移ります。194ページ、以上の結果、歳出決算額は8億5,365万2,851円、前年度に比べまして1,055万9,221円、1.3%の増でございます。

続きまして、197ページ、後期高齢者医療特別会計に移ります。

197ページをごらんください。認定第4号平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額1億1,386万1,393円、歳出決算額1億1,340万9,343円、歳入歳出差引残額45万2,050円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでした。よって、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は45万2,050円でございます。

206ページの事項別明細に移ります。206ページは歳入でございます。歳入は、後期高齢者の医療保険料及び一般会計からの繰入金が主なものでございます。上段の款1後期高齢者医療保険料、収入済額は8,641万8,616円、前年度に比べまして334万276円、4%の増、収入未済額は60万1,674円でございます。内容は、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1の備考欄、現年度分の6,462万5,180円と、目2普通徴収保険料、節1の備考欄、現年度分の2,161万840円でございます。

次に、中段の下、款3繰入金、収入済額は2,673万2,234円。主な内容は、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金、節1の備考欄、保険基盤安定繰入金2,551万3,234円でございます。

208ページに移ります。208ページ、以上の結果、歳入決算額は1億1,386万1,393円、前年度に比べまして361万9,835円、3.3%の増でございます。

210ページの歳出に移ります。210ページ、歳出、中段の款2後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億1,194万6,290円となっており、この広域連合への納付金が歳出決算額の98.7%に当たりまして、歳出のほとんどを占めております。

212ページに移ります。212ページ、以上の結果、歳出決算額は1億1,340万9,343円、前年度に比べまして381万248円、3.5%の増でございます。

215ページから実質収支に関する調書、221ページから財産に関する調書がございます。この中、228ページをごらんください。228ページ、これは基金のページでございます。基金の下から4行目、介護従事者処遇改善臨時特例基金は、条例により平成24年3月31日限りの基金でございましたので、残金を介護保険特別会計へ繰り入れの上、廃止されました。

229ページからは、事項別明細の備考欄にあります工事請負費と備品購入費の明細でございます。ご参照ください。

それから、昨年9月の定例会におきまして、12番の内海議員さんからご質問、ご要望のありました決算書への公債費残高の掲載についてでございますが、決算書の調製と様式等につきましては、地方自治法施行規則第16条に規定されてございます。この規定に基づき、今年度も作成をいたしましたので、昨年どおりということになります。このため、公債費の内容、それから年度末残高などにつきましては、財政健全

化判断比率の報告とあわせて、後ほどご配付をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、認定第1号から認定第4号までの内容の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 代表監査委員に一括して決算審査の報告を求めます。

田島代表監査委員、お願いいたします。

〔代表監査委員 田島伸一登壇〕

○代表監査委員（田島伸一） 初めてお目にかかります。代表監査委員の田島でございます。よろしくお願いをいたします。それでは、報告をさせていただきます。

平成24年7月6日、町長から審査に付されました平成23年度皆野町各会計の歳入歳出決算、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書の審査は、7月9日から13日までの間、会計管理者及び各課長に出席を求めて、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なものか等の点に注意し、会計管理者の所掌する帳簿類と照合して行いました。

その結果、町長から審査に付された平成23年度の決算諸表は、正確かつ適正であると認め、その審査意見書を私と新井監査委員の連名により町長に提出いたしました。詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しをごらんいただきたいと思います。と存じます。

以上をもちまして、平成23年度皆野町各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（大澤径子議員） 以上で認定第1号から認定第4号までの説明及び決算審査の報告を終わります。



### ◎延会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて延会いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



### ◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。

あす13日は、午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。



### ◎延会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 5時41分

## 平成24年第3回皆野町議会定例会 第2日

平成24年9月13日（木曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、認定第1号 平成23年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第2号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第3号 平成23年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第4号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

#### 1、請願の審査

1、請願第6号 国に対して埼玉県立大学に医学部新設を求める請願書の上程、説明、質疑、討論、採決

#### 1、要望の審査

1、要望第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についての上程、討論、採決

1、発議第5号 国に対して埼玉県立大学に医学部新設を認めることを求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

#### 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

#### 1、諸般の報告

1、議決事件の字句及び数字等の整理

#### 1、閉会について

### 1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 會計課長	大塚宏	教育長	山口喜一郎
総務課長	大澤康男	町民生活 課長	吉田明夫
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	四方田勝吉
産業観光 課長	川田稔久	建設課長	小宮健一
教育次長	吉橋守夫	代表 監査委員	田島伸一

事務局職員出席者

事務局長	高橋修	書記	黒澤栄則
------	-----	----	------



◎開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤径子議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第1、認定第1号 平成23年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

3番、常山知子議員。

- 3番（常山知子議員） 3番です。常山です。

私は、今度の決算審査ということで、どういうことをやるのか、初めてなものですからちょっと戸惑いまして、この厚い決算報告書をいただいて、わからない用語などもいろいろありましたけれども、以前議会事務局からいただきました議員必携という厚い本を開いてみまして、決算の意義と考え方というところを読んでみまして、少しわかったような気もするのですけれども、その中に書かれていることで特に重要だといっていることは、お金を幾ら使ったかではなく、町民のためにどのような仕事をしたか、その仕事の出来高とできぐあいを見ることだとありました。そこで、まず最初に町長にお聞きしたいのですけれども、この23年度、主要な施策の成果報告というのも出ていますけれども、端的に言ってこの予算を執行して、どのような成果を上げられたと認識しておりますか、まずお聞きします。

- 議長（大澤径子議員） 町長。

- 町長（石木戸道也） 町民のいわゆるふだんの生活、福祉あるいは医療、あらゆる分野において大きく町民の要望、期待に沿えた決算だと、このように私は認識しております。

- 議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

- 3番（常山知子議員） わかりました。

町民の要望というところでは、具体的にはどんな施策でしょうか。

- 議長（大澤径子議員） 町長。

- 町長（石木戸道也） 一つ一つということではありませんけれども、子育てにいたしましても、高齢者への介護あるいは介護予防、健康増進、またふだんの生活をしていく上では、生活道の整備、それは生活道の整備は、ふだんの生活が利便性がよくなるということと同時に、安全、安心のためにも大きく要望に応えられたと、こんなふう考えております。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） これは次の、来年度にもぜひ生かしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に具体的に65ページの日3老人福祉費なのですけれども、これは町民の方からお話を伺ったのですが、寝たきり老人の方たちにおむつの給付をされているということで、本当に助かっているということなのですけれども、この紙おむつがS、M、Lのサイズは選べるのですが、業者が1つで余りにも利用者のニーズ、その人に合ったものを選べるように、もっとしてほしいという声がありました。

そして、また寝たきりの人に限らないで、ずっと寝たきりの人に限り支給されているのですが、紙おむつの生活の中の人でも家族の努力で少しは起こして椅子に座らせたりしている、そういう方は対象にならないということをお聞きしたのですけれども、もう少し対象を広げられないものでしょうかということ。

あと、75ページの日4母子保健費、節20扶助費の子育て応援事業給付費のことで、これは子育てをしているお母さん、家族にとって本当に助かって、粉ミルク、紙おむつ、どちらかを1歳まで毎月支給されている。本当に子育て家族にとって助かっているということを知っているのですけれども、次のような声も聞いているので、ぜひこれはご検討ください。ということは、1つは実は粉ミルク、紙おむつも使用しないで、昔本当に育てていた母乳で育て、布おむつで育てられている方もいらっしゃるのだということをお聞きしました。まさかと言われるかもしれませんが、そういう人にも、もしできたら選択できる洗剤だとか商品券とか、そういう違うものも支給できるように、内容を広げられないものか。もう一つは、これは前の健康福祉課長にもちょっとお話をしたのですが、この利用券をなくしてしまった人の対応についても、途中でなくしてしまって本当に本人は悔やんでいるし、自分の管理不行き届きというか管理の不十分さにももうすごくさいなまされていたのですが、やっぱり金券だからもうどうしようもないという対応だけではなくて、救済措置は考えられないものか、この3点についてぜひご検討願いたいと思いますし、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 常山議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、最初に寝たきりの方の紙おむつ給付事業でございますが、これは何年か前に実は対象を明確にした経過がございます。以前は6カ月以上寝たきりの状態という規定が入っておりまして、なかなか民生委員さん等を通じて支給申請がされる場合が多いのですけれども、6カ月という規定が長いということで、今は障害者あるいは高齢者が介護認定を受ける際に認定調査を行いますので、その中の項目に沿って客観的な判断をして、6カ月にこだわらず支給しております。したがって、その基準の中にはおっしゃる通りに起きている状態での紙おむつ使用等には含まれておりませんので、今すぐそれを取り込むという考えはございませんけれども、検討させていただきたいと思います。

それから、サイズの問題でございますが、これはなかなかちょっと難しい問題ですけれども、支給業者のほうへ、そういった要望等も伝えてまいりたいと考えております。

それから、子育て応援の給付事業でございますが、ご質問にありましたように、紙おむつか粉ミルクを選択をして、生まれた赤ちゃんのための応援をするという趣旨でございますので、何でもかんでも手取り早くいえば、その分のお金で支給をしてしまえばそれまでなのですけれども、やはり現物で粉ミルクか紙おむつを選択をできるという事業を実施しております。常山議員がおっしゃられた、いずれも使っていない、母乳で育てる、布おむつで育てるといった選択もありますが、それはそれとして結構なことだと思いますし、出かける際にでも利用する紙おむつのような使い方もあろうかと思っておりますので、今すぐそれ以外

のものを給付対象にするという考えはございません。

答弁漏れがあらうかと思いますが、以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、この利用券をなくした場合はどうでしょう。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼いたしました。

なくした場合についても、おっしゃるとおり金券扱いでございますので、そういった管理もしていただくという意味も込めまして、再交付はいたしておりません。ほかの給付券等も同じでございますけれども、今のところそういう対応で今後もいきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 子育てのほうの2点なのですが、ぜひ母乳で、布おむつで育てられている方もいらっしゃるのだということ認識していただいて、ぜひこの粉ミルクと紙おむつ、だったらもう一つぐらい布おむつを洗う洗剤とか、そういうこともぜひ検討にさせていただきたいということと、それから金券のことももう一度再検討をお願いしたいと思います。

あと済みません、質問の歳出のところ、例えば125ページの目4柔剣道場・学童保育所複合施設費、ここに節15工事請負費というのがあって、そこに不用額254万1,000円とあります。この不用額というのを、ずっとこの決算書で見えますと、不用額の金額の多いのが工事請負費なのです。よくわからないのですが、ぜひ教えていただきたいのは、予算額と支出済額がこのように大きく違うのはなぜなのでしょう。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 3番、常山議員さんの125ページ、柔剣道場・学童保育所複合施設費の中の工事請負費、支出済額1,795万5,000円に対します不用額254万1,000円、大分これについては不用額が多いというご指摘でございます。この工事につきましては、冷暖房設備の工事請負費でございます。予算の関係上、確かにご指摘のように事前に補正予算等で減額措置すべきこと等々もあると思います。ご指摘のとおり、今後気をつけてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ありがとうございます。

それで、今言ったのは例えばの柔剣道場のことなのですが、結構この決算書を見ますと、一番多い不用額が、金額が多いのが工事請負費なのです。だから、その辺ではやはり予算をとったのと、それから入札とかして業者との関係でお金がこういうふうになくなっていただいて、それで不用額がいっぱい生まれるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 今の件について私のほうから申し上げます。

工事、事業につきましては、通常一般競争入札あるいは指名競争ということで、最少の経費で最大の効果という意味がありまして、競争にて工事を発注します。そういうことで、予定した予算より競争において低額で落札という形で不用額が生じると、また不用額もある意味で貴重な財源ということで活用していきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） わかりました。

今回はこのぐらいにしておいて、また来年のときにも一生懸命勉強して、いろいろとお聞きしたり、ご指摘させていただきまますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございせんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 30ページ、31ページなのですけれども、上段のほうの労働費県補助金、これに關しまして31ページのほうでの緊急雇用創出基金県補助金1,484万5,087円というものがありますけれども、今回はこの内容はどんなだったでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 1番、小杉議員の質問にお答えをいたします。

31ページ、緊急雇用創出基金県補助金1,484万5,087円、これにつきましては魅力あるまちづくり推進事業、文化財等関係資料の整理事業、小規模校学力向上事業、これらの事業に雇用した魅力あるまちづくり推進事業では4名、文化財等関係資料整理事業でも4名、小規模校学力向上事業では1名の臨時職員を雇いました。歳出でいきますと、76ページの労働費、緊急雇用の事業に充当させていただきました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、今年度はこのようなものがもうちょっとあって、きのうお聞きしましたLEDのほうでかなりそれが賄われてるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問でございすけれども、24年度につきましてはこの緊急雇用の補助金をいただきまして、LEDの交換、それからきのう補正で出ました行政法の関係の洗い出し、それを行います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、ことし多額のこの基金の補助金が入ってきて、LEDのほうで大分使われるということになりまして、当初の応札で町内の業者、秩父市含めて当初の入札で応札がなかったけれども、熊谷のほうまで広げて熊谷の業者に仕事をしてもらうことになったとお聞きしていますけれども、きのうもちょっと触れましたけれども、この緊急雇用のこの部分がかんり難しくて、地元の業者が二の足を踏んだ感があったわけですけれども、今回この熊谷の業者さんがやるに当たって、地元の失業の方とか、かんりそれを確実に50%以上とお聞きしていますけれども、その使用は果たしてもらえるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問でございすけれども、今その業者によってハローワークとかを使って募集をしているところがございます。その事業を進めるに当たりましては、その要件が満たされないといけませんので、ぜひ雇用のほうを確保していただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、仕事はいただいたものの、この条件を満たすために、今業者のほうで一所懸命ハローワークあたりで緊急雇用をかけるために動いているということで、何とかうまくいくといいわけですけれども、身近でこういう方がちょっと、要するに皆野町でもほかの分野で緊急雇用とかかけると何人か来て、枠が2人だったら余るではないですか。こういう方にもお声がけとかされたり、余った方に、こういうところで業者が探しているからとか、そういったところも含めてやってもらうのと、第一はハローワークは秩父を重点にやってもらうというようなことは伝えてもらってありますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまおっしゃられたように、ほかの関係で緊急雇用のほうも申し込みがありますので、またそれで雇ってもらえなかった方々にも、またその連絡をしたり、そのような形も考えてみなくてはいけないかと思っております。また、ハローワークのほうへ行きますと、広く広報されますので、またこちらの秩父のほうの方も応募させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、何しろきのうも言ったとおり、これはある程度専門的な技術がないと、またならない部分もあるので、熊谷の業者がうまくハローワークでその辺を賄えるかという不安もいまだに少しあるような気がするのですけれども、その辺は落札されている方はそれなりの見通しがあったことだと思うので、そこはまた経緯をうまくやっていってもらえないのかという部分もありますけれども、わかりました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

○1番（小杉修一議員） まだあった、まだ1つ。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

〔「一通り言ってしまうな、質問するところを」と言う人あり〕

○1番（小杉修一議員） 一通りというか、もう少しなのですけれども、ページが建築物定期検査の……

○議長（大澤径子議員） ページ数をお願いします。

○1番（小杉修一議員） ページ数ですね、建築物の定期検査のところですよ。今年度1件どこかに組み込まれていたので、6万七千幾らで、見つかってから手を挙げましょうか……これです、済みません。117ページ、中段のほうの節12役務費、その中で備考欄に建築物・設備定期検査手数料6万1,500円、これは該当建物はどこでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 1番、小杉議員さんからの質問の116ページの建築物・設備定期検査でございますけれども、総合センターでございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうすると、建築物・設備定期検査、23年度は総合センターが該当して、これで書類が出たということで、そうするとその申請書の中には改善の要望というのが書かれる欄が必ずあると思うのですけれども、そういったところは出ていたでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） これにつきましては、法に基づく定期検査でございますけれども、ただいま手持

ち資料に指摘事項等について今手元にございませんで、取り寄せて答弁させていただきたいと思いが、指摘事項があった場合につきましては、それについて修繕あるいは必要な補修等を行っているという状況でございます。

○1番（小杉修一議員） そうですね、わかりました。

○議長（大澤径子議員） それでよろしいですね、ほかは。

○1番（小杉修一議員） 結構です。済みません。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。ちょっと多岐にわたる部分がありまして、簡単なものからといますか、とりあえず全体の質問事項を入れまして、簡単なものから聞いていきたいと思いが。懸案によってはページが複数にわたることもありますので、そのような形でいきたいと思いが。

まず、ふれあい館に関する事柄、それから温水プールに関する事柄、要するにグラウンドの関係に関する事柄、それからこの年度で大きく導入した学校及び教育関係を中心としたエアコンの導入及びこの庁舎のエアコンの入れかえに関する事柄と、それからあとの件につきましてはページ数を指摘しまして件名ごとにお答えを願えればいかと思いがので、まず49ページの目7企画費の節1報酬、総合振興計画審議会委員の報酬が出ていますが、これどういう方が審議委員になられて、何回審議会を行って、それぞれの審議委員に対する報酬の単価を教えてくださいたいと思いが。

それから、65ページの目3老人福祉費の中の8節報償費です。慶寿の祝い関係、2項目出ているのですが、長寿祝金900万円のほうはこれはたしか商品券の費用かと思うのですが、その上の報償金の内容について教えてくださいたいと思いが。

1枚めくっていただきまして67ページ、老人福祉センター費……ごめんなさい、これは結構です。

また1枚めくってもらいまして69ページ、み～な子ども公園の関係、工事請負費等あるのですが、これに関しては関連になるのですけれども、公園の中に墓地がいまだにありますが、その経過について教えてください。何か墓地の持ち主というのもおかしいですが、地主さんではなくて墓地、お墓の持ち主の方については、もう大分前から工事に関して同意はいただいていると、同意しているのだけれども、何かいろんな関係で手がつかないのではないかなんていうふう聞いていますし、その件について町は現状としてどのような働きかけをして、今後いつになったらあれが移設して、公園の中から墓地がなくなる見通しがあるかどうかということをお願いしたいと思いが。

2つ先へ行きまして73ページ、これは予防費の中の13委託料の中にあります住民健診の関係なのですが、住民健診の受診者数、できましたらば皆野病院、その他幾つかの個々の恐らく内訳がわかるかと思いがので、それを含めて受検者数と、その受検者の内訳、これを教えてくださいたいと思いが。

以上ですが、まずはページ数を述べた方を先にお答えいただいおいたほうが後々のほうが、あと最初に言った部分については多岐にわたる部分ありますので、一項目ずつまとめてページ数を指摘して、お聞きしたいと思いがので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 10番、林議員さんからのご質問の49ページの総合振興計画の審議委員さんの関係なのですけれども、人数は17人でございます。審議委員会につきましては4回開催しております。それと、どういう人かということでございますけれども、審議委員さんのまずは議会議員の方の中から3名、学識

経験者ということで11人、それから住民代表ということで区長さんになりますけれども、5人の……済みません、19人ですね、失礼しました。そういう方をお願いしております。学識経験者さんにつきましては、教育委員会の委員長さん、体協の会長さん、消防団の団長さん、それから文化団体連合会の会長さん、それから観光協会会長さん、商工会会長さん、商工会の女性部部长さん、それから区長会長さん、それから民生委員の会長、町政クラブ連合会の会長、それから子ども会連絡協議会の会長という方々をお願いしております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 10番、林議員からご質問のありました、まず65ページの老人福祉費、慶寿の祝いにかかります報償金でございます。これにつきましては、いわゆる金婚、金剛石婚の方に対するお祝い等を計上しております。

それから、69ページ、み～な子ども公園の墓地の関係でございますが、墓地についてはみ～な子ども公園そのものがことしの3月20日にオープンをいたしました。それ以前においても用地交渉の過程、それから工事に着手した後においても、墓地の地権者の方とお話はさせていただいております。当初から大変協力的でございまして、墓地の部分を最終的には公園の一角として、また活用を図ってまいりたいと考えておりますが、何分ただどこせばいいという内容のものでございませぬので、墓地の所有者の方も新しく墓地をどこに持っていくかという問題で、ご希望もあるようですし、そちらの調整も墓地のほうともお話をさせてもらった経過があります。ただ、町のほうでどの程度突っ込んで話をしているものかどうか、そういったこともありますので、引き続き関係者と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、住民健診でございますが、まず住民健診の内容、いろいろな項目がございましてけれども、皆野病院が非常に多い、皆野病院でなければできないというものもございまして、大変多くなっております。まず、総数で申し上げますが、30歳から39歳までの若年健診、それから40歳から74歳までのいわゆる特定健診、それから75歳以上の高齢者健診、それから生活機能判定検査、これは65歳以上ですけれども、これらを総称して住民健診という言葉で申し上げれば、皆野町全体で861人の受診が23年度の実績でございます。その中で、若年健診は全て皆野病院、特定健診がちょっと正確な数がわかりませぬけれども、皆野病院が7割程度かなと思っておりますが、個々のがん検診の内容によっても違いますので、大変大づかみで申しわけありませんが、7割程度が皆野病院であろうと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、今の件について再質問させていただきます。

まず、65ページの慶寿の関係につきましては了解いたしました。

それから、その次のみ～な子ども公園に関する墓地の関係ですが、これは確かに言われるとおり、あの公園ができる前から、いわゆる敷地内になっていたところですから、交渉そのものももっとああいいう形で公園化するのであれば、早いうちに行って、工事の際にはもうそれがなくなればおかしい部分ではないかと、現状としましては滑り台と遊具の中に墓地があるということで、墓地の所有者にとっても非常にいろんな意味で不安であろうし、また逆に利用者としてもイメージ的にも、それから実際の問題としても何かいたずらしてしまわないかと、そういったことからの心配、お互いの心配を残すような形で、ああいって本来ならば楽しむ部分の公園をつくるという姿勢が若干疑問だと、これは前々から言っ

ている部分ではありますけれども、何かにつけ相談もなく非常に拙速に事業を進めているのが現町政かというところもあります。ああいうことは交渉事ですからと言われれば確かにそのとおりで、デリケートな部分があるとか言ってしまうと、そういう部分も確かにありますが、事前に幾らでもやれることというのはかなりありますので、やってみたらこうだったというようなことのないように、あわせて重ねてお願いをしておきたいと思います。

それから、この件につきましては一日も早い解決を図っていただきたいのですが、恐らくいろいろな内容の事情は細かくは聞いてはいませんけれども、墓地の所有者の方からの話などを総合しますと、かなりこじれているというような部分もあるようなので、担当者レベルだけでなく、やはりそれなりの責任者の方々が出て真摯に交渉していただきたいと、これを要望します。

それから、住民健診につきましては、ちょっと聞き方が悪かった部分もありますが、総数でいろいろな部分を含めて861名ということですが、これは過去二、三年といいますか数年のレベルで見たときに、増加傾向なのか、それとも減少傾向なのか。それから、75歳以上の受診者数とその増減の傾向について再度お答えをお願いします。

それから、49ページの振興計画の単価についてちょっと答弁漏れがあるかと思いますが、その単価を、もしそれぞれの人によって別があるのであれば、その内訳を含めてよろしくお願いいいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 林議員さんからのご質問の中で、答弁漏れがありましたので、先ほどの単価でございますけれども、委員長が6,000円、そのほかの委員さんにつきましては5,500円ということで、報酬のほうを支払っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼いたしました。

墓地の関係については、答弁よろしいかと思いますが、こじれているという認識は全くございません。引き続き進めてまいりたいと思います。

それから、健診の関係でございますが、75歳以上の高齢者健診294名でございます。ちなみに、高齢者健診の22年度、前年は305名、横ばいといいますか若干少ない数字でございます。ただ、23年度におきましては人間ドックを復活したということもありますので、それがちょっと正確な数が今手元にはございませんけれども、ほぼ横ばいでございます。総数の住民健診といたしましても、21年度969人、22年度1,069人、23年度861人、これは横ばいというよりも若干少ない数字でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の総務課長の答弁の中で単価なのですが、これは全員の方、委員長と、それから委員ということで分けられましたが、これ19名、議員であるとか、それから学識経験者、そういったことの区別なくということでしょうか。

それと、健診に関してはちょっと全体として総数として漸減ということですが、高齢者に関しては横ばいと、この辺の実績がいわゆる県内1位というような部分を導き出した一つの要因かとも思いますので、この件については今後とも努力をいただきまして、私なども協力いたしまして積極的に進めていっていただきたいと思います。



総務課長、その件について。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまのご質問でございますけれども、この審議委員会、教育委員会の委員長さんであります新井先生に委員長を務めていただきました。その委員長さんについて6,000円、そのほかの委員さんについては5,500円ということでございます。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 肝心なことが後先になってしまったのですが、この49ページの総合振興計画審議委員会というのは、いわゆる後期分についての検討の4回ということですから、検討だったかと思うのですが、委員の内訳を見ますと、いわゆる公職の方々、議員を含めて何人かおられるわけで、その職務の中に含まれるのではないかと、委員長であるにしても教育委員長が務めていると、確かに全く同じとは言いがたいところがありますけれども、フルタイムでやっているわけでもないところもありますし、果たしてこの6,000円、1回に当たりどのぐらいの時間の会議になるかわかりませんが、ちょっとこの費用について大きいのではないかと思うところがあります、決算でもう終わったことではありますけれども、振興計画についても大筋大体決まったことではあります、新しい事柄がたくさんあるということでもありません。4回の会議というのも、それはそれぞれ細かいところでいろいろあるのかもしれませんが、回数としていかなものかと、もともとこの第4次の振興計画についても、また第4次については庁舎内で行うような努力をして、本のようなことにもまとめないでやろうというようなことで、経費をかけずにやろうというふうになっていたはずですが。その中で、議員を含めて議員報酬以外にこういった審議委員の報酬を出すことについて、いかなものかと思っておりますので、この辺の扱いについてはやはりもう少し慎重になっていただきたいと思っております。

それでは、当初お願いをしました大きな件について入っていきたく思います。まず、昨年度の大きな事業としてエアコンの関係があります。小中学校全て、それから柔剣道場及びこの庁舎のエアコンの入れかえと、大体予算額に対してどれぐらいの落札額といいますか工事価格がおさまったのか、金額というよりもその割合ぐらいでいいかと思うのですが、大分電気ものというものはお安くなるようで、この庁舎の中でも予算額に対して半額以下になっていたというようなこともありますので、そういった形でまず費用について、それから学校については去年のそれぞれの学校及び柔剣道場に工事を設置完了して使えるようになった日付、それからそれ以降昨年度の稼働状況について、あわせて柔剣道場の関係は教育委員会ですから、これでいいと思いますが、あわせてこれは別になるかと思うのですが、この庁舎のほうも同時期に入れかえまして、きのうたまたまだと思うのですが、何か故障があったようですが、まだ1年を経ずして故障するというのもいかなものかと思っておりますので、これは決算の関連にもなるかと思っておりますが、設置後の故障状況があって、たまたまきのうだけだったというのであれば、それはそれでいいかと思うのですが、この辺のトラブル状況があればご報告で結構だと思いますが、いただきたいと思っております。まず、このエアコンについて、主には教育委員会になるかと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 10番、林議員さんからの小中学校等へのエアコンの設置状況の費用額についてでございますが、それぞれの学校ごと個々の答弁という形でよろしいでしょうか。

○10番（林 豊議員） はい、結構です。

○教育次長（吉橋守夫） 予定価格に対する落札額ということでお答えさせていただきたいと思います。

皆野小学校につきましては、予定価格2,520万円に対して、落札が2,016万円でございます。国神小学校は、予定価格1,123万5,000円に對しまして、落札が898万8,000円でございます。金沢小学校が525万円の予定価格でございまして、落札額が497万7,000円でございます。三沢小学校が予定価格1,050万円に對しまして、落札が840万円でございます。皆野中学校につきましては、予定価格1,596万円に對しまして、落札額が1,276万8,000円でございます。あと、使用を始めた日でございますけれども、皆野小学校が9月6日、国神小学校が9月2日、金沢小学校が9月5日、三沢小学校が9月1日、皆野中学校が9月5日でございます。これにつきましては、昨年9月3日が土日という関係でございましたので、挟んでの使用開始となっております。なお、稼働状況でございますが、皆野小学校が昨年度7日間、国神小学校が12日間、金沢小学校が3日間、三沢小学校が2日間、皆野中学校が4日間でございます。あと柔剣道場につきましては、大変申しわけございません、手元に資料がございませんので、取り寄せて回答させていただきたいと思ひます。なお、答弁漏れがありましたら、ご指摘をお願いできればと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 済みません、今ちょっと聞き落としてしまったので、皆野小学校の稼働日数だけ教えてください。もう一度お願ひします。

○教育次長（吉橋守夫） 皆野小学校7日間です。

〔「ちょっと休憩してもらえますか」と言う人あり〕

○議長（大澤徑子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時52分

○議長（大澤徑子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（大澤康男） 林議員さんからの庁舎のエアコンについてのご質問に對してお答え申し上げます。

まず、費用の関係なのですけれども、エアコンの工事4,494万円で工事ができました。請負率で44.76%ということになっております。使用の開始につきましては、平成23年の12月、暖房の時期から使用しております。

また、きのうはこの議場のエアコンが故障したわけなのですけれども、冷水を送るところが、ちょっと弁が故障しておりました。このところにつきましては、23年度の工事については議場は前と同じ方式で行っております。冷温水機の更新のみを行いましたので、きのう故障した部分については一番当初からのところでありまして、その工事に当たりまして調査してもらったわけなのですけれども、十分使えるという判断で、そのところが手をつけておりませんでしたので、そのところが故障してしまったというところでございます。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） まず、庁舎のほうに関しては何か陰謀かと思いましたが、そういう経緯であれば、むしろ前の部分が使えるというので、その判断の中で継続使用という形の中で新しいものとのすり合わせが若干うまくなくてということだろうと思いますし、経験といいますか振り返ってぐあいが悪かったのもきのうぐらいかと思しますので、そういうことであればむしろ了解いたしました。

学校のほうなのですけれども、稼働日数を見てやっぱりということがどうしても感じられるのです。去年の大きな災害があったこともありますが、ともかく大急ぎでそれこそつける騒ぎになりまして、結局去年もことしほどまではいかなかったかと思いますが、暑い夏はほとんど使えずに、9月になって多いところで15日間ですから半月以上、ある意味ではかなりの日数といいますか、1年間の使用、恐らく3カ月、90日間使うということはまずないかと思いますが、五、六十日間の使用が想定される中で15日間といえど多いのかという部分もありますが、金沢小学校に至っては3日間と、当初のほうから言ったとおり、金沢小についてはその後、来年の3月において閉校であると、そこへ不公平だという考え方があるやにも感じられないことはありますけれども、一遍に何もつける必要はなかったのではないかという感がやはり拭い去れません。お考えについては、前々から不公平感ということを知っていますから、答弁は結構ですけれども、やはり町長の頭の中に金沢小学校の閉校というのが全くエアコンをつける時点においてなかったといえど、それはおかしなことで、ある程度ある中でやったとしか思えませんので、そういったことについてはざくばらんな部分を含めてどうするかということの検討を議会のほうにも明かして、やはり相談すべき事柄だったのではないかと思います。

エアコンにつきましては、そんな形で稼働しましたが、ことしの物すごい暑い中で稼働があって、ある意味ではよかったのかというふうにも思います。ただ、ちょっと漏れ聞こえるところによりますと、運転の温度といいますか、それが各校によって若干違うのか、それとも教育委員会のほうの統一した指導があるのか、大分高いように聞いていますので、何度以上というのがありましたら、それを教えてください。

○議長（大澤徑子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 林議員さんのご質問にお答えいたします。

エアコンの使用に当たりましては、教室内の室内温度が30度を超えたら28度設定で各先生方の判断でどうか、校長の判断により使用してくださいということで、場合によっては体感気温等で大分感じる時は30度にいかなくても使用する場合もあるかもしれませんが、原則としては室内温度が30度を超えたら28度設定で校長先生の判断で使用するようということをお願いしています。

○議長（大澤徑子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今、稼働日数が少なかったとか、あるいは次長の答弁の中で9月の上旬に土日が入った関係もあって稼働日数が少なかったというような答弁もあったわけですが、いわゆる金沢小学校が統合を目前にして、たしか当時林議員が入れる必要はないのではないのかという発言も覚えております。私は、小さな学校だろうが大きな学校だろうが、やはり平等に扱わなければいけない、機会均等に扱っていきたくて、そういうことから決断をさせていただいたわけでございまして、今でもそのことが間違っていたとは少しも思っておりません。これだけは申し上げておきたいと思っております。林議員の質問だけで済ませますと、そういうことなのだということに誤解されてもいけませんので、申し上げておきたいと思っております。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） エアコンについては、今の町長がそういう考えを表明されることは別段、前々か

らのことですし、変わったことでもないですから、それはそれで結構だと思います。それでは、エアコンについては大体話が出ましたので、出尽くした感もありますので、温度設定については、温度だけでなく、きのうもこの議場がそうでしたけれども、温度だけでなく、やっぱり湿度というのかなりの影響があるかと思しますので、項目の中にちょっと難しいことではあるのですけれども、それらを勘案しまして単純に温度が達しないからということなく、せっかく設置した施設設備ですので、有効に使っていただきたいということで要望して、エアコンについてはこれで質問を終わりたいと思います。

次に、また温水プールに関してでございます。23ページにあるのが温水プールの使用料、それから37ページ、これ内容が若干わからないので、その内容について含めてお聞きしたいのですが、これが収入のほうで温水プール自動販売機手数料、これが金額にして約18万円ですから、ちょっと大きいものですから、内容についてを含めて、この2つで合計しまして収入が約460万円ちょっと、470万円にいかない程度です。それに対しまして経費のほうで、これが後ろなのです。温水プールが123ページ、支出済額として2,839万7,000円ですか、これがあるかと思うのですが、相変わらずとっては実際の努力をしていただいている方には酷な言い方ではありますけれども、単純に差し引きしても2,000万円以上の経費割れということがあります。また、きのうの中でボイラー交換費皆減というような記述がありましたから、ボイラーについて現状どういうふうになっているのかということを含めて温水プールの状況について説明をお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 林議員さんからのご質問の温水プールの状況でございますけれども、まず37ページでございますけれども、雑入の中に温水プール関係2つございます。先ほどご質問の温水プール自動販売機手数料、これ2台自動販売機を設置してございますけれども、飲み物の関係の自動販売機の設置の手数料でございます。それと、あと下段のほう、それから6つぐらい下になりますけれども、温水プール事業参加費、これは教室等を実施した11教室を実施してございますけれども、その参加費64万8,500円でございます。特に自動販売機については手数料ですので、売り上げによっての手数料ということで、費用額に入れなかったのですけれども、23年度の場合、温水プール使用料と事業参加費合わせた場合、歳入が510万3,000円でございます。それに対しまして費用額が2,839万7,292円、これを差し引きますと2,329万4,292円でございます。22年度の場合、同じような形で申し上げますと、歳入合計が509万4,400円、歳出が3,206万2,092円、差し引きでマイナスの2,696万7,692円ということになってございます。22年度につきましては、ボイラーの取りかえ工事といたしまして561万7,500円かけさせていただきまして、ボイラーの取りかえ工事を実施させていただいてございます。平成4年に竣工して、それからずっと使用させていただいて、相当数の年限等がたっている、ボイラーの耐用年数等も経過しているということになるかと思いますが、そういった関係でボイラーの取りかえ工事等を実施させていただいたという状況でございます。ちょっと答弁になっていないところもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 大変よくわかる部分で、私のほうの漏れもありまして、それからボイラーの件については確かに言われるように、去年の中に入っていたので皆減というのは、その分かとも思っていたのですが、その辺のところまで触れていただきましてありがとうございました。どちらにしても去年はボイラーがあるから2,600万円、その分のそのうちの500万円はボイラーの交換ということで差し引いたとしても2,000万円を超える経費割れです。ことしも2,000万円を超えると、関係者の方の努力で、いわゆる水中

歩行の運動に関して、その辺の効果によっていわゆる高齢者医療費の埼玉県内における順位が1位になったというような結果的なものもあるわけですが、この辺の経費割れを考えますと、その1位もどこかへすっ飛んでしまうような経費ではないかというふうにも思えますし、また正直な、正確に言えばその辺の因果関係というのはまだはっきりしていないというのが現実です。というのも、簡単に言ってしまうと小鹿野には温水プールございません。だけれども、皆野と同じ、過去においてはそれ以上の実績を上げて長期間同じレベルを保っていると、ですから県のほうでも小鹿野のほうには注目する、皆野町のほうは残念ながらまだその状況が短期間のために、なかなかお墨つきがいただけない。

ただ、水中歩行の関係につきましては、他県、群馬県などでもいろんな形で、また全国的にもその効果等に関して注目をしている部分でありまして、また埼玉県においても今月ですか、その講習を当町の温水プールにおいて行うというような形で、やっと注目をされるようになってきました。ですから、1万足らずの町に温水プールを持つというのは、なかなかこれは厳しい部分がありますけれども、全県的な部分であれば、その経費もというよりも、現実にはもっと経費をかけてもできるものかと思います。これらのことを頭に置きましてやって、できるだけ存続するのであれば、経費を分散するような形、それが不可能であればある程度見切りをつけなければいけない事業かと思いますので、町長また何か一言あるようでしたらばご答弁いただきまして、この温水プールに関しては現況がこのような状態であるということを入れまして話として出てきましたので、私のほうの具体的な質問はこれで閉じたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 1万人少しの当町ではありますけれども、こういう施設があるということ、これはなかなか他の自治体にはない施設でありまして、誇るべき施設だと、こんなふうに思っておりますけれども、指摘されておりますように、経費がかなりかさんでいます。経費節減にはより努め、そして健康の増進であるとか、あるいはリハビリであるとか、そういう面で大いに活用を図っていかねばと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） あと項目として3つないかと思しますので、では取り急ぎやりたいと思います。

グラウンド等に関するということですが、グラウンド等はちょっと若干というか多分漏れもあるかと思うのですが、23ページに使用料の収入のほう、グラウンド関係、夜間照明、温水プールの上の4項目、これが合計して約200万円ちょっとかと思えます。これが収入です。それに対して、各スポーツ公園であるとか、それぞれのところの地代、これ分散してしまっていますので、申しわけないのですが、ページ数の指摘が若干できないのですけれども、雑駁に総計しますと、スポーツ公園の地代と、それから町民運動公園の地代合計しても200万円はいかないと思うのです。そうしますと、地代以上の収入があるのはいか

がなものと、み～な子ども公園は当然、恐らく公園ですからただでしょうし、その辺でちょっとお聞きしたいのはみ～な子ども公園に、これ昨年度ではないので、今年度に係ることですので、関連の質問になるかと思うのですが、み～な子ども公園の中にあるゲートボール場、この使用状況と料金、現時点における実績、これが幾らぐらいになるか。

合わせて町長、地代が、私の見たところなのですが、少なくとも地代收入と、それからいわゆる使用料がほぼとんとんか、むしろ多目ぐらいになっていると、これはいかがなものかということになるかと思うのですが、前の議会で常山知子議員の指摘があったとおり、やっぱり使用料ということになると、使うほうもちゅうちょしてしまうという部分がありますし、先ほど逆にプールのように言われたように、健康増進のためにはやっぱりそういった部分の使用も考えていただきたいと思います。プールについては2,000万円もの持ち出しを許しながら、グラウンドについては逆に黒字とは言わないまでも、そこまでする必要があるのかということがありますので、私の計算ですから大分違うという指摘があるかもしれませんので、その辺を精査していただきまして、お考え等お聞きしたいと思います。

まず、み～な子ども公園のゲートボール場について、多分それが一番早いかと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 林議員さんからのゲートボール場の使用状況等についてお答えさせていただきます。

23年度の状況でございますが、2団体使用いただいています。その使用料金でございますが、1万9,000円でございます。使用の状況でございますが、延べ日数が202日、延べ人数といたしまして4,927人の方にご利用いただいております。24年度、4月から8月までの状況でございますけれども、1団体の使用によりまして使用料金が7,800円でございます。利用の状況でございますが、5団体で利用いただいております。延べ人数1,963人の方にご利用いただいているという状況でございます。

あと先ほどのエアコンの関係の柔剣道場の関係で答弁漏れがございまして申しわけありませんでした。柔道場の使用でございますけれども、エアコンでございます。これは冷房と暖房両方使っています。7月から3月までの利用が60日でございます。剣道場につきましては、193日でございます。あと費用額でございますが、予定価格1,800万円に対しまして落札が1,710万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） み～な子ども公園のみの数字ですか、今の24年度、若干多いように感じるのですが。

○教育次長（吉橋守夫） 町民運動公園のゲートボール場。

○10番（林 豊議員） 新しく新設したほうですか、2面。

○教育次長（吉橋守夫） そうです。

○10番（林 豊議員） 多いね。町長、何かありますか、なければ、これで終わってしまいますけれども。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 特別あるということではありませんけれども、私も常山議員の質問の折にも申し上げました。スポーツを振興させたい、多くの人にスポーツに親しんでほしい、こういう気持ちはずっと持っておりますが、しかし町民の中にはスポーツをやらない方もありますし、そうしたところを利用しない

方もある、そしてまたスポーツ公園にしる町民運動公園にしる、夜間照明があるとか、いわゆる電気料がかかるとか、あるいはあれを整備してきた費用もかかっていると、いろんなことを考え合わせ、またリフレッシュプラン05を継続をしていきたいというようなこともありまして、そう多額ではないと思っておりますので、ご負担を願っておるところでございまして、すぐすぐこれを無料開放にするという考え方はしておりません。また、今温水プールを引き合いに出されましたけれども、温水プールもかなりの入館料とどうか利用料をいただいておりますので、お含みをいただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 町長の考え方は従前と何ら変わりがないということで理解をしておりますけれども、やはり町民の中には温水プールにしても従前から逆に町長が最初に今言われたように、使わない人もいと、にもかかわらずあんなに多額を入れていいものかという人もいますし、逆に常山議員が先日質問したように、何かもう少し安くしてもらえないかという方もおられます。電気料金とか負担すべき部分というのは、これ従前から無料のときからも、負担すべき部分というのは負担しておりましたので、リフレッシュプランという話もまだ生きていたのかと思うぐらいなときにまた出てきますけれども、きのうの代表監査委員の意見の中でも非常に健全化が進んでいると、全く2年前の今年度、昨年度では破綻すると、だから合併なのだといって、誰が言っていたのかと思うような状況になっているのが事実でございます。リフレッシュプランは、合併ができなくて、それで先ほど言われたような状況に陥らないようにするための施策の一つだったわけです。そういう意味で、05ですから7年経過する中で、かなりの部分が達成できたというふうに考えております。大きな部分でまだ達成できていないものもあるのですが、そろそろ直接的に町民の関心事にもなっているような料金について、いきなりゼロにしるまでとは言わないですけども、利用しやすいような価格に落とすというようなことも考えの中にあつたらありがたいと思いますので、お願いをしておきたいと思えます。

次に、ふれあい館についてなのですが、時間もありますので、かなり細かいことを除きましてお聞きしたいと思えますが、ふれあい館が経費削減の中で、いわゆる食堂の部分をやめた年度の収入及び支出の状況、それから今回ことしの状況について、ご意見を伺いたいと思えます。状況は現実のものとしてどんなふうに推移しているのか、まず産業観光課長のほうから雑駁で結構ですから、報告があればいただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今、産業観光課長はちょっと調べているところなので、その前に先ほどの運動公園の地代について、119ページの一番下のところになるのですが、423万1,230円、運動公園だけ払っています。それで、さらにスポーツ公園のほうは95ページで、139万1,568円、両方だと500万円ちょっとになります。

○10番（林 豊議員） 私は1つ桁を落としていました、申しわけありません。

○教育長（山口喜一郎） 済みません。

○10番（林 豊議員） では、それ訂正しておきます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ただいま教育長のほうから指摘ありまして、まことにお恥ずかしいながら、119ページの町民運動公園の土地借り上げ料金、423万円でした、私これ1つ桁落としまして42万3,000円と思えましたので、スポーツ公園と合わせて約200万円というふうに勘違いしていたのですが、ありがとうございます。

いました。やはりそういうことであれば、町長そういうことですので、申しわけなかったです。ただ、それにしても、先ほども言ったように、町の財政も好転しているというような代表監査委員の意見もありますので、お願いしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 平成17年とか18年とか、合併のことがかなり取り沙汰され、将来の町も懸念した時期もありましたけれども、いわゆる国の国政レベルで政権が変わりました。あの小泉政権の当時のまま、あの時点でのシミュレーションでいくと極めて危険な状況になるという、そういうことから合併のことが大きく国を挙げて取り沙汰されたわけですけれども、交付税等もこの決算を見ていただければわかるとおり、一時期10億円ちょっとぐらいまで減らされたわけですけれども、今は15億5,000万円ぐらいになっているかと思うのですが、そういうふうに国の借金もふえておる、このことは懸念されることではありますけれども、一うちの町だけを取り上げてみますと、政権が変わって交付税もふやしていただけたと、こういうことによって財政も健全化してきていると、こういうことでありますので、あのときの見込み違いだとか、町長の考え方は誤っていたのだとするならば、国レベルで誤っていたということでもありますので、その辺についてもご理解をいただいております。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

水と緑のふれあい館の収支状況でございますが、食堂を町が直営で経営をしておりました平成20年度、これの収支状況について申し上げますと、歳入、使用料、売店売上料、自動販売機手数料、食堂使用料、これはございません。の合計、合わせまして2,018万282円。これに対しまして、歳出、ふれあい館管理費の支出総額ですが、2,710万1,012円、差し引きマイナスの692万730円でございます。これに対し、平成23年度の収支状況ですが、歳入が同じく1,501万4,286円、歳出が1,750万7,588円、差し引きマイナスの249万3,302円でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ありがとうございます。ふれあい館の町直営の前後でそのくらいの違いが出てきているというのは、私もそれ調べましてわかっておるところなのですが、支出の詳細をまた調べましたところ、水道料金及び電気料金というのは、雑駁に言いますと多少の上下はしていますけれども、19年度、20年度、21年度、23年度、そして今年度と見ても、さほど下がっていないのです。これはいかに、どうしたことかと、直接直営の食堂をやっていたのをやめたのに、水道料金についても、それから電気料金についてもほとんど変わらない、大きく変わってこない、全体として大きくかわったのは恐らくこれ賄いとか、いわゆる食堂部分の賄い料がなくなったからと思われる。にもかかわらず、水道料金、電気料金がほとんど変わらないというのは、これはちょっと不思議なことではないでしょうか。それは当然事業を、事業主体が変わったけれども、同内容の事業を継続しているからだというふうに思われます。もちろん材料費等、その他については町のほうでやっていませんから、それが出てこないですから、その分が安くなったというふうに考えるのが妥当かと思えます。その辺について、この考え方はおかしいですか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをいたします。

直営でやる食堂も委託をしてやる食堂も、使う水の量についてはさほど変わらないというふうには認識



をしております。参考までに、平成20年度の電気、ガス、水道料はいわゆる光熱水費、合わせまして428万9,124円でごございました。平成23年度、組合にガスについては負担をいただいております関係から367万7,999円、20年度に比べますと61万1,125円減っております。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 全くそういうふうになると思うのです。同じ事業をやっているのですから、減ることはない。町長に伺います。なのに、なぜ町がその全てを負担しなければいけないのですか。やっている経費が、要するに食堂の経費も当然負担するのだからということがありますから、そういう約束でやったのだから、それは仕方がないと思います。これ数字に出ています。民間に委託することによって、経費の削減ということだけれども、電気、水道料については全部こちらで持っているわけです。前議会のときに立ち上がりでということがありましたけれども、それこそおかしな話です。立ち上がりであろうと何だろうと、町の事業でないものをやられるときに、ほかの民間の企業は自分でやっているところを、町で負担してやってやるなんていうのは、これはおかしなことです。早急に改めるように要望をしておきたいと思っております。

○議長（大澤徑子議員） それでよろしいですね。

○10番（林 豊議員） それ町長の意見伺います。

○議長（大澤徑子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 要望ということでしたので、答える必要もないのかと思って聞いておったのですが、先ほど産業課長が申し上げていますように、ガスの部分については組合に負担をさせるようにし、68万円だか9万円だか平成20年で比較すると光熱水費も減額をしていると、こういうことでありまして、そういうところに委託をすることによって、そういうふうにも費用も安くなってきておるといふこともあります。いずれにいたしましても、よく検討は今後してまいりたいと思っております。

○10番（林 豊議員） 議長、最後です。

○議長（大澤徑子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 代表監査委員にお伺いしたいと思います。

こういった状況をご存じだったかどうかはわかりませんが、現実にはこういう状況があるわけです。民間の町内企業、もともと同じようなことをやっているうちは、水道料金であろうと電気料金であろうと、町からいただけるようなものではありません。各事業所の努力によって節約するなりするしかないのです。ところが、後発の、それも町長の地元で起こった企業が、こういうような形で確実に町からの支援を受けている、これが公平、公正と言えるものであると考えられるでしょうか。また、一部にはふれあい館では飲んだ後、町が送ってくれると、バスで、こういうふうに言われています。これは現実ですか、町が送ってくれると、現実にはバスは町が送ってくれるなんていうことはないわけですが、それはどういふことかと言うまでもなく、前議会で町長がその食堂をやっている部分の送迎バスに町が無償で広告の看板をつけてもらっているのだと言いました。しかし、町民の認識はそれは広告だと考えていないと、町がやっているのだといふことの証拠になるかと思えます。それらを含めて、代表監査委員、この件についてどのようにお考え、また認識されるか、ご意見を伺いまして私の質問としては終わりにしたいと思います。

○議長（大澤徑子議員） 代表監査委員。

○代表監査委員（田島伸一） 林議員の質問にお答えいたします。

私は、監査委員といたしまして、きのうも審査結果を申し上げましたが、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なものかというふうな観点から新井監査委員と一緒に監査をさせていただきました。今この議場でいろいろふれあい館のことについて聞いておりますと、平成20年度の赤字額が約600万円、現在が249万円ですか、差し引き351万円ぐらい努力をされてやってきておるといふことのようにございます。光熱水費のほうにつきましても、約61万円削減されたというふうなお話でございます。本当にこのふれあい館に私も何回か行きまして、食事をさせていただいたことがあるのですが、あの厨房の中で中年といいますか、もっと大きいか、おばさんたちが本当に生き生きとして食事をつくって出してくださっております。私は、自分のところのことを申し上げますと大変申しわけないのですが、私の掌握する隣組は10軒ございました。10軒あるのですが、現在のところ自然減であったり、それから人が外へ出てしまったりで、いわゆる隣組のお互いに助け合っていこうという人数が5軒に減ってしまっております。非常に過疎化、今の少子高齢化というふうなことが申されておりますけれども、その中で過疎化が大変進んでおります。また、この日野沢の地域は特にそういうふうな過疎化が進行しておるところではないのかと、そんなふうなところへ持ってきまして、年寄りといいますと大変語弊があるかもしれませんが、年配の方たちが就業できる機会をつくっていただいて、こういうところでやっておるといふふうなことで、私は大変これは結構なことであるかと、本当にその地域の活性化の一つにもつながることであろうかと、そのように考えております。数字的にいろいろ突き詰めて考えますと、ただいま林議員の質問と、それから産業観光課長の答弁とに見られるところでございますけれども、今要望というふうなことが出ましたけれども、なお一層努力をしていただいて、やっていただくことが一番結構なことかと、そんなふうにご認識しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

- 10番（林 豊議員） 時間ですね。
- 議長（大澤径子議員） はい、暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

- 議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

8番、大野喜明議員。

- 8番（大野喜明議員） 2点質問させていただきます。

ページ29の節5 皆野公園について、もう一点はページの100ページあたりの学校教育関係で、どの区分に入っているか、決算書にどういうふうに反映されているかがちょっとわからないままの質問になるわけですが、ちょっと2点、今の2点目は中学校の学力テストについて、別の機会に上田知事がそのことに触れたということで、ちょっとかわるところで質問いたします。

最初に、ページ29の節5 皆野公園についてであります。石木戸町長が……

- 議長（大澤径子議員） どこですか、節5……
- 8番（大野喜明議員） 69。

○議長（大澤径子議員） 69ね。

○8番（大野喜明議員） 済みません。

〔「み～な子ども公園ですね」と言う人あり〕

○8番（大野喜明議員） そうです。み～な公園です。

〔「中段ですね、17ですね」と言う人あり〕

○8番（大野喜明議員） はい。石木戸町長がまちづくりの柱の一つとして、楽しく子育てをできるまち、そして子育て支援の充実したまちづくりのため、肝いりでつくったのがみ～な公園であります。私も、家が近いために時々様子を見に行くわけですが、その様子は子ども同士、また親子が楽しそうに、また中高年の方が生き生きと利用しているというところを見受けます。ちょっと話をしましても「いい公園をつくってもらった」、「よかった」という評価が多いようであります。利用しているわけですから、当然によかった、いい公園になったという人が多いのは当然ということがありますけれども、いずれにしても私もそばでおりまして、生き生きとした表情で利用しているのはよかったかと、そう思っております。さらに、喜んで町民が集う場所に、さらになるように、附帯的な設備ですか、そういうものの要望があったら、それに応えていかないといけないのだろう、そう思っております。そういうことで、町民より附帯的な細かい要望等はどんな要望があるか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

そして、私のほう要望の大きな一つの中に、どうも日陰がなくてつらい、そういう話もあります。日差しをよける、また雨よけをするためのちょっとした建屋が欲しいというのは、これは強い多くの利用者の要望であります。ぜひその辺のところをどういうふうに考えているか、またどんな計画があるか、今言いましたように、どんな要望があるか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

それと、今の利用方法なのですけれども、園内に子どもなのですけれども、もう自在に自転車で入って行って危険というところもあります。その辺のところのどういうふうに安全な利用方法あるか、その注意とかの看板とか、その辺のところの考え方、要望しながら、その考えを伺いたいと思います。

もう一点でありますけれども、前のこの議会で新井康夫議員からも発言があったかと思うのですけれども、皆野公園のそういう整備を推進すると同時に、み～な公園より遠いところの幾つかの公園がありますけれども、そのところの遊具等の整備をあわせてぜひしてほしいという、そういう要望も幾つも来ております。その辺のところをどんな計画があるか教えてくださいたいと思います。

もう一点でありますけれども、先ほど言いましたように、100ページあたりの学校教育関係なのですけれども、どの区分に入るか、決算書にどういうふうに反映しているかはわからないことでもありますけれども、実は中学校の全国学力テストについて、上田知事がそのことについてちょっと触れているということで、ちょっと質問させていただきます。数日前に、ある講演に出席する機会がありました。その講演会上田知事が出席され、そのお祝いの挨拶の中で、全国学力テストについて触れていました。県下各学校は、全国学力テストに各市町村ともテストに参加してほしい、そういうような話がありました。そして、各町村にそういう要望をしているようなニュアンスの話があったわけでもありますけれども、その辺のところはどうなのか。また、そういうことがもしありましたら、それについてどう応えていくか、その辺のところをあわせてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 大野議員さんからご質問のありましたみ～な公園に関連する項目につきまし

て、私のほうから答弁を申し上げます。

まず、第1に新たな要望があるかということでございますが、ご質問にもありましたように、大変お褒めの言葉もいただいております。現地へなるべく足を運ぶようにしておりますが、現地で行き会う方は当然そういう方が多い、ご批判のある方はお見えにならないということかもしれませんけれども、お褒めの言葉をいただいております。その中で、できれば、ご質問にありましたように日陰あるいは雨よけといたしますか、ただなかなか雨よけにつきましては具体的な声というものを聞き取っておりませんが、特には日陰でございます。これについては、ご承知のように大変大きな枝振りの木を真ん中にシンボリックに植えてあります。これらの日陰を、なるべくみずから動けるような格好で、椅子を用意して対応しておりますけれども、一つ大きな日陰をつくるということは、ちょっと制約が実はございまして、今のところ考えておりません。

それと、一つ大きな日陰をつくった場合に、例えばその中に2人どかんと座ってしまうと、かえってほかの人が実際には寄りづらいというようなこともありますので、とりあえず今のような格好で大木の下の日陰を活用して、椅子等を動かして日陰を活用していただくということで考えております。雨よけにつきましても、突然の雨は確かにそうでございますけれども、雨の中で遊具を遊ぶということもちょっと考えにくいので、それらも実情を踏まえまして対応してまいりたいと思っておりますが、総じて傾向を見ながら、ご要望に引き続いて応えてまいりたいというふうに考えております。

それから、利用方法の中で自転車で乗り込むというお話をいただきましたが、車両が乗り込むと大変問題もございまして、自転車そのものは危ないところへ乗り込むこと自体は、考えながら遊んでいただくということも必要かと思っておりますので、すぐ規制といたしますか、そういった対応は今のところ考えておりません。

それから、3つ目の小公園といいますか各地区の公園でございますが、これにつきましては決算年度、前年度におきまして危険なところは撤去したり、あるいは補修が可能なところはペンキ等を塗って補修をしたりということを実施いたしました。今年度においてそういったものを補充するべく、今関係区長と協議を進めております。外したものの全てではございませんけれども、重立ったところには今年度設置してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 学力テストについてご質問ですので、申し上げます。

先ほどの全国学力調査というふうなお話でしたけれども、これは文部科学省が実施している学力テストです。全国学力テストは、文部科学省が実施しているテストです。小学校の6年生と中学校の3年生をやっています。これがいろいろな批判や問題がありまして、何年か前、おとしから抽出校ということになりました。ということは、各市町村で1校です。そのほかに埼玉県として、埼玉県の小中学生の学力テストを行っています。これが小学校5年生と中学校2年生です。さらに、埼玉県として3つの達成目標という検証テストがあります。これは3つの達成目標というのは、学力と、それから体力と行動です。ですから、恐らく知事がおっしゃったのは、全国学力テストではなくて、埼玉県の学力テストかなというふうな気はしています。

全国学力テストも、いろいろ紆余曲折がありまして、一番最初は小学校6年、中学校3年生が全校でやっていた。それが抽出になりました。また、ここに来て来年度から変わりそうな雰囲気があります。

というのは、データを出すために、何年かに1回ずつは全部の学校をやりたいというふうな文部科学省の方針があるようです。それから、埼玉県のほうの学力テストは、先ほど言ったように、5年生と中学校2年生がやっていますので、これについてはまた新しい動きとして県議会議員さんの発案でもって、全学年でやったらどうかという意見は出ているようです。それから、先ほど申し上げた3つの達成目標の検証については、学力については2年生から中学3年生まで全員、国語と算数、それから体力については要するスポーツテスト、それから態度については項目がありまして、私はこれができた、できないとかというふうにやって調査をしています。ですから、その辺が全部の学校で参加してもらいたいというふうなお話は、今全部の学校でとにかくやっているのです、どうなるのかなというふうなことなのですから、そんなのでよろしいでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 日陰、建屋をという話で今お答えをいただいたのですけれども、私が時々行く限りでは、急な雨等にも対応できるようにちょっと建物が欲しいというのは、聞いたことないということですから、私はかなり聞いているということがございます。先ほどは、これからの推移を見て必要な対応をしていくということでありまして、ぜひその辺のところを意識しながら要望に応じていければいいと。ちょっと真ん中に置くと、あの公園の乱れてしまうかというのがあるのですけれども、墓地の移転を含めて向こうのほうにちょっとぐらいのものは10人、20人ぐらいの者が避難する、雨をよけるというような場所をつくっても、全然その公園の景観を損なうなんていうことはないのではないか、そんなことも思っております。

それと、自転車の乗り入れなのですけれども、もちろん見て危ない、自在にこう、それはほかの遊んでいる子どもたちにちょっと危ないのではないか、あそこを自由にに入れてそう思うので、自転車はその外でとか、何かしたほうがいいのかと思うのですけれども、この辺もよく見ていただいて、あの中で自転車にかかわる事故を起こしたなんていうのは、もういけないことで、その辺のところもよく考えて対応していただきたいと思います。

そして、学力テストのことなのですけれども、上田知事がというのは、これは私の不勉強、そのときちょっと話で聞こえて、あつということだったのです。全国ではなくて県下ということだったかと思えます。上田知事の学校教育に対する発信の中での、今までも学校教育については各町村の学校が積極的な対応をしてほしいというのは、前から何となくこう発信される中の耳を傾けていると、そういう感じがいたします。そういう意味では、私も上田知事の当然に学校教育にそういった行政が介入するのはどうか、いろいろ論議もありますけれども、でもその辺の大きな学校教育の方針ですか、そういうものは当然に県であれば知事のほうが発信してもいいし、皆野町であれば執行側のヘッドであります町長が、学校教育についても一般教育についても、その考えを発信しながら、その中でやはり教育委員会も動くというのは、これは当然私はそう今思うのですけれども、そういう意味で知事のそういう発信力に同調するというのですか、私の考えもそういうところがあるのですけれども、ぜひそういうところも、いろんな外からの発信も大いに耳を傾けながら推進していただきたいと思います。

一つ最後なのですけれども、石木戸町長のほうにはそういう話がちょっとあったのですけれども、知事のほうからそういうのを町のほうにそういった話があったのかどうか、そのところでもちょっとそういうことを発信している、お願いしているというようなことがちょっと話があったと思うのですけれども、その辺のところをお聞きしながら質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） たしか昨年だったかと思いますが、知事から直接電話がありまして、県の学力テストの結果公表をしてくれないかと、そうすることによって、その町の子どもたちのレベルというか、それがわかってくるし、足りないようなら努力をしなければだし、足りて平均より上であれば、より自信を持って勉強してもらうようにというようなことで、知事としてはそうした結果発表をしてほしいという考え方を持っております。私もでき得るならば発表をして切磋琢磨し、たくましく知識のある子どもたちに育ててほしいと、こんなふうに気持ちは持っておるところであります。

○8番（大野喜明議員） ありがとうございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 私は、1点だけちょっとご質問したいと思うのですが、先ほどの大野さんと同じですが、68ページ、目1、節の区分のこれは17、公有財産購入費、この件についてちょっと質問というか、私不勉強でよくわからなかったのですが、非常にいいみ～な子ども公園ができてよかったというふうに思いますけれども、これは一番最初工事が始まって何日かたって、幾らか構造物ができた時点だったのですが、あるとき隣接の地権者から私のところに電話がありました。あそこは赤道があって、うちは土地があつて隣づかっているのだけれども、全然話がないので町はああいうふうに工事を全然何も確認しないでつくっていいのかということで、こっちは最初何が何だかわからなかったのですが、とにかくでは行ってみますということで、それで担当者の方に来ていただいて、2人来てもらったのか、それでいろいろその場で話したのですが、本当にこれ構造物つくる場合は、町の場合は地権者が隣づかっている場合、もう常識的にですが、普通はこういうものをつくるから、ちょっと境界を確認していただけないかとかということで、1回地権者に話があるのが普通ではないのでしょうか、ちょっと不勉強なのでわからないのですが、教えていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ただいまのご質問にお答えいたします。

一般論としてではなくて、あそこの造成工事に当たりまして、新井議員がおっしゃられたようなことがございましたので、それについてお答えを申し上げますが、実はあそこの土地については、三十数年前になろうかと思いますが、そのときに全体の計画、今のみ～な子ども公園も含めた町民運動公園という計画がございました。その中で、いろいろな諸問題がありまして、残っていた土地を今回買い上げさせていただいた。まだもう一筆ございますのが先ほどの墓地でございますけれども、そういった経過がございまして、全て測量済みとなっております。したがって、新たな立ち会いを求めて用地を決めるという手間が必要がございませんでしたので、そういったものは行いませんでした。

それから、道路を隔てた、赤道を隔てたところに構造物というお話でございますけれども、いわゆる建物でも建つ場合には当然お話をすべきだと思いますけれども、構造物といいましても道路の反対側に50センチから1メートル程度の擁壁といえますか、そういったもので赤道そのものの高さは変えない。従いまして、その地権者の方の土地については全く何ら今までと変わらないという判断をいたしまして、直接なご説明をいたしませんでした。その後新井議員ご指摘のように、お話をいただきましたので、おくれればせながらご説明を申し上げますけれども、ご理解をいただいたものと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 本当にいろいろ、ではわかりました。とにかくうちのすぐ下も長玉線の関係で今整備、県道をやっていますけれども、工事が始まる時は必ず一言こういついつ工事始まりますけれども、よろしく願いますということで挨拶に来るように、ほとんど今まで来ています。ですから、できるものなら何年か前に測量をして、一応境界は確認とったからいいやとかということではなくて、気持ちの問題ですから、町民の人たちに気持ちよく協力してもらうことを考えると、やっぱり一声かけていただけるといいのではないかとこのように私感じました。

以上です。答弁は要りません。よろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田です。6点ばかり質問をいたします。私の場合は持論展開やその他余分なことは言いませんので、ページを指定しまして、それに簡単明瞭にお答えをいただければ結構だと思います。再質問はいたしませんので、よろしく願います。

まず第1に、27ページ、歳入のところで一番上にきめ細かな交付金3,154万1,000円、それから住民生活に光をそそぐ交付金1,843万6,000円、この使い道です。歳入がここにあったのは、どういった形で、どんなところに使われていたか、予算のときにあったのかもしれないのですが、再度もう一度お願いをいたします。

続いて、同じく歳入の部分で29ページ、民生費県補助金の中の節3の部分で4,728万5,000円、これの内訳が6行ほどありますけれども、ちょっと大きなものでふるさと創造資金県補助金2,500万円、このふるさと創造資金県補助金というお金は、どういうふうに使われたのでしょうか。

それから、今かなり問題になっておりますが、児童虐待防止対策緊急強化事業費県補助金300万円、これはその虐待に対してどんな方法をとったのでしょうか。それが歳入の部であります。

続いて、歳出に移りまして51ページ、節19負担金、補助及び交付金の中の備考欄に、地域づくり奨励事業補助金35万3,000円というのがありますが、これは地域づくり奨励事業として各行政区やなんかでいろんな事業をする補助金だと認識をしておりますけれども、50万円を限度にでしたか、8割かなんかの補助をするというようなことだったと思うのですが、これの内訳といたしまして、どこの区で、どんな事業をやったか、何件あったかというのを伺いたいと思います。

それから、53ページの賦課徴収費の中で節13委託料、下のほうですけれども、固定資産に関してのことですが、固定資産税現況調査業務委託料1,050万円、これの具体的な、何をどういうふう委託をしたのかお知らせをいただければありがたい。

続いて、69ページの中ほど、委託料の中で備考欄の保育所入所児童運営費委託料、続いて地域子育て支援拠点事業委託料、かなり大きな金額で1億4,070万3,260円、748万5,000円、これについては具体的にどここのところに、どういった委託をして、どんな事業をやっているのか教えていただきたいと思います。

それから、77ページのちょっと小さいものですが、塵かき処理費の中でこの負担金は広域市町村圏組合のほうの負担金で大きいのですが、その上に塵かき処理委託料というのが8万円というのがあるのですが、この8万円というのは何を意味しているのだから、教えていただきたいと思います。

続いて、最後に125ページの育英奨学資金というのがありますが、これが636万円、これは説明の中で19人の方がこの育英資金を利用したという話を聞きましたけれども、これはどんな学生、恐らく高校生とか大

学生だと思っておりますけれども、それについての返済とか、今までの繰り越したとか滞りだとか、そういうものがあるかどうか、それから今回のこの19人分の内訳といたしまして、そんな詳しくではなくていいのですけれども、教えていただきたい。

以上、再質問はいたしませんので、明確にお答えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 11番、四方田議員さんからのご質問の、まず初め、27ページの一番上にありますきめ細やかな交付金について使い道を申し上げます。

きめ細やかな交付金につきましては、3,154万1,000円交付金を受け取りますが、事業としましては5つの事業に充当させていただきました。1つがふれあい広場のトイレ浄化槽整備事業、2つ目としまして町営住宅親鼻団地の外壁の補修工事、3つ目で小学校のプール修繕事業、4つ目としましてスポーツ公園のテニスコートの修繕事業、最後ですが、5つ目としまして柔剣道場空調設備整備工事、この5つの事業費に交付金を充当させていただいております。

それから、住民生活に光をそそぐ交付金のほうですが、1,843万6,000円、この内訳につきましては4つでございますが、1つが学校図書充実事業ということで、各小中学校の図書購入に充当しております。2つ目としましては、不登校児童生徒フォローアップ事業ということで、さわやか相談員、皆野中学校にありますが、その方が相談用として使う軽自動車の購入に充てております。3つ目としまして、生涯学習拠点総合整備事業ということで、内訳は総合センターの改修が主なものですが、総合センターの排水管の接続事業、それから図書室の充実事業、調理室の改修事業ということに充てております。それから、もう一つ最後になりますが、地域文化発信拠点整備事業ということで、二ノ宮知子さんの作品を町内に貸し出す事業、それから総合センターの特設コーナーというところを設置しまして、そこへ置いたと、それからもう一つは映画鑑賞会の実施、そのことについてこの交付金を充てております。

それから、次変わります、51ページの地域づくり奨励金事業でございますけれども、今年度35万3,000円補助金として出しておりますが、2件でございます。上三沢区とみずほ区、両方三沢ですけれども、そこのごみボックスの設置、そのところに補助金を出しております。

私のほうからは以上だと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 私のほうからは、ご質問のありました29ページの歳入、それから69ページの歳出、それぞれについてご答弁申し上げます。

まず、29ページの中段、節3 児童福祉費 県補助金の説明欄、下から2行目ふるさと創造資金 県補助金2,500万円についてご説明申し上げます。これにつきましては、み～な子ども公園の整備費、総工事費5,904万5,490円、これのうちの財源に、2分の1が補助率でございますけれども、上限枠いっぱい2,500万円を補助いただいたものでございます。それから、その次の児童虐待防止対策緊急強化事業費 県補助金、これにつきましては児童虐待防止に係る体制の整備をしるということで、保健師が乳幼児家庭等の訪問を実施するとか、あるいは何かあったときに速やかな対応をとるということで、車両の購入をさせていただきました。普通車1台、軽自動車1台の車両の購入に充てるための県からの補助金でございます。

続きまして、69ページの歳出、節13 委託料の保育所入所児童運営費 委託料の内訳でございます。これにつきましては、町内では明星保育園、国神保育園、そのほか町外の8施設、保育園に対しまして、それぞれ延べ人数ですけれども、2,018人の保育を実施しております。それに対する保育委託料でございます。



それから、その次の地域子育て支援拠点事業委託料、これにつきましては保育園に通っていないお母さんといえますかお子さん、ご自宅で保育、子育てをしておられるお母さんの日中の場所といえますか、相談に応じたり、それぞれまた年齢に応じた保健師の健康相談等も行っておりますけれども、子育て支援拠点事業きらきらクラブと申しているものでございます。これの委託に係る委託料でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 11番、四方田議員さんからの質問のうち、私からは53ページ、目2賦課徴収費の中の13委託料の中、固定資産現況調査業務委託料1,050万円につきましてご説明申し上げます。

土地の利用状況や家屋の新築、増築、取り壊し等を確認するとともに、固定資産課税資料管理システムに利用するため、航空写真を撮影いたしました。業務の内容でございますが、まず先ほど申し上げました航空写真の撮影でございます。町内全域で413枚撮影いたしました。これが約250万円でございます。次に、撮影した写真のデータ作成でございます。航空写真の場合、高いところから撮りますので、高いところから広い範囲を撮影しますので、どうしても写真というのは端のほうにひずみが出てまいります。その場合、このような場合には航空写真と地図とを重ねますと、写真の端のほうはずれが生じてまいりますので、地図と合うことはありません。それを補正する業務でございます。約350万円でございます。

次に、現況異動判読というのをいたします。これは3年前に撮影しました航空写真と今回撮影した写真を画像比較いたしまして、異動、家屋及び現況地目等の変更箇所を確認いたします。捕捉いたします。土地が4万5,000筆、家屋が8,900棟でございます。これが約320万円でございます。この判読の結果、3年前と約900カ所の変更箇所がございました。税務課において既に家屋の新築、増改築等把握している件数も含めてでございますが、この変更箇所をこれから全て確認する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 四方田議員からご質問ありました77ページの塵かき処理委託料についてご説明申し上げます。

自然公園美化清掃業務委託としまして、大淵地区、野巻区と不法投棄ごみ処理の委託契約をそれぞれ4万円ずつで契約してございます。区内の不法投棄物、ごみ処理をやっていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 四方田議員さんからのご質問の125ページ、育英奨学資金の貸付金関係でございますけれども、高等学校以上の学校に在学する者に学資を貸与し、有用の人物を育成することを目的に行っているものでございます。内容といたしましては、高等学校の貸与奨学金、国公立高等学校につきましては月額1万円、私立の高等学校に在学する者は2万円でございます。大学貸与奨学金といたしまして、国公立大学につきましては月額2万円、私立の大学に在学する者につきましては3万円でございます。

それで、対象者は19人でございます。滞りがあるかどうかということでございますけれども、37ページに款20項3目1育英奨学資金貸付金元利収入がございまして、その中の節2育英奨学資金返還金過年度収入がございまして、右側でございますけれども、30万円収入未済額がございまして、これは1人でございます。それで、分納によりまして納めていただいておりますけれども、この収入未済額30万円に対して8月末時点では24万円、6万円を返納いただきました。なお、24万円につきましても今年度中に返済予定という

ことで確約をさせていただいています。なお、先ほどの19人の内訳でございますが、大学生が17人、大学院生が1人、専門学校生が1人の計19人でございます。

以上でございます。

○11番（四方田 実議員） ありがとうございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） きのうの説明の最後のところで、会計課長のほうから昨年の決算認定の審議の中で、当時私が監査委員をお世話になったということで、私の発言に大変批判をされた方もいたのですが、その際の意見を取り入れていただきまして、今回より事業別も起債残高一覧表も配付していただけるというご説明をいただきました。あわせまして、財政健全化判断比率、この一覧表と申しますか、意見書と一緒にというようなことも言われているのですが、なぜこの財政健全化の判断比率の意見書は既に用意されていると思うのです。そうでありながら、私はきのうそういう説明があったものですから、けさ各議員のところにその意見書が配付されているのかと思ったのですが、全然それもない。振り返りますと、去年のやはり決算の9月議会と申しますか、そのときにはたしか最後の諸報告のところでこの意見書が配付された経過があるのです。この点について、なぜ会計の決算審査意見書同様、議案書と一緒に配付されないのかどうか、この点についてお聞きしたいと思いますし、もう用意してあるのだったら即今配付していただきたい、それを先にお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいまの内海議員さんからのご質問でございますけれども、例年財政健全化判断比率につきましては、最後の諸報告のところで配付させていただいております。また、起債残高の関係でございますけれども、特に決算書の中に今までの同じ用法で決算書をつくっているということありまして、そのあたりの作成の決まりというのですか、これを調べたところ、起債残高をその中に盛り込むということがありませんでしたので、昨年そういう申し出ありましたので、今回は参考ということで、ではどこで出したらいいのだろうかということで検討しまして、最後の財政健全化判断比率のところで一緒に今度配付させてもらうという考えでございました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 決算の認定の審議と申しますか、それに大きくかかわる問題だと思えますし、特に財政健全化判断比率の関係につきましては、平成19年度の決算から監査委員の審査に付して公表しなければならぬということもあるわけです。ぜひこの場で今配っていただきたいと思うのです。今後の来年になるかと思うのですが、そのときの決算認定の意見書と一緒に、この健全化判断比率についてももう既に意見書ができていますから、配付していただきたいと思えます。今、即配っていただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） それでは、そういうお申し出ですので、ちょっと時間をいただきまして、議長、また議運の運営委員長さんと相談させていただいてということによろしいでしょうか。

○12番（内海勝男議員） では、休憩とって。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時39分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほどの件につきましては、議長、また議運の運営委員長さんと相談させていただきまして、ご了解いただきました。これから配付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 配付をしていただきまして、ありがとうございます。できましたら来年からは事前に議員のところに決算の意見書同様配付をしていただきたいというふうに思います。要望させていただきます。

それで、今配付されて23年の実質公債費比率6.4%ということでございます。この実質公債費比率につきましては、ご存じのように、18%までは健全団体、25%以上になりますと早期健全化団体になると、35%以上の場合については財政再生団体に該当する、このように言われております。皆野町の実質公債費比率につきましては、平成19年度が13.9、20年度が12.3%、21年度が10.4%、22年度が8.5%、23年度が6.4%ということで、年々改善の方向にあらうかと思っております。成果報告書の中でも、1ページですが、皆野中学校の改築にかかわる町債の償還が開始されたことなどにより、公債費も2,347万3,000円の増額となりましたというふうに記載があるのですが、前年に比べて公債費については先ほど言ったようにふえているわけなのですが、ここ数年の公債費はどのような推移になっているのか、お示しをいただきたいというふうに思います。そういった中で、実質公債費比率が年々健全化の方向に向いてきているということにつきましては、こういった要因といいますか、それが考えられるのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

その後もちょっと質問がありますので、違った課題で一通り質問をさせていただきたいと思っております。

基金の今後の活用についてであります。基金の残高につきましては、228ページですか、基金の平成23年度末の現在高ということで示されているかと思っております。近年では比較的大きな事業としましては、今年度からスタートしました防災行政無線の整備事業ということで、これは2カ年にわたっての継続事業ということでありまして、ただ、この事業につきましては起債の充当率が100%で、なおかつ交付税算入率が90%

ということもありまして、全て起債で賄う、このような予定になっているかと思えます。この228ページに示されているように、一般会計の基金の残高につきましては、前年より約1億6,493万円の増で約17億2,661万円、このようになっているかと思えます。そのうち公共施設の整備基金は約6億7,921万円であります。昨日の一般会計補正の中でも示されておりましたが、今年度予定していました基金からの繰入金については全額減額補正ということでありまして、そういったことを考えますと、現在でもこの平成23年度末の約6億8,000万円近くの公共施設の整備基金はあろうかと思えます。そこで、この基金の今後の活用についてどのような考えを持っているのか、この点についてお聞きしたいと思えます。

それと、歳入の関係で39ページになります。ここで、歳入の合計の不納欠損額の総額が約1,256万円ですが、それで前年度より約409万円の増ということになろうかと思うのですが、その大部分の約1,151万円が固定資産税の不納欠損額になっているかと思えます。この件数と、また欠損処理をせざるを得なかった、その理由についてお聞きしたいというふうに思えます。

それと、歳出の関係なのですが、61ページになります。この中で、出産褒賞金ということで415万円ということでありました。昨日も、私の一般質問の中でも答弁等でも示されたのですが、この出産褒賞金につきましては平成19年度より第1子3万円、第2子5万円、第3子以降が10万円という、そういった褒賞金になっているかと思えます。この褒賞金の支給方法といいますか、現金ではなくて違った形での支給等、考えがあるかどうか。というのは、それこそもう数年前になるかと思うのですが、今原発の放射能の問題で全て全村が福島市内に移転しております福島県の飯舘村、ここに視察に行った経過があるわけなのですが、その飯舘村におきましてはたしか出産褒賞金というより子育て資金みたいな形で、手当みたいな形で毎年、年間幾らということで支給をしていたと思えます。その支給がクーポン券といいますか、村内でしか活用できない、そういった商品券だと思っておりますが、そういった形で支給をしているという、そういったお話を聞いた経過があるのですが、そういったことも含めまして、こういった褒賞金につきましてはできる限り、また地域の中に還元していくというか、商業振興を含めて検討すべき課題かというふうに思っています。そういったことで、現金支給ではなくて、町内の商業振興も含めて何らかの方法がないものか、この点についてお聞きしたいというふうに思えます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 12番、内海議員さんからのご質問で、まず公債費の関係、実質公債費の比率の関係でございますけれども、先ほどおっしゃられましたように、年々パーセントが下がって改善しているわけですが、今回の下がった理由としましては、皆野・長瀬上下水道組合に係る純元利償還金の減、それから秩父広域市町村圏組合に係る同じく純元利償還金の減ということが挙げられます。また、交付税算入の高い起債を財政のほうでいろいろ研究していただきまして、財政係のほうで交付税算入の高い起債を借りるよう工夫しております。その関係で普通交付税で措置される額が増加していることなどによりまして、比率のほうも下がっているような状況でございます。また、この公債費の推移でございますけれども、推移につきましては全体的な合計で見まして若干の増があります。年度でいきますと、25年度あたりが未償還残高のピークということになっておりまして、その後はだんだん下がっていくようなことが考えられます。

それから、基金でございますけれども、基金の残高、先ほどお話ありましたように、合計で今17億2,600万円ほどございます。今後の活用としましては、ただいま消防の再編等を考えておりますので、その詰所でございますとか新しい消防車の購入でありますとか、その辺で費用がかかってくるということが考えられま

す。また、先ほど言いましたように、償還金に関しましてもピークを迎えますところがありますので、基金等を使って、またそれに充てていかななくてはならないかというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんからのご質問のうち、町税の不納欠損額の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、個人住民税でございますが13件、50万4,020円不納欠損いたしました。続きまして、固定資産税18件、1,151万7,750円、続きまして軽自動車税9件、7万9,900円でございます。不納欠損をやむなくしたわけでございますが、欠損する理由といたしましては、まず当然税滞納の場合には滞納処分をするわけでございますが、具体的には差し押さえになりますけれども、滞納処分をすることができる財産がないとき、また滞納処分をすることによって著しく生活が窮迫するおそれがあるとき等の場合には、差し押さえ等の滞納処分はできないこととなっております。この場合に、税の滞納処分の執行の停止といたしまして、滞納処分の執行をやめます。この状態が3年間続きますと、その税は徴収する権利がなくなってしまう。あと時効により消滅する場合もございます。その方の行方がわからなくなってしまうたり、あと遠くのほうへ転出等されてしまっ行って行方がわからない場合には、何も滞納処分ができませんので、5年で時効を迎えてしまいます。それも同様に不納欠損しなくてはなりません。

なお、平成23年度固定資産税の不納欠損額1,151万7,750円と大変高額となってしまいました。これはこの約1,152万円のうち、約7割の800万円が倒産した法人1社のものでございます。この法人といいますのは、議員さんご存じのとおりゴルフ場関連の法人でございます。平成23年度までゴルフ場関連が続いております。町では、滞納税につきましてゴルフ場の差し押さえをしたわけでございますが、滞納税があるために差し押さえ参加させることにしましたが、この法人から破産申し立てがございまして、それにより東京地裁からこの法人に対しての保全管理命令といたしまして、一切何もしてはいけないという命令が出されました。その関係で、参加差し押さえをしたものは公売により徴収できましたが、この東京地裁から保全管理命令が出ました後の固定資産税につきましては、徴収することができませんでした。町では、このことにより破産管財人に交付要求という、これだけ町は債券があるので、お願いしますという交付要求をしたわけでございますが、結果約4割の配当しかございませでした。残りの6割が、この約800万円という額で、平成23年度において不納欠損をいたしました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 内海議員さんからご質問がございました61ページ、出産褒賞金の給付、支払い方法についてご回答申し上げます。

現在、町では現金の振り込みを行ってございます。ご指摘にございましたクーポン券等も一考の価値があるところでございますが、お祝いの意味も込めまして、現在のところ現金の振り込みという形で進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 最初に、不納欠損額の関係なのですが、固定資産税の件数では18件、そのうち1件で800万円の欠損処理をしたという、そういったことで理解しました。

それと、出産褒賞金の関係なのですが、できる限りそういった褒賞金、慶寿の祝金でしたか、これにつ

いては約900万円程度、期限を区切った形での商品券での支給というふうになっていると思うのですが、それと同じような形でできる限り地域といいますか、町内でそういった消費といいますか、できるような形で何らかの方法をやはり検討する必要があるかと思っておりますので、この点についてぜひ要望させていただきたいというふうに思います。

それと、基金の今後の活用についてなのですが、消防の再編、それに伴う詰所の建設等々を今後考えているということなのですが、昨日の私の一般質問の中でも取り上げさせていただきました。過疎地域といったらちょっとあれなのですが、そういった地域等におきましても若い人たちといいますか、若い夫婦といいますか、そういった方が本当に生活しやすく、住みたいと、そう言えるような道路なり、特に上水道等のインフラ的な整備についても積極的に整備を図っていく必要があるかと思っております。

その中で水の問題なのですが、やはり毎日の生活に欠かすことができない問題でありますし、今日やはり大変昔と違って水を大量に消費したり、また水質面等でも大変大きな問題といいますか、そういった点から公営水道の整備というものが大変強く地域によっては求められてきております。この間、議会におきましても、そういった地域から出された請願については、この間採択をしてきております。特にもう既にその採択をした後、具体的に公営水道の給水区域として認可を得ている、そういった地域もあるわけです。ぜひ今の段階では、今日段階ではこの事業の実施は皆野・長瀬上下水道組合ということになるかと思うのですが、ぜひ町議会としてこの間請願を採択もしてきている、そういったことも含めまして、今後の公共施設の整備基金を使った中で整備を図るよう、ぜひ町長にご決断を早い時期にさせていただきたい、このことを要望させていただきます。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第2、認定第2号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 11番、四方田です。

内容については、特に申し上げることがないのですけれども、この歳入歳出決算の中で繰越金が、12億9,000万円の収入の中で繰越金が1億1,400万円という繰り越しで、これかなり率としては大きな繰り越しかと思っております。そして、歳入で前年度の繰越金が九千数百万円、それから基金からの繰入金金が2,000万円ある、そういう中で繰越金が出るということで、何でこの基金からの取り崩しをしてまで歳入に入れて、繰越金も前年度の繰越金が九千何ぼで、ここの残りの1億1,000万円という状況なのですけれども、何でこの繰入金あるいは町からの繰入金、それから基金の取り崩しというようなことを歳入に入れる必要があるのでしょうか、その必要性についてもしお答えいただけましたら、お願いいたします。1点です。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 四方田議員さんからご質問があった、なぜこのような繰り越しになったかという答弁になるかちょっとわかりませんが、お答えいたします。

国保の支出の関係なのですが、どうしても個人的に係る医療費ですか、その辺の先が読めません。3月末時点でも国庫補助金と交付金等の支払いのほうの金額がはつきりしないもので、どうしても入を厳しく見て、支出のほうを多く見る段階になってございます。そのような関係で昨年度も基金のほうから2,000万円取り崩しまして、余裕度を持ちまして支払いのほうが滞らないというような形をとった結果、このように1億1,000万円余の繰越金ができたと、そのように解釈してございます。また、今年度につきましても、このような多額の繰り越しにならないよう十分精査しまして、国保財政のほうの運営に努めたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ただいまのお答えでいいかと思っておりますけれども、そこの一般会計からの繰入金とか、それから取り崩し、これを当初予算から減らすというようなことはできないのでしょうか。それから、それについて去年でしたか、国保税の税の徴収比率を変えたり何かしてありましたけれども、それで多少の税収も増になっているかと思うのですけれども、なぜそういう国保税を端的に言うと上げたという話になりますと、これは一般会計の繰入金が大変多くなって、それで財政を圧迫するのではないかということで国保税の見直しをされたかと承知しておりますので、一般会計の繰り入れ、あるいは基金取り崩しというものを減らすということは、これだけ繰り越しが出ることを予想されれば減らすということもできるのではないかと、それだけ財政を一般会計のほうの財政がよくなるような気がしますので、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） ご指摘の繰入金の関係なのですが、平成24年度につきましては法定繰入金以外、その他繰り入れのほうは計上してございません。このような多額の繰り越しがあつたもので、年度内が

賄えるという判断をしまして、現在のところは繰り入れを行っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） こういった今の財政、実質公債費比率やあれが大分よくなって6.4%というような公債費比率もあるようで、財政については大変ご努力をいただいていると思いますけれども、余り余ったような印象を、これだと受けるので、できれば要するに繰越金というようなものになるだけ少ないほうが健全ではないかと思われまますので、そのような努力をいただきますことをお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 四方田議員の質問と関連するのですが、繰入金の関係で平成23年度4,931万9,000円ということなのですが、前年度が2億249万4,000円ですか、そういったことで繰入金自体は1億5,317万5,000円減少ということなのですが、一般会計等からの繰入金の推移とか、そういった関係で去年のやっばり認定時に、各郡内の町村の一般会計からの繰入金がどういうふうになっているかということ、あわせて国民健康保険なり介護保険なり、後期高齢者医療の1人当たりの医療費ということで一覧表で去年は資料としていただいている経過があるわけですが、大変この1人当たりの医療費の郡内の状況なり県内での状況ということで大変参考になりますし、もしこういった資料がつくってあるのであれば、配付をしていただきたいと、この点についてどうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 資料を今のところ作成してございませんので、早急につくりまして配付できましたらお願いするようにいたします。よろしく申し上げます。

○12番（内海勝男議員） よろしくお願いいいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。



### ◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、認定第3号 平成23年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に



ついて質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山です。

関連するページは165ページ、翌年度への繰越額が2,123万3,341円ということで決裁されましたけれども、たしかことしの3月議会でしたか、介護保険料を上げました。値上がりになったのですけれども、これはこれだけの残が残るということを見越しても上げなくてはいけなかったのでしょうか。こんなに残るのだったら、今年度からの介護保険料を上げる必要はなかったのではないのかと私単純に思うのですけれども、その辺説明をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 繰越額でございますが、おっしゃるとおり2,123万3,341円の繰り越しでございます。これも先ほどの国保と考え方としては共通する部分もございますが、やはり年度末にいきまして例えば施設入所が1人出ると幾らとか、介護保険の利用の方がふえると幾らというようなものも多少歳出ベースでは余分に見込んでおくということがございます。ただ、医療費ほど変動幅が少ないということで、それぞれの不用額を寄せ集めた額がこの額ですけれども、言ってみれば例年この程度の額は繰り越されるということになれば、この額を使ってしまうと繰り越しの財源といいますか余裕の財源の幅が少なくなるという見方もできます。この額を24年度からの第5期計画の保険料には算定をしておりません。この辺は算定の基準には入れておりません。あくまでも3年間の給付に係るそれぞれの負担を勘案いたしまして、決められた保険料を定めたということでございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山です。

私がなぜそう思ったのかというと、すごく初めての議会で反対を、この介護保険料値上げに、やっぱり町民に負担をかけない、かけるのはよくないということで反対した経過がありまして、私は本当にやっぱり少しでも町民の人が少ないお金でこういういろんなあれが受けられるという、そういうことを考えた立場で発言したつもりなのですけれども、ぜひこれから健全なこういう介護、福祉とかいろいろやっていただくわけですけれども、なるべくそういうことも町民の負担をなるべく軽減する、そういう立場に立ってこれからも進めていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 168ページを眺めまして、今浅見課長から答弁をお聞きしまして、ちょっと疑問に思ったので、毎年この171ページにある差額2,123万円ほどを結果見込んでいると、単年度でやっていって、当初からの繰り越しは考えないで置いて、結果この辺の数字を見込んでいるというようなニュアンスで聞き取ったのですけれども、168ページを見ますと4,615万円の繰り越しがありまして、次の1年たった後は2,123万円と繰り越しが半減している。またこの同じ状態でいくと、この2,123万円は維持できなくてゼロになるというのも、この率で繰越額が減っていけば考えられてしまうのですけれども、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 小杉議員のおっしゃるとおりでございます。先ほど給付の余裕の幅と申し上げましたが、その繰り越しの額が2,200万円でございます。ただ、おっしゃられたように、その前年からの繰り越し、22年度から23年度に繰り越した額は4,600万円、これが多いことが必ずしもいいことではありませんので、なるべく繰り越しを少なくするように23年度は調整をいたしました。といいますのは、なるべく渋く給付のほうも計算を細かくして、多少の余裕は見ましたけれども、その結果によりまして繰越額が2,000万円ほど減ったということでございます。これはまたその財政上の仕組みとしては給付のほうの足りなくなった場合に、先ほど今年度の補正でもお願いをいたしましたけれども、給付の財源に充てる基金等に積み立てをいたしまして調整をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○1番（小杉修一議員） 結構です

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。



#### ◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、認定第4号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

以上、認定第1号から認定第4号までの4議案について、審議を終了いたしました。

田島代表監査委員におかれましては、ご苦勞いただき、まことにありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時18分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、請願の審査以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願の審査以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



#### ◎請願の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第1、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおり1件を上程いたします。



#### ◎請願第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、請願第6号 国に対して埼玉県立大学に医学部新設を求むる請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願第6号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

朗読を省略して、本請願の紹介議員であります常山知子議員に請願内容の説明を求めます。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 常山知子です。ただいまから請願内容について説明させていただきます。

埼玉県は、人口10万人当たりの医師の数が149人と全国最下位の県です。しかも、一般病棟数の人口対比も全国で最も少なく、救急体制が脆弱であるため、2010年度の救急搬送における最多照会回数は33回、現場滞在時間227分という事態が生じています。2010年度の救急搬送数は、前年比9.9%も増加しており、第一線でこれを受け入れている医師の勤務環境は過酷を極めています。

一方で、埼玉県は、高齢化のスピードが全国で最も速い上に、既に高齢者（65歳以上）の人口は146万人と全国で6番目に多くなっています。必然的に医療必要度は高くなり、埼玉県が毎年実施している県民世論調査でも、県民の要望の第1位が「高齢者福祉の充実」、第2位が「医療体制の整備」となっており、県民の切実な要望であることがわかります。

今後、全国でも最も高齢者人口の増大する埼玉県においては、現在の医師不足の状況を大幅に改善しない限り、県民の救命救急環境はさらに深刻なものとなり、医師の過酷な勤務実態はさらに悪化するばかりです。既に県内の基幹的な病院で、小児入院医療の廃止や周産期医療の休止が続いており、医師不足の解消は緊急の課題です。

しかし、埼玉県は国公立大学医学部がないという全国にも希少な県です。地域医療に従事する医師養成は、他県に依存していると言わざるを得ない状況にあります。こうした状況から、2011年9月には県内の医師不足解消を目指して、自民党県議団の懇話会が埼玉県立大学に医学部設置を求める要望書を埼玉県知事に提出しました。続いて、埼玉県議会93名の全県議が名を連ねる「設置推進議員連盟」が発足しています。多くの県民が埼玉県立大学に医学部の新設を求めています。国は医学部新設を認めていません。

住民の命と健康を守る立場から、埼玉県立大学に医学部設置を求める意見書を国に提出していただくよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本請願に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 1点確認したいのですが、この文の一番最後の部分で意見書ということなのですが、意見書の趣旨がいま一つこうはっきりしないので、確認しておきたいのですが、その前の段階では県立大学に医学部の新設という形が出てきているのですが、最後の2行ですと、国に対して医学部新設を認めてくださいということなので、意見書のまとめが非常にどっちに行ったらいいのかというところがありますので、県立大学のほうへ医学部の新設を認めるようにという意見書でいいのかということですので、その件について。

○議長（大澤径子議員） お答え。

○3番（常山知子議員） そうです。今、林議員が指摘されたのですが、本当に最後のところがあれなのですけれども、これは埼玉県立大学、その大学に医学部を新設してくださいという請願です。

○10番（林 豊議員） 了解しました。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。

今のにちょっとニュアンスが似てくるかもしれないのですが、国に対してこの意見書を提出したいということで、国は埼玉県に国立の埼玉大学というのを運営しているかと思うのですが、そこにもやはり医学部がないものと認識されますけれども、国に対して求めるにつき、そちらのほうにはよろしいのでしょうか、お願いしなくても。

○3番（常山知子議員）　そうですね、でも今国は全国的にも医学部設置というのをすごく控えているというのか、考えをしていないのです、医学部設置ということを新たに。それで、やはり埼玉県の中で医師不足を解消する、医師を育てるということで、埼玉県立大学にということだということですが。

○1番（小杉修一議員）　了解しました。

○議長（大澤径子議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　討論なしと認めます。

これより請願第6号を採決いたします。

この請願は採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　異議なしと認めます。

よって、請願第6号は採択することに決定いたしました。



### ◎要望の審査

○議長（大澤径子議員）　追加日程第3、要望の審査を行います。

本定例会に提出された要望は、お手元にご配付いたしました要望文書表のとおり1件を上程いたします。



### ◎要望第1号の上程、討論、採決

○議長（大澤径子議員）　追加日程第4、要望第1号　地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてを議題といたします。

お諮りいたします。要望第1号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員）　異議なしと認めます。

よって、要望第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。  
これより要望第1号を採決いたします。  
この要望は採択することにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。  
よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。  
暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

### ◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。  
ただいま休憩中に議長の手元に議員提出議案2件が提出されました。  
内容は、先ほどの請願第6号並びに要望第1号の採択により意見書の提出を求めるもので、発議第5号及び発議第6号の合計2件を発議として提出いたしたいというものであります。  
この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。  
よって、発議第5号及び発議第6号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

---

◇

### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、発議第5号 国に対して埼玉県立大学に医学部新設を認めることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第5号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。  
6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 国に対して埼玉県立大学に医学部新設を認めることを求める意見書の提出について、提出者のほうから提出理由を述べさせていただきます。

提出理由につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。



#### ◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第6号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林です。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書に関してですが、きのうの今議会でもあったように、なかなか地球温暖化対策に係る森林等の保全、整備をすることは、地方自治体においては大変財源的にも人間的にも困難な状況にありますので、このような形で財源を確保していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。  
よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（大澤径子議員） 追加日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。  
よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎諸般の報告

- 議長（大澤径子議員） 追加日程第8、諸般の報告をいたします。  
初めに、議長の私から報告いたします。  
6月29日、小鹿野町で開催された秩父地域議長会定例会に副議長と出席しました。  
月が変わり、7月26、27日の2日間、埼玉県町村議長会主催の議長県外研修で、宮城県亘理町及び山元町を視察、31日、秩父福祉女性会館で開催された秩父地区暴力排除推進協議会定期総会に出席しました。  
月が変わり、8月10日、横瀬町で開催されたちちぶ定住自立圏推進委員会に出席しましたので、報告いたします。  
次に、所管事務調査として、総務教育厚生常任委員長から、9月21日に山梨県身延町を、産業建設常任委員長並びに総務教育厚生常任委員長から、10月10日、11日の2日間、新潟県胎内市を視察する旨の申し出があり、議長において許可したので、報告いたします。  
次に、各常任委員会の活動報告について、委員長からお願いいたします。  
初めに、総務教育厚生常任委員長、6番、新井達男議員。

〔総務教育厚生常任委員長 新井達男議員登壇〕

- 総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） それでは、総務教育厚生常任委員会のほうからご報告させていただきます。  
6月27日と8月6日、6月27日は学校訪問ということで、それから8月6日が公共交通について調査してまいりました。その2点についてご報告させていただきます。  
平成24年6月27日、学校訪問です、これ。委員会委員全員参加、さらに教育長、次長さんに同行していただき、町内小中学校、幼稚園、給食センターを訪問することができました。  
小学校に関しては、三沢小学校体育館の雨漏り、これは完成当時から、どこから雨が入るのか特定できず現在に至っていると認識しております。体育館内に入ってまず感じたのがカビ臭い、これは児童への健



康に害がないか、専門家による調査が必要ではないかと感じました。

皆野幼稚園におきましては、以前は応募者数も多く、超える申し込みがありましたが、現在は入所園児の数も先細りのようで、町としても現在の社会に合った、保護者が安心して仕事をふやすことのできるような環境づくり、規定の教育時間外でのお預かり保育（幼児版の学童保育的なもの）について、今後早急に検討していく必要があるのではないかと感じました。

金沢小学校においては、来年度から閉校になるので、児童、保護者の方々が国神小学校に入って戸惑わないように、計画的に実施している先生方に対し、頭が下がる思いがしました。

国神小学校については、給食を運搬する際のトレーを動かす場所のコンクリートもしくは舗装化、運動場のバックネットの破損部分の修理、屋外プールの新設等の要望がありました。

給食センターにおきましては、数回訪問していますが、現場の方々が材料を吟味し、料理し、給食として各学校に配分する工程をつぶさに見たとき、残すなんて考えられませんという感じを受けました。

全体を通して、学校の経営者により、これほど雰囲気が違うものかと思いつく感じさせられました。教育は、国づくりの原点だと思いつく感じた次第です。学校、幼稚園、給食センターの関係者の方々に心よりお礼を申し上げ、報告書とさせていただきます。

続きまして、公共交通の関係ですけれども、8月6日月曜日、皆野駅バス停より西武秩父駅まで、西武観光バス三沢線に往復乗車、その後町営バスにて、日野沢線西立沢往復、金沢線浦山往復と、実際の運行状況を調査することができ、各路線で乗車してこられた方々から貴重なご意見を聞くことができました。

あいにく時期が悪く、夏休みでなければよかったと実感しているところですが、西武観光バス三沢線については、三沢地域から秩父方面へ乗車する方は少なく、曾根坂峠を越え秩父地域に入ると乗車する方も多く見られ、学生や買い物、病院等へ行く年配の女性でさまざまな目的のようでしたが、ご意見の中で「もう少し便数をふやしてもらいたい」といったご意見もありました。帰りの皆野駅に向かう便については、秩父方面行きほど乗車する方はおりませんでした。運転手さんの話では、常にこのような状況で、毎日の乗車でないが、乗車する方は決まっているとのことでした。

皆野駅に到着後、皆野町営バスにより日野沢線及び金沢線のローカル線を往復しましたが、この路線バスは地域住民の足としてなくてはならないと感じました。

今回の調査で、乗り合わせた利用者からは、夏の時期と冬の時期の2通りの時刻表にしてもらえないか、また金沢線のダイヤの時間をもう少し考えてほしいとの意見がありました。

時期的に夏休みに入っていたので、1回の調査でいろいろな問題点、感想を述べられませんが、今後町内においてさらに高齢化が進み、路線廃止も近い将来あり得るのではないかと考えても過言ではないかと感じております。町民生活での移動手段として、自動車が大きな役割を担っていますが、今後において地球環境問題も考慮しつつ、安心、安全に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならないと強く感じております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 続いて、産業建設常任委員長、10番、林豊議員。

〔産業建設常任委員長 林 豊議員登壇〕

○産業建設常任委員長（林 豊議員） 産業建設常任委員会のほうでは、さきの6月議会の前に行いました町内視察の回り切れなかったところと、それから前議会の際に通学路の安全点検ということがありましたので、ちょっと別委員会ともかぶるところがあったのですが、道路の関係ということで教育委員会のご

協力をいただきまして、建設課とともに一回りをしてまいりました。

教育委員会のほうで指摘されたところの主な部分は、昨日のいろんな場面で出てきた県道の部分が多かったわけですが、それぞれに対していろいろな対策がとられる見込みがあるようですから、大変心強く思っております。町道に関しては、まだ問題に係る部分がたくさんあるようですけれども、一日も早く通学路が安全なものになるように、一緒になって頑張っていきたいというふうに感じた次第でございます。

〔「いつ」と言う人あり〕

○産業建設常任委員長（林 豊議員） 済みません、7月18日に一日かけて実施いたしました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 次に、皆野・長瀬上下水道組合議員から、組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

2番、宮前司議員。

〔2番 宮前 司議員登壇〕

○2番（宮前 司議員） 2番、宮前ですけれども、特にございません。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から、組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

11番、四方田実議員。

〔11番 四方田 実議員登壇〕

○11番（四方田 実議員） 広域市町村圏組合議会の報告を申し上げます。

大野喜明議員と四方田が広域の議会の議員としてお世話になっておるわけですが、初めての定例会が7月11日にありました。管理者提出議案は8件、一般質問2名、この提出議案につきましては大方条例改正、また補正予算でありました。その中で一つ、財産取得についてという議案がありました。この財政取得というのは、財産の取得について、種類としては高規格救急自動車、数量2台、取得金額4,137万円、この高規格救急自動車が2台発注をされまして、この配備は秩父消防署影森分署1台、それから小鹿野両神分署に1台、高規格救急自動車が配備をされるということになりました。

続いて、8月7日に臨時議会が招集されました。同日、臨時議会の後に全員協議会も開催されました。臨時議会の内容につきましては、工事請負契約の締結についてであります。内容は、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事であります。この改良工事の目的は、施設の延命化、それから発電設備を導入して熱エネルギーの有効利用をする。また、温室効果ガスの発生を抑制するということでもあります。それで、この工事期間が平成24年度から26年度の3年間で、契約は19億9,815万円であります。これによって、CO<sub>2</sub>の削減が20%、それから発電施設が840万キロワットの発電ができるということでありまして、年間540万キロワットの電力を今使用しているということで、その電力を賄い、300万キロワットが売電をできるということでもあります。540万キロワットの電力を賄うということは、金額によりますと試算によりますと5,980万円の電力料の節減になると、それから300万キロワット売電をいたしますと、金額にして2,480万円の収入があるということでもあります。

続いて、全員協議会がありました。その中で報告がありましたのが、新火葬場建設事業についてであります。皆様もご承知のとおり、長い間いろいろ協議がされておりますけれども、7月27日に広域市町村圏組合と秩父斎場建設対策協議会において、基本協定の調印が行われました。この基本協定の内容につきまして、ご報告を申し上げます。この管理者、久喜邦康さん、斎場建設対策協議会会長、根岸恒太郎様の間

で協定を交わしております。

項目については、12項目において協定を結んでおります。1つ、次回の火葬場の建て替えについては、他地域に移転をします。2、日曜日の休業につきましては、現秩父斎場と同様に継続いたします。それから、3として新火葬場は公害防止を重視するとともに良好な維持管理に努め、周辺地域住民の生活環境を保全することに万全を期す。一時金につきましては、平成24年度中に5,000万円を下宮地町会に支払いいたします。5、年間交付金については、平成24年度から毎年度60万円を下宮地町会に支払う。6といたしまして、これは町道中央79号線の道路改修。それから、7として新火葬場周辺の道路整備をします。8といたしまして、宮型霊柩車の乗り入れについては、新火葬場では禁止する。9といたしまして、新火葬場の花輪につきましては、内花のみとする。10、進入路における葬祭関係者の看板等につきましては、立てないように葬儀業者に申し入れをする。11番といたしまして、火葬場周辺の環境整備につきましては十分に配慮いたします。12として、合意書締結後は上記以外の諸事項について審議をもって誠実に交渉に応じ、同意事項は文書で取り交わし、確実に履行しますという協定が結ばれております。

続いて、火葬場の基本的な概要を、案でございませうけれども、示されておりました。基本計画は、これは案ですが、人体炉については人体炉4炉を設置する。今までと同じであります。それから、待合室は洋室4室、大きいのが48人、96人、これは48人の倍になりますが、間を取り払って大きくするということができないということでもあります。それから、通夜、葬儀式に使用できる多目的室の設置を考えていると、それから動物炉の設置も考えているということで、現在民間のペット霊園2業者においてペットの火葬を行っている。しかしながら、有害鳥獣、特定外来生物等、路上でひかれた動物など、現在空き地などに埋めたりしているので、環境衛生上望ましくないもので、適切な処理をする施設を計画しているということです。

それから、火葬炉の燃料は、今までは重油及び灯油だったのですが、新火葬場では公害防止を重視する旨をもって、硫黄分及び窒素分をほとんど含まないLPガスにするということです。

それから、建物の面積ですが、今までは923平方メートルでしたが、建物面積は今回の計画では2,950平方メートル、延べ床面積ですが、今まで742平方メートルですが、今度の計画では3,120平方メートルということでもあります。敷地につきましても、今6,142.87平米、今度の計画は2万2,000平米で、近隣の太平洋セメントさんの用地があるそうですが、そこも買い取りをするということでもあります。場所ですけれども、今使っているところは駐車場になるというのか、今市営馬場があるところに建物を建てて、駐車場を広くするというような計画であります。

以上、雑駁な説明ですが、広域市町村圏組合議会としての報告を終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

監査委員から、定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において、行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 諸報告を申し上げます。

6月以降執行した入札につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、皆野町災害廃棄物処理計画第2次もあわせてご配付しておきました。

以上2件について報告いたしますので、お目通しのほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。



### ◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



### ◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



### ◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。

平成24年第3回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 大 澤 金 作

署 名 議 員 新 井 達 男